

蕪崎市こども計画

【素案】

令和 7 年 月

蕪崎市

- 目 次 -

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	3
第 3 節	計画の期間	4
第 4 節	SDGs への取組みについて	4
第 2 章	韮崎市の現状	5
第 1 節	人口等の現状	5
第 2 節	子育て支援サービスの現状	15
第 3 節	アンケート調査からみる現状と課題	26
第 1 項	子ども・子育て支援に関する二一ズ調査からみる現状と課題	27
第 2 項	子どもの生活状況調査からみる現状と課題	55
第 3 項	子ども・若者の意識と生活に関する調査からみる現状と課題	74
第 4 節	アンケート調査で挙げられた意見の概要	91
第 5 節	前計画（第 2 期子ども・子育て支援事業計画）の評価	96
第 3 章	計画の基本理念及び基本目標	98
第 1 節	基本理念	98
第 2 節	基本目標	99
第 3 節	計画の体系	101
第 4 節	進捗を測る指標	102
第 5 節	推進体制	104
第 4 章	こども施策の展開	105
基本目標 1	子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える	105
基本目標 2	子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する	109
基本目標 3	子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する	111
基本目標 4	支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする	129
基本目標 5	子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる	136
第 5 章	子ども・子育て支援事業計画	143
第 1 節	量の見込の算出にあたって	143
第 2 節	教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	145
第 3 節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び 実施時期	

.....	148
第4節 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	161
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	161

資料編.....162

① 計画策定までの経過	162
② 韮崎市子どもの権利に関する条例	163
③ 韮崎市子ども・子育て会議条例.....	169
④ 子ども・子育て会議委員名簿.....	171
⑤ 用語集	172

<別冊>

- ・別冊1 子どもの権利に関するアンケート集計結果
- ・別冊2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書
- ・別冊3 子どもの生活状況調査報告書
- ・別冊4 子ども・若者の意識と生活に関する調査報告書

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化と人口減少に歯止めがかからない中、令和 3 年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」において、こども政策を強力に推進し、少子化の防止と一人ひとりの Well-being（ウェルビーイング）を高め、社会の持続的発展を確保するよう、常に子ども・若者の最善の利益を考え、その取組みと政策を社会の真ん中に据える＝「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁を創設することが閣議決定されました。

また、令和 4 年 6 月には、子どもや若者に関する取組みを進めていく上での包括的な基本法となる「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月の同法施行にあわせて、こども施策の司令塔となる「こども家庭庁」が発足するとともに、同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」では、これまで別々に策定・推進されていた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく 3 つの大綱を統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が統一的に定められています。

そのような社会情勢の中において、本市では、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始以後、妊産婦への相談支援、就学前教育・保育の充実、多様な保育サービスの提供、地域ぐるみの子育て支援など、「韮崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、切れ目のない子育て支援の充実に取り組んできたところであり、令和 5 年 9 月には国の「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」という「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として宣言を行いました。

今般、「韮崎市第 2 期子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度末をもって終期を迎えることから、それらの取組みをさらに深化させ、子どもの権利の尊重、子ども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的かつ継続的に推進するよう、国の「こども大綱」や山梨県が策定する「都道府県こども計画」を勘案する中で、子どもにやさしいまちづくりを行うための「韮崎市子どもの権利に関する条例」の制定とあわせて、既存の各法令に基づく市町村計画と一体的な計画として「韮崎市こども計画」を策定しました。

■本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義され、同法の基本理念では、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされています。

なお、本計画内においてはこども基本法の趣旨を踏まえた上で、特別な場合（※）を除き、18歳未満を漢字表記の「子ども」、こども基本法における「心身の発達の過程にある者」を「子ども・若者」と併記することとします。

	0 歳	18 歳	39 歳
こども			
子ども			
若者			

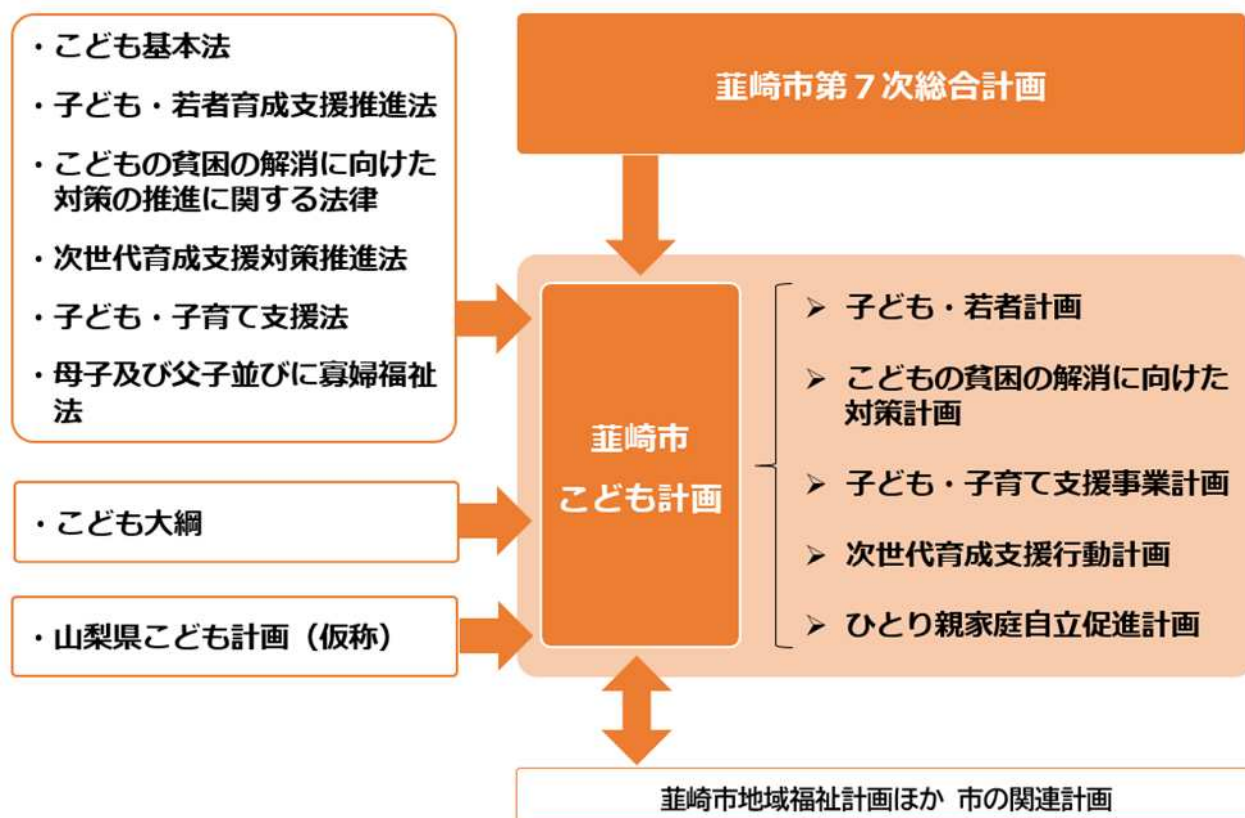
※特別な場合とは

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
(例)「こども家庭庁」「こども大綱」「こども施策」
- ・固有名詞を用いる場合
(例)「こども食堂」
- ・他の語との関係で「こども」表記を用いる必要がある場合
(例)「こどもまんなか」

第 2 節 計画の位置づけ

こども基本法第 10 条（都道府県こども計画等）において、市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。



本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」として位置づけます。

また、上位計画である「斐崎市第 7 次総合計画」及び「斐崎市地域福祉計画」やその他の各種関連計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野でこども施策を展開していくための指針として策定しています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、計画最終年度である令和11年度に達成状況の確認と見直しを行うほか、国や山梨県の施策の動向、社会経済情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて計画を見直します。

令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
		第1期韮崎市こども計画 (本計画)						
							次期こども計画 (令和12年度～ 令和16年度)	

第4節 SDGs への取組みについて

本計画の上位計画である「韮崎市第7次総合計画」において、平成27年に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)を推進することから、本計画においても、計画と主に関連がある以下の項目を踏まえた施策の推進を図ることとします。

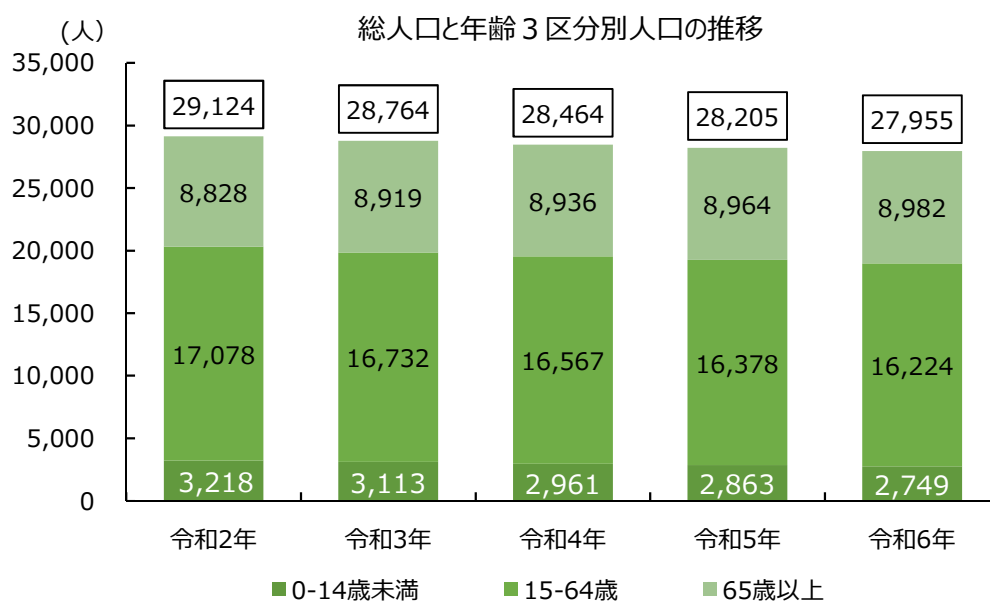


第2章 韮崎市の現状

第1節 人口等の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

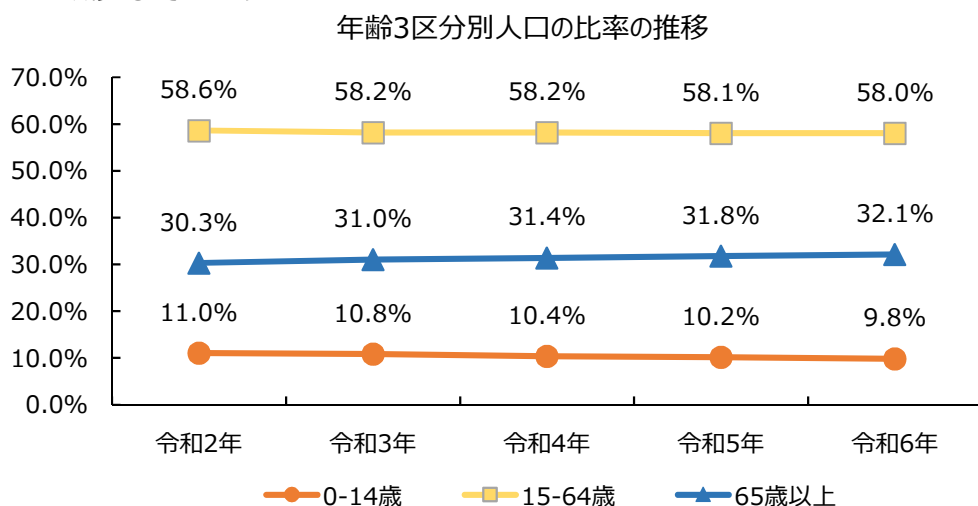
本市の総人口は、住民基本台帳によると平成16年に33,240人を記録して以降、これまで減少が続いています。総人口をみると、令和2年から令和6年までの5年間で1,169人減少しています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の比率の推移

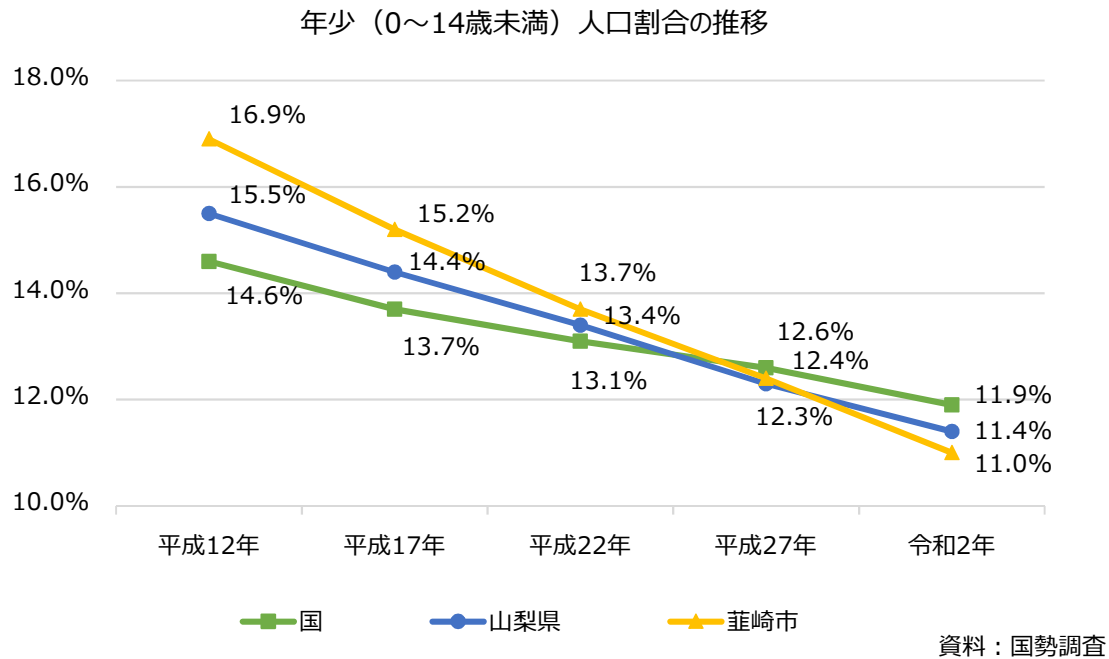
年齢3区分別人口の比率をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は年々ゆるやかに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 年少（0～14 歳未満）人口割合の推移

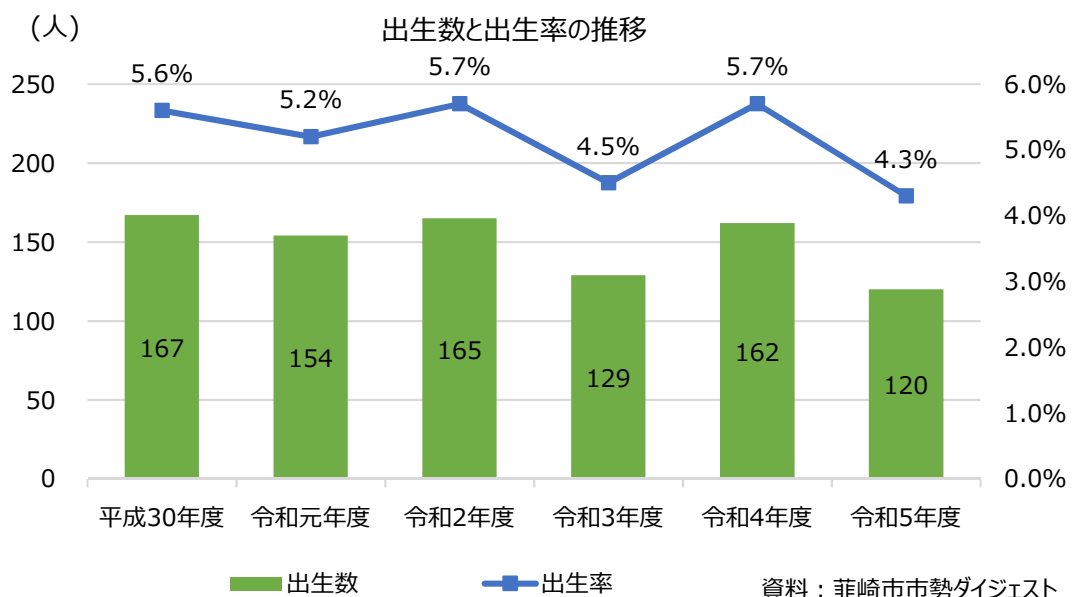
年少人口割合を国・山梨県と比べると、本市は国・山梨県よりも高い水準にありましたが、令和 2 年には国や山梨県よりも低い水準となりました。平成 12 年と令和 2 年を比べると、国は 2.7 ポイント、山梨県は 4.1 ポイント、本市は 5.9 ポイント減少しています。



(4) 出生数と出生率の推移

出生数は増加と減少の変動がみられます。令和 3 年度と令和 5 年度に大きく減少しています。平成 30 年度と令和 5 年度を比べると、47 人の減少となっています。

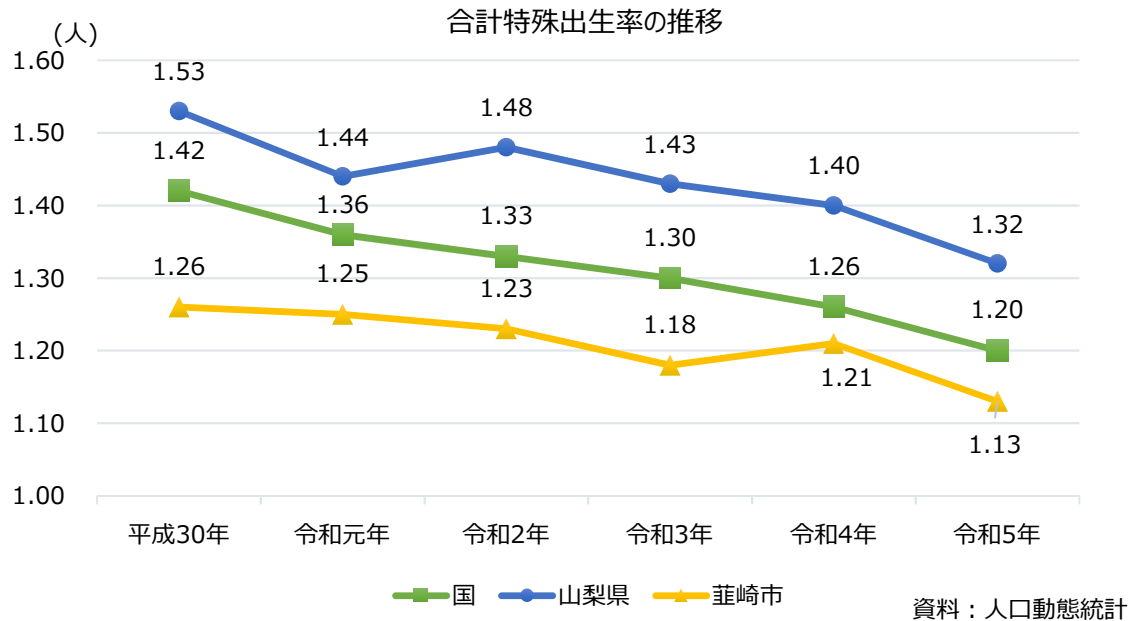
出生率は令和 2 年度にやや回復したものの、増加と減少を繰り返しています。



(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、平成 30 年から令和 3 年にかけてゆるやかに減少しており、その後令和 4 年には 1.21 に増加しましたが、令和 5 年には 1.13 に減少しています。

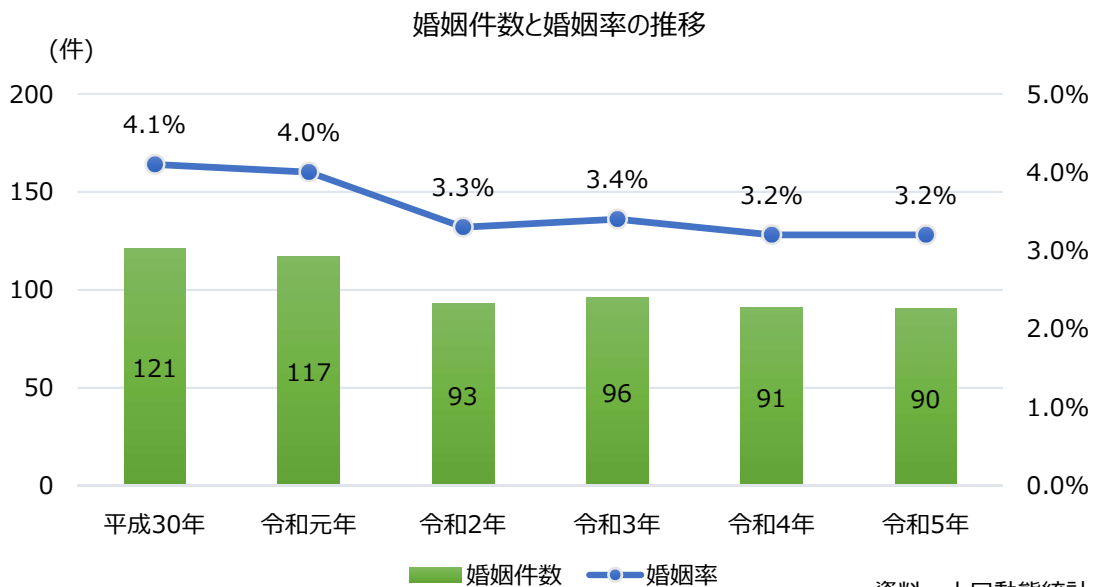
また、国や山梨県よりも低い水準で推移しています。



※合計特殊出生率：1 人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は 15～49 歳の年齢別出生率の合計です。

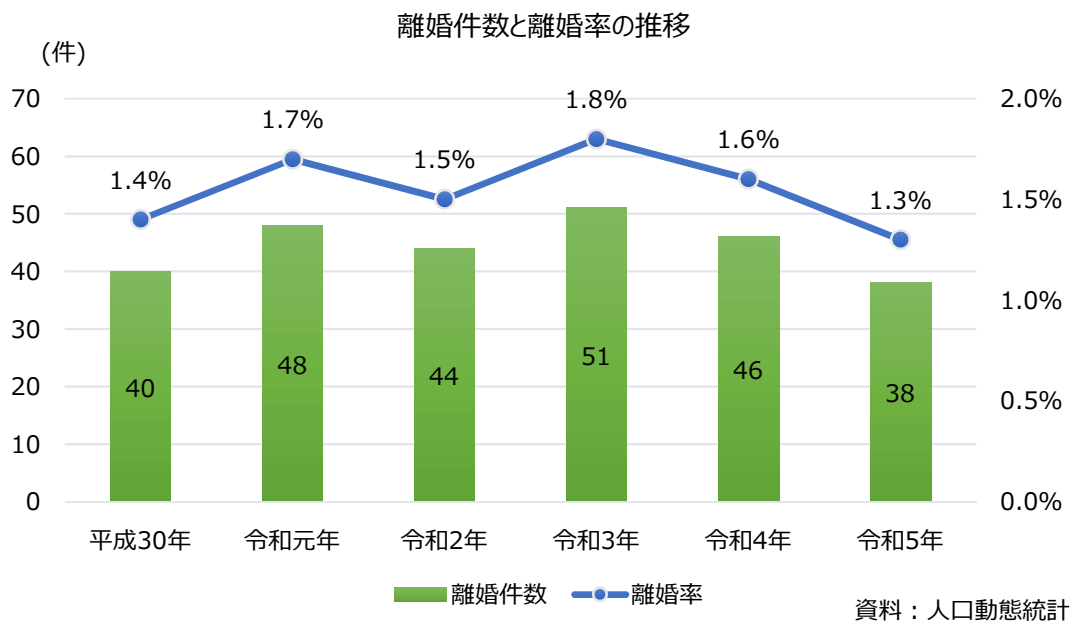
(6) 婚姻件数と婚姻率の推移

婚姻件数については、平成 30 年から令和 2 年にかけて 28 件減少していますが、その後は増減を繰り返し、令和 5 年には 90 件となっています。婚姻率は令和 2 年に 3.3%まで減少し、その後はゆるやかに推移し、令和 5 年は 3.2%となっています。



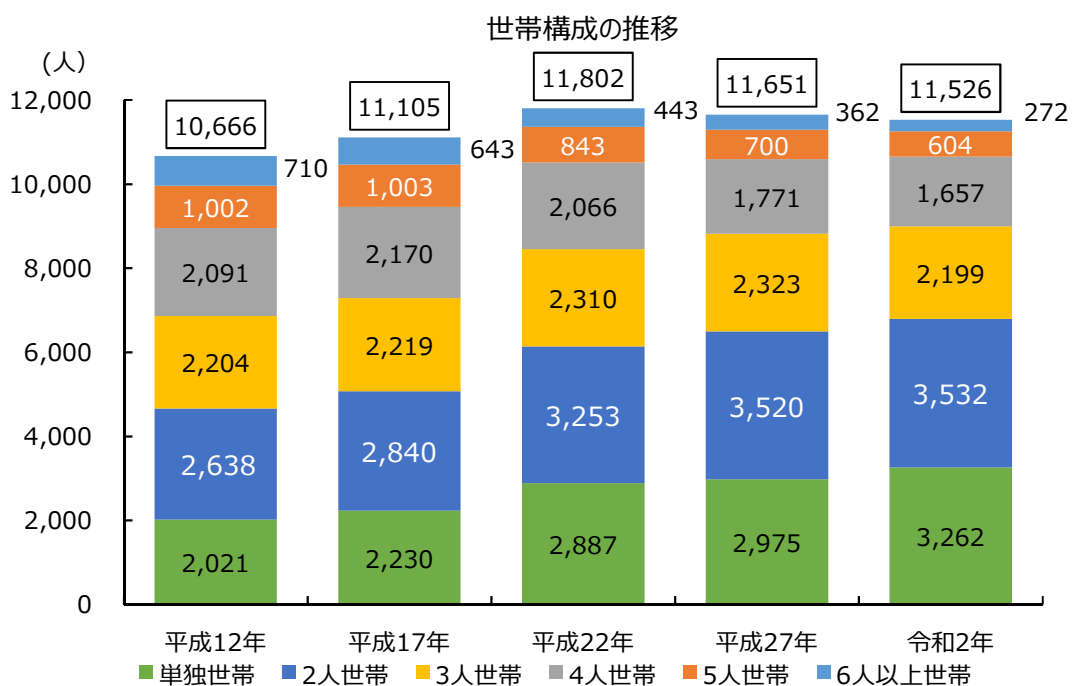
(7) 離婚件数と離婚率の推移

離婚件数、離婚率はともに平成 30 年から増減を繰り返しながら推移しており、令和 4 年以降は減少傾向に転じています。



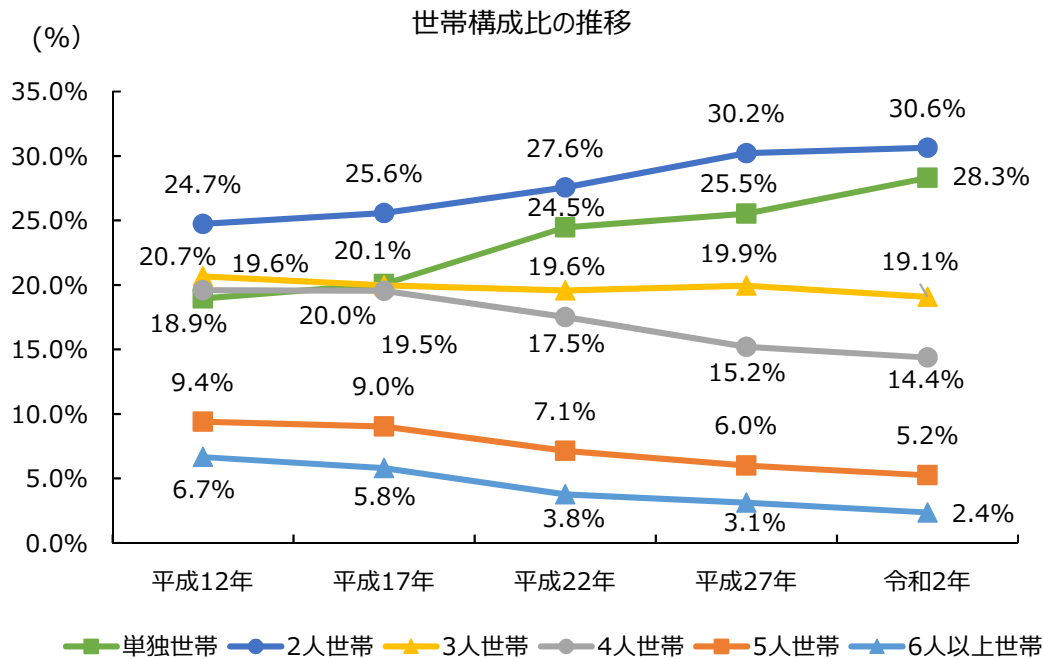
(8) 世帯構成の推移

世帯数は令和 2 年で 11,526 世帯と、平成 12 年と比べて約 1.1 倍に増加しています。特にこの 20 年では、単独世帯が約 1.6 倍、2 人世帯が約 1.3 倍に増加しています。一方、5 人世帯は約 39.7%減少しています。



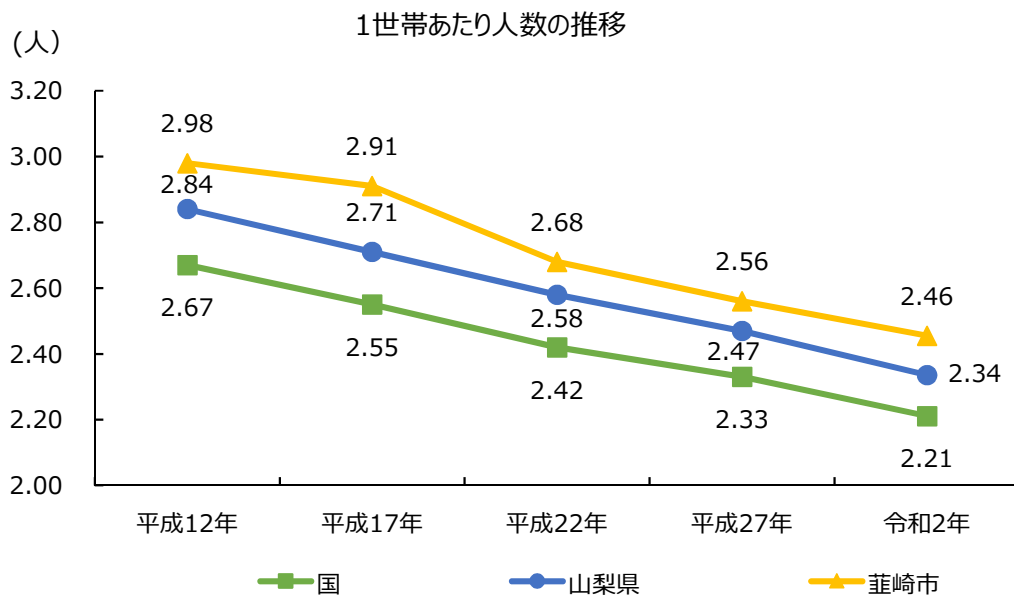
(9) 世帯構成比の推移

2人世帯はこの20年間増加し続け、令和2年には30.6%となっています。一方、4人以上の世帯は減少傾向にあり、いずれも20年間で4.2ポイント以上減少しています。



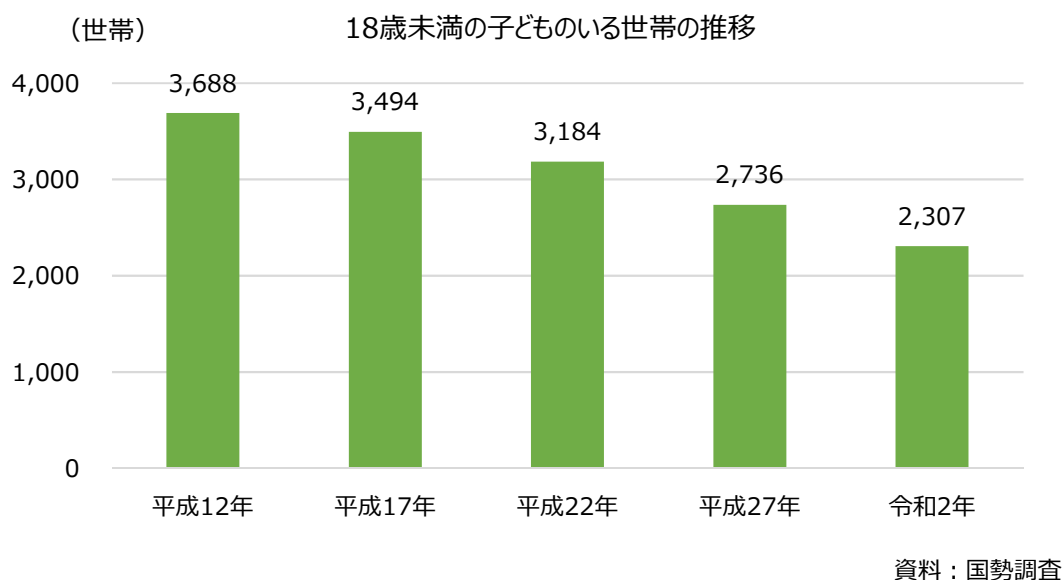
(10) 1世帯あたり人数の推移

本市の1世帯あたりの人数は、国・山梨県よりも高くなっていますが、この20年間で低下し続け、平成12年と令和2年を比べると0.52人減少しています。



(11) 18歳未満の子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯は減少し続けており、平成12年と令和2年を比べると1,381世帯減少しています。



(12) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口について平成12年と令和2年を比べると、第一次産業は919人、第二次産業は1,915人減少している一方、第三次産業は265人増加し、8,471人となっています。

第1次産業、第2次産業、第3次産業 就業人口と構成比

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,239	2,059	1,447	1,533	1,320
構成比 (%)	12.9%	12.3%	9.3%	10.2%	8.9%
第2次産業	6,947	6,125	5,398	4,775	5,032
構成比 (%)	39.9%	36.6%	34.7%	31.9%	33.8%
第3次産業	8,206	8,508	8,251	8,238	8,471
構成比 (%)	47.1%	50.8%	53.0%	55.0%	56.9%
分類不能	27	52	459	428	58
構成比 (%)	0.2%	0.3%	3.0%	2.9%	0.4%
合計	17,419	16,744	15,555	14,974	14,881

資料：国勢調査

※第一次産業：農業・林業・漁業等

第二次産業：鉱業・採石業・砂利採取業・建設業・製造業等

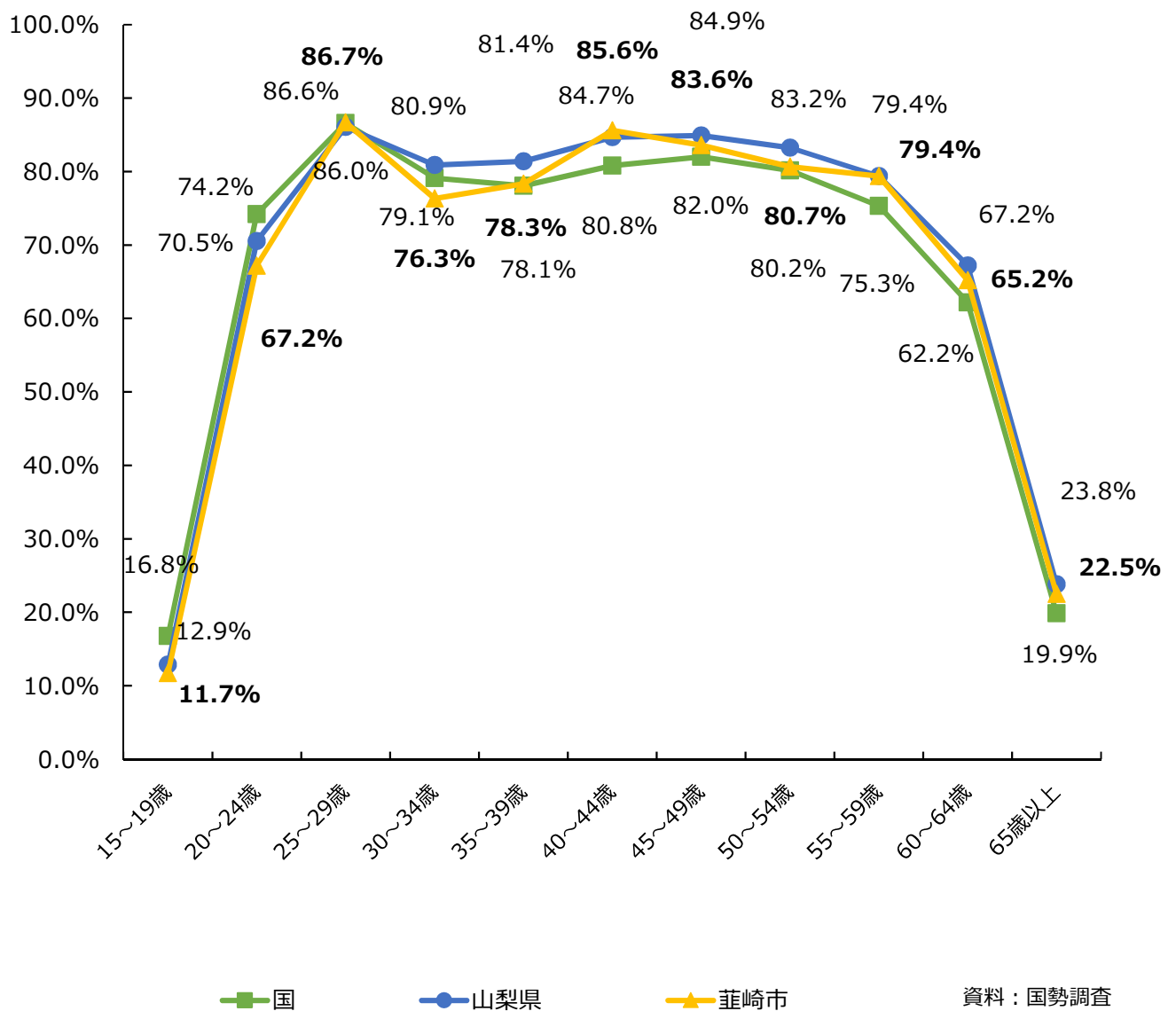
第三次産業：第一次産業・第二次産業を除いたもの

(電気・ガス・運輸・卸売・小売・不動産・宿泊・飲食・医療・福祉業等)

(13) 女性の就労状況

5 歳階級別の女性の就業率についてみると、本市では 25～29 歳、40～44 歳と 55～59 歳を除いて、山梨県を下回っています。また、30～39 歳はほぼ横ばいで推移し、40～44 歳は再び上昇しており、国・山梨県の数値を上回っています。その後は、国の数値を上回っているものの下降しています。

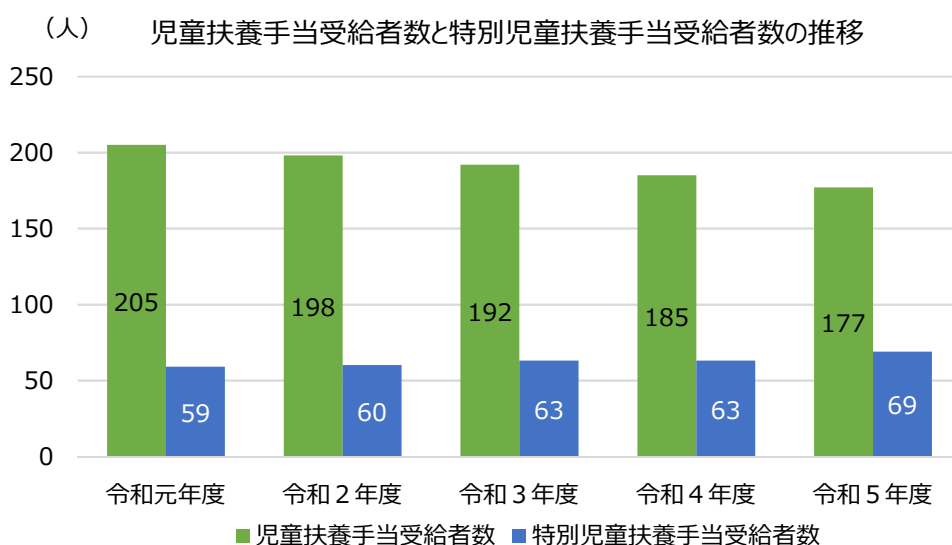
女性の就労状況



(14) 各種扶養手当の推移

各種扶養手当の受給者数についてみると、ひとり親家庭を受給対象とした児童扶養手当受給者数は令和元年度には 205 人でしたが、その後ゆるやかに減少し、令和 5 年度には 177 人と令和元年度と比べると 28 人減少しています。

また、精神または身体に、重・中程度の障がいのある児童を養育している保護者を受給対象とした、特別児童扶養手当受給者数については、ほぼ横ばいで推移し、令和 5 年度に 69 人と増加しています。



資料：福祉課・こども子育て課（各年度末現在）

(15) 生活保護の状況

本市の生活保護世帯数は、令和元年度以降 121～125 世帯台で推移しており、令和 5 年度は、生活保護世帯数 130 世帯、人員 148 人、保護率は 0.53%となっています。また、山梨県・全国に比べると低い保護率となっています。

生活保護受給世帯数、人員、保護率の比較

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
斐崎市	保護世帯数（人）	122	123	121	125	130
	保護世帯人員（人）	143	143	141	146	148
	保護率（%）	0.49	0.50	0.50	0.51	0.53
山梨県	保護率（%）	0.86	0.87	0.88	0.88	
全 国	保護率（%）	1.64	1.63	1.63	1.62	

資料：福祉課（各年度平均値）

(16) 小・中学校の児童・生徒のうち就学援助の認定を受けている割合

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、必要な支援を行っています。令和元年度以降の本市の準要保護児童・生徒数は、年々減少傾向にあります。就学援助の認定を受けている割合は8～10%で推移しています。

就学援助の認定を受けている割合の推移

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,385	118	8.5%	1,296	111	8.6%	1,224	111	9.1%
中学校	758	84	11.1%	748	97	13.0%	744	88	11.8%
合計	2,143	202	9.4%	2,044	208	10.2%	1,968	199	10.1%

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)	児童・生徒数 (人)	準要保護児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,176	102	8.7%	1,145	95	8.3%	1,119	82	7.3%
中学校	695	73	10.5%	651	65	10.0%	620	58	9.4%
合計	1,871	175	9.4%	1,796	160	8.9%	1,739	140	8.1%

資料：教育課（各年度末現在）

(17) 食糧支援の実施状況

平成 29 年度から子どもの貧困対策を念頭に、地域住民の各世帯に食糧の提供を要請し、提供された食糧を就学援助世帯に支給する事業を行っています。事業の申請率は、令和元年度の 24.3% から令和 5 年度には 36.3% と増加傾向にあります。

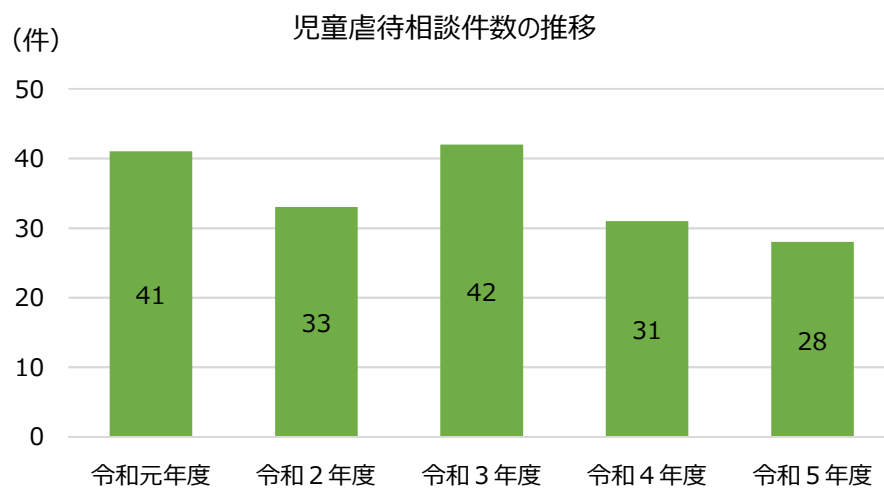
食糧支援実績の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象世帯数（世帯）	404	422	383	342	331
支給世帯数（世帯）	98	102	120	124	120
申請率（%）	24.3	24.2	31.3	36.3	36.3

資料：福祉課（各年度末現在）

(18) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数については、増減を繰り返し推移しています。令和元年度と令和 5 年度を比べると 13 件減少しています。



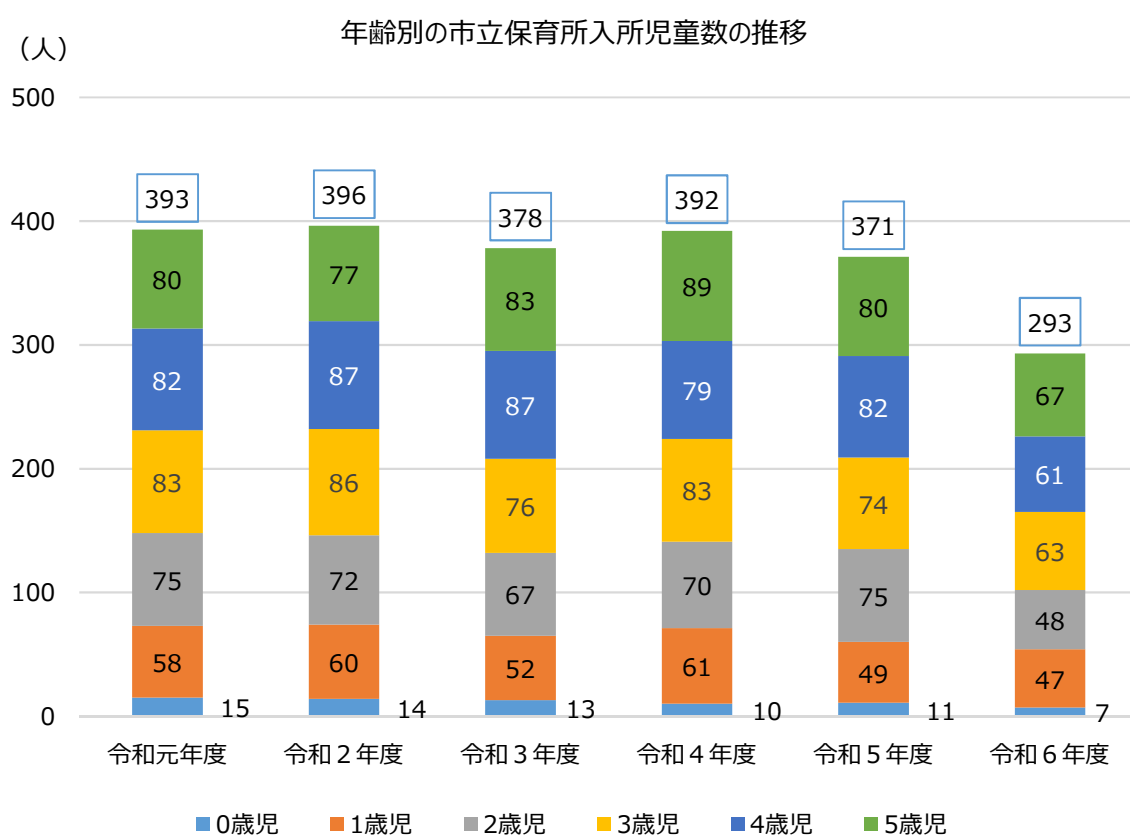
資料：こども子育て課（各年度末現在）

第 2 節 子育て支援サービスの現状

(1) 市立保育所の入所児童数の推移

市立保育所の入所児童数については令和元年度以降増減を繰り返しており、令和 5 年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和 6 年 4 月より、保育所の民営化によって 3 園が 2 園となったため、令和 6 年度には 293 人となっています。

また、定員に対する入所率についても、令和元年度以降ほぼ横ばい状態となっており、令和 6 年度には 81.4%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

入所児童数と入所率の推移

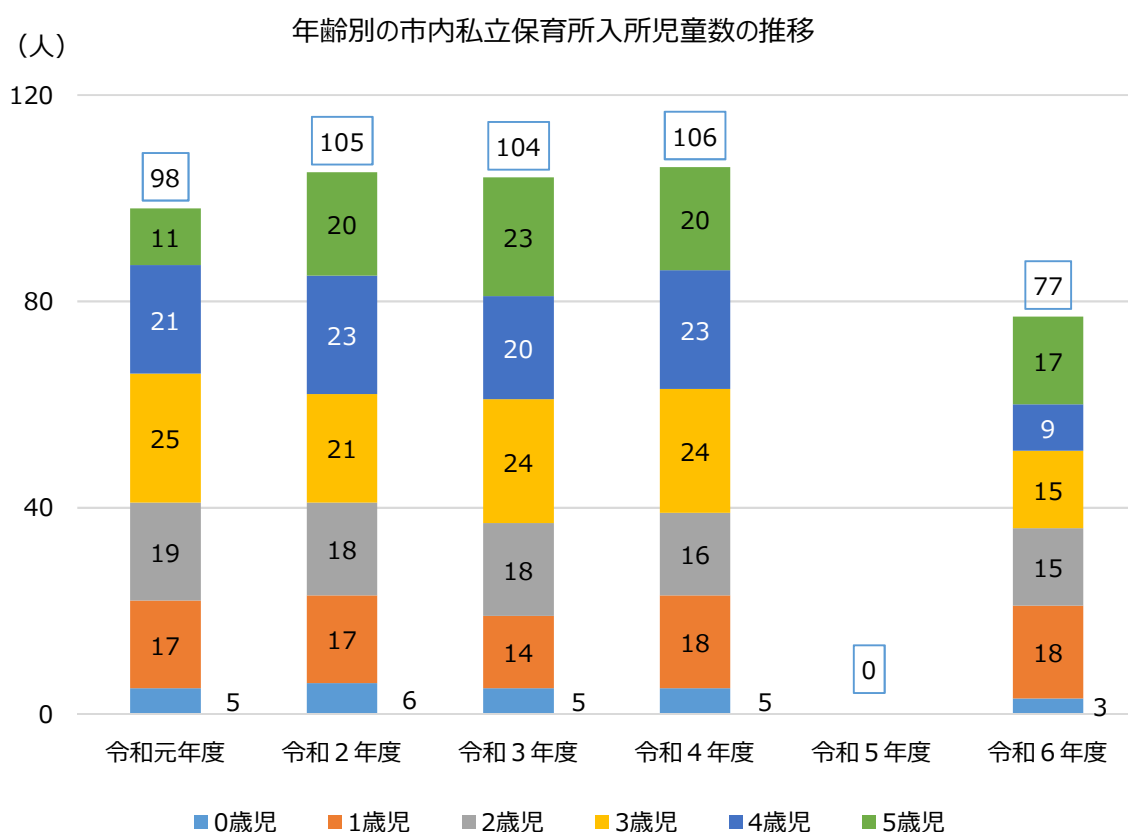
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	393	396	378	392	371	293
定員（人）	480	480	480	480	480	360
入所率	81.9%	82.5%	78.8%	81.7%	77.3%	81.4%

資料：こども子育て課（各年度 5 月 1 日現在）

(2) 市内私立保育所の入所児童数の推移

市内私立保育所の入所児童数については、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移しています。令和5年度は市内唯一の私立保育所が、認定こども園に移行したため、児童数は0となり、令和6年度には新たな私立保育所が開設されています。

また、定員に対する入所率については、令和元年度から令和4年度までは80%台を推移し、令和6年度は、58.3%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

入所児童数と入所率の推移

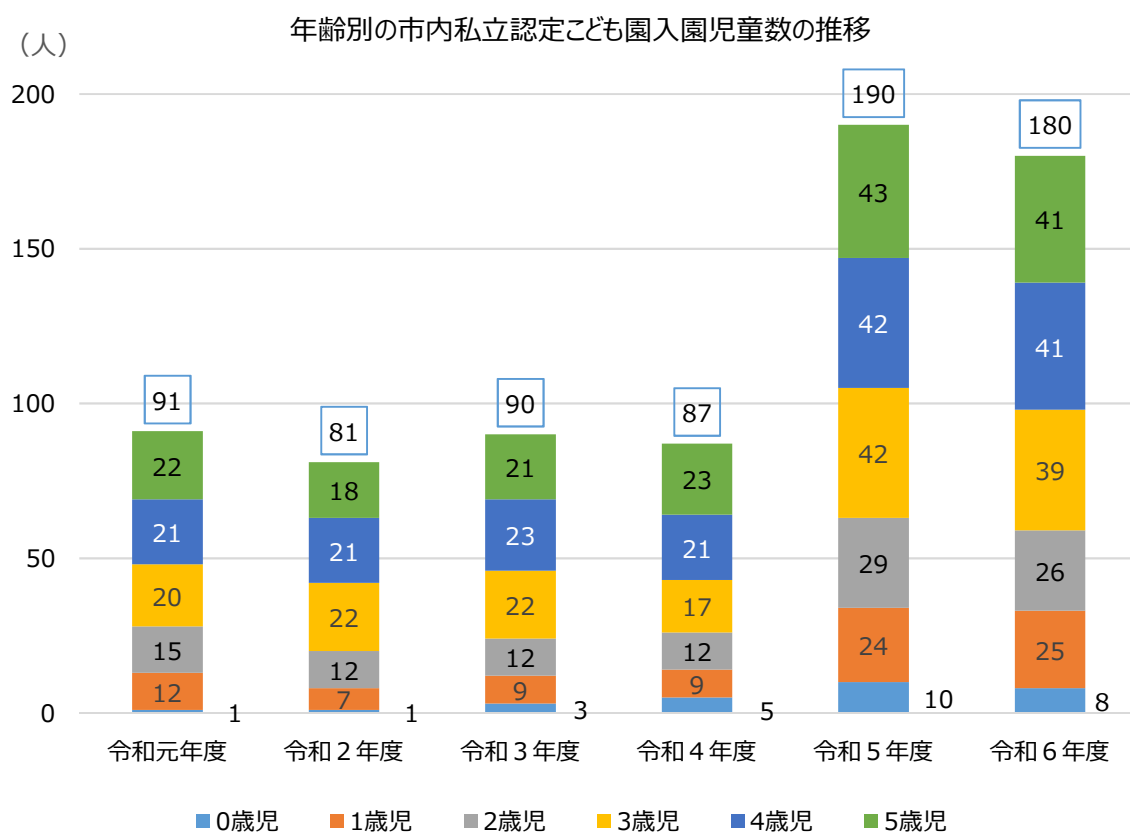
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	98	105	104	106	－	77
定員（人）	120	120	120	120	－	132
入所率	81.7%	87.5%	86.7%	88.3%	0.0%	58.3%

資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

(3) 市内私立認定こども園の入園児童数の推移

市内私立認定こども園の入園児童数については令和元年度以降ほぼ横ばいで推移し、令和5年度に1園から2園に増えたことにより大きく増加し、令和6年度には180人となっています。

また、定員に対する就園率については、各年度80%から90%台を推移し、令和6年度は、83.7%となっています。



資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

入園児童数と就園率の推移

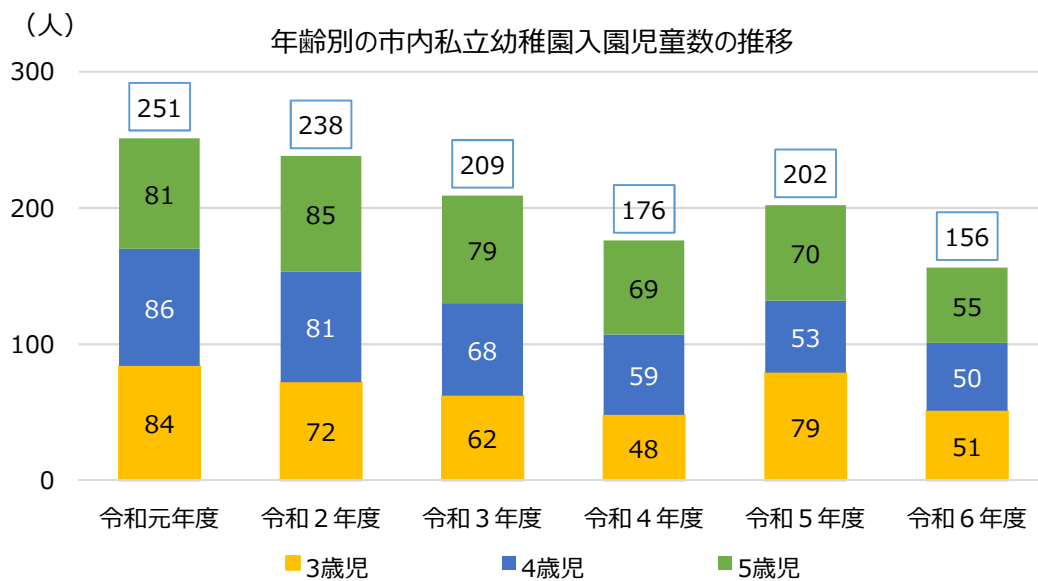
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	91	81	90	87	190	180
定員（人）	100	100	100	95	215	215
就園率	91.0%	81.0%	90.0%	91.6%	88.4%	83.7%

資料：こども子育て課（各年度5月1日現在）

(4) 市内私立幼稚園の入園児童数の推移

市内私立幼稚園 2 園の入園児童数は、令和元年度以降増減を繰り返しており、令和 6 年度には 156 人となっています。

また、定員に対する就園率については、各年度 60%から 70%台を推移し、令和 6 年度には 57.8%となっています。



資料：教育課「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

入園児童数と就園率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（人）	251	238	209	176	202	156
定員（人）	370	300	300	270	270	270
就園率	67.8%	79.3%	69.7%	65.2%	74.8%	57.8%

資料：教育課「学校基本調査」（各年度 5 月 1 日現在）

(5) 市内小学校の推移

市内小学校 5 校の児童数は年々減少傾向にあり、令和元年度と令和 6 年度を比べると、男子では 128 人、女子では 138 人減少しています。

児童数の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
男子（人）	718	665	642	616	606	590
女子（人）	667	631	582	560	539	529
合計（人）	1,385	1,296	1,224	1,176	1,145	1,119

資料：教育課「学校基本調査」（各年度 5 月 1 日現在）

(6) 市内中学校の推移

市内中学校 2 校の生徒数は年々減少傾向にあり、令和元年度と令和 6 年度を比べると、男子では 56 人、女子では 82 人減少しています。

生徒数の推移

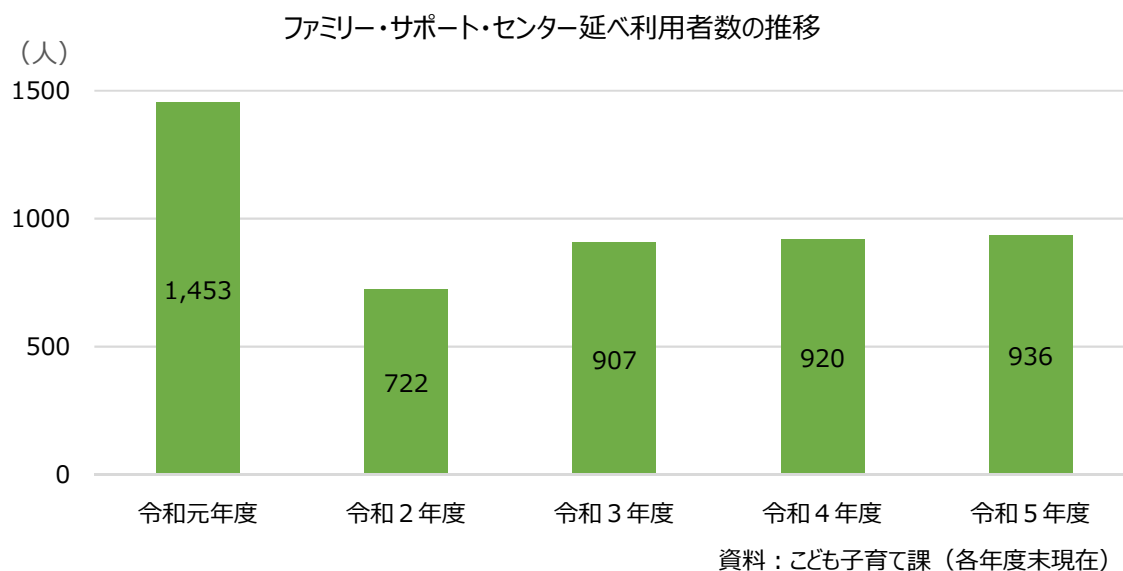
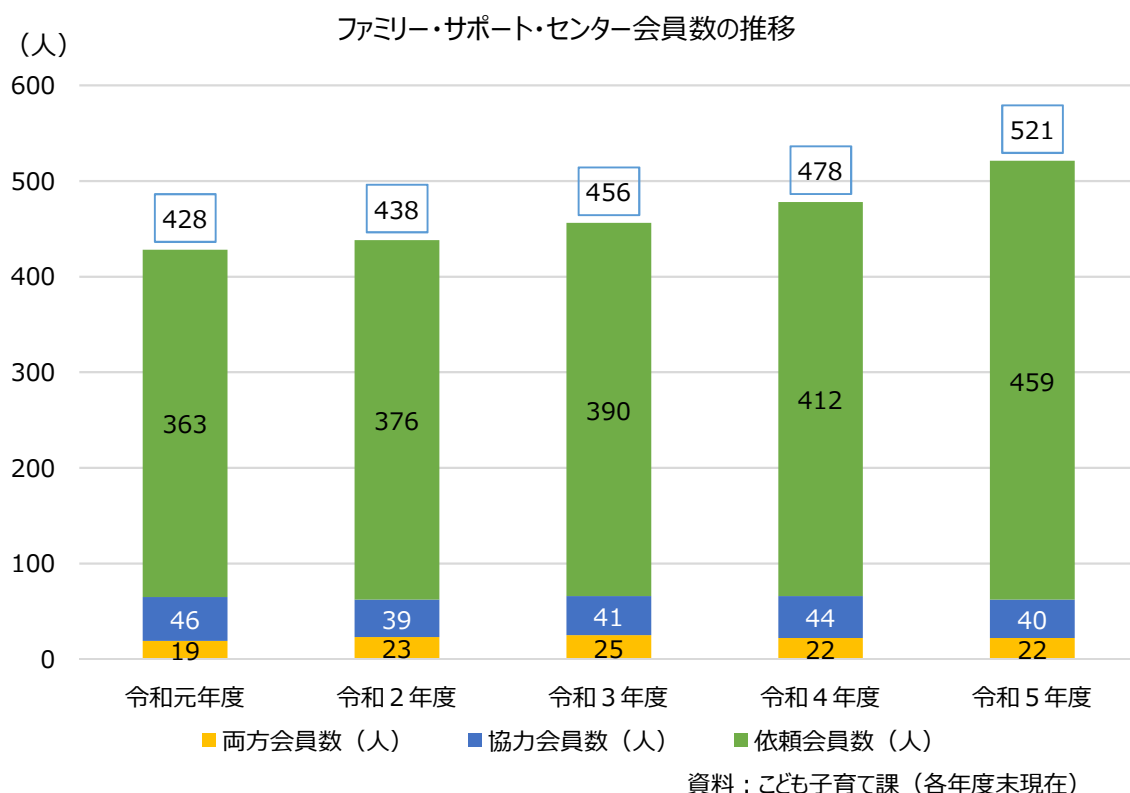
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
男子（人）	386	387	378	368	335	330
女子（人）	372	361	366	326	316	290
合計（人）	758	748	744	694	651	620

資料：教育課「学校基本調査」（各年度 5 月 1 日現在）

(7) ファミリー・サポート・センターの状況

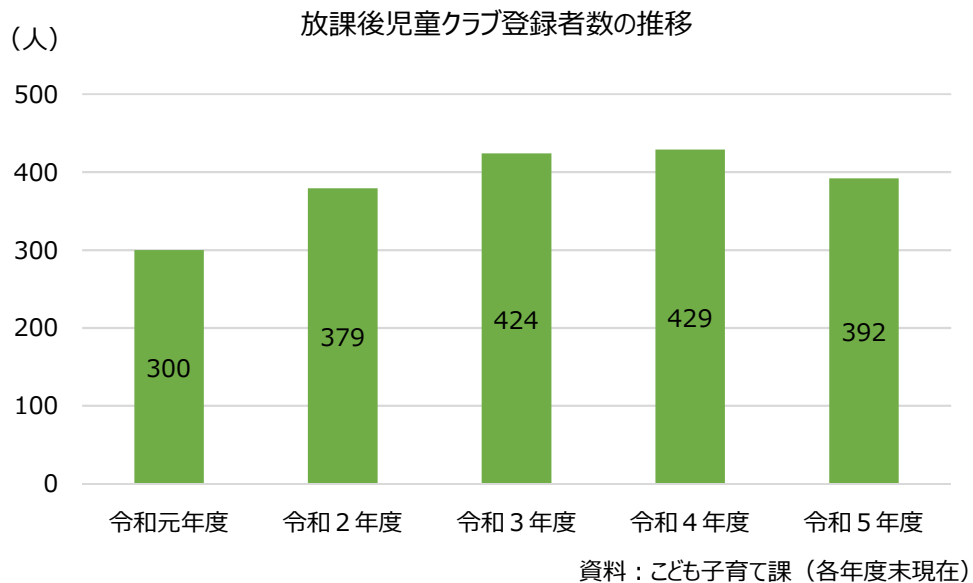
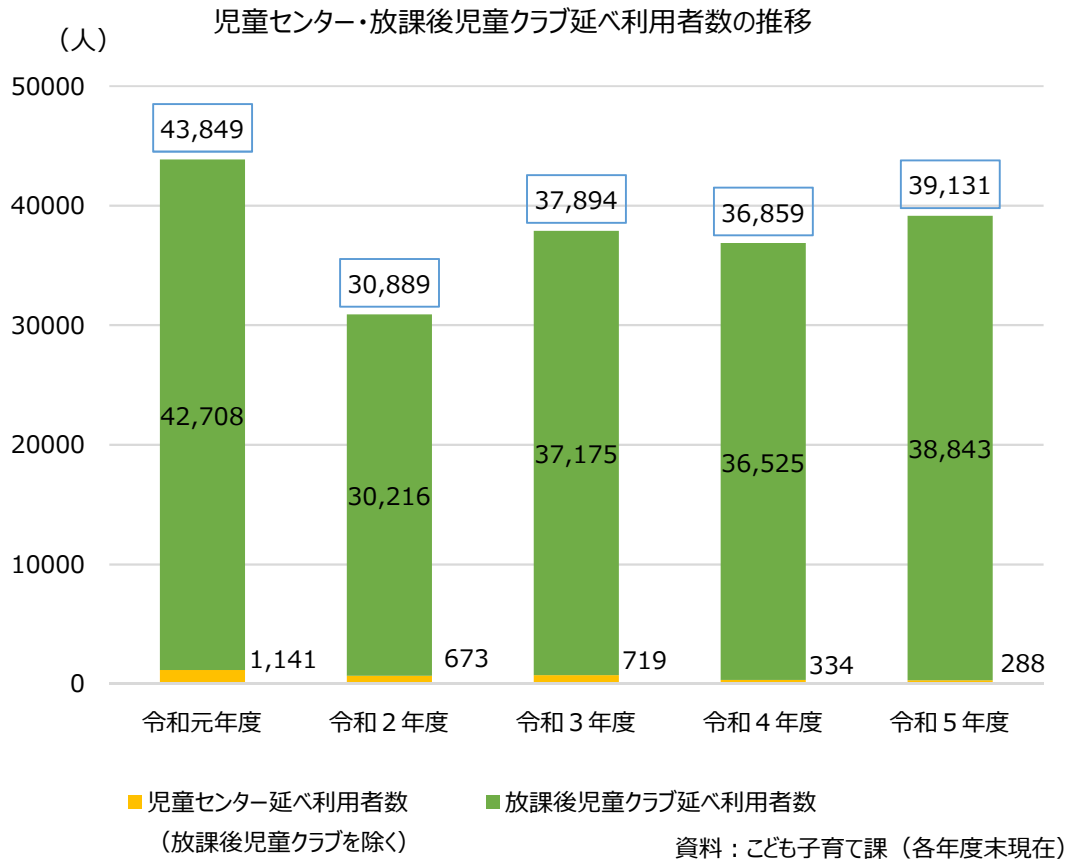
ファミリー・サポート・センターの会員は、依頼会員数は令和元年度以降増加傾向にあり、協力会員数はほぼ横ばいで推移しています。依頼会員数は令和元年度と令和5年度を比べると96人増加しています。

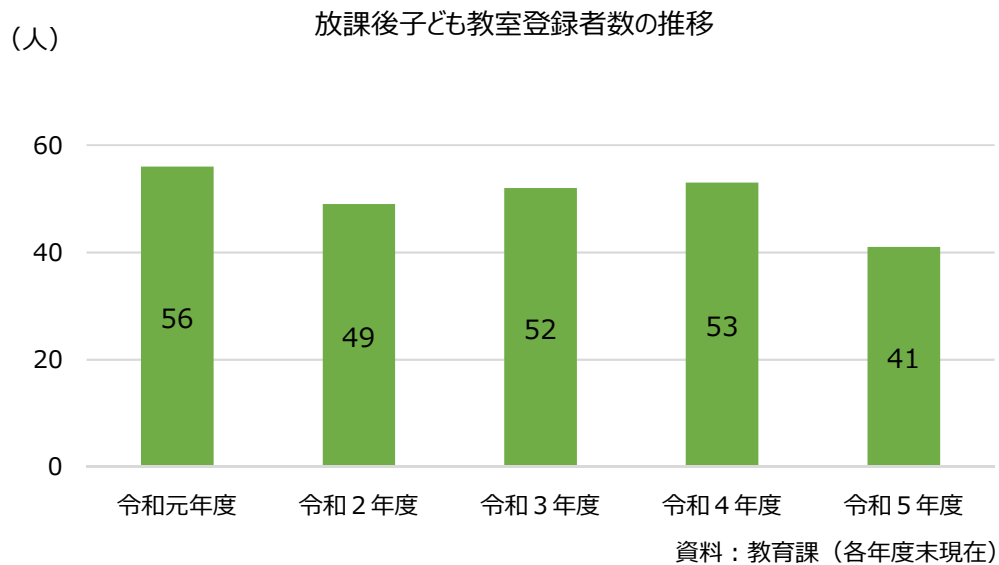
また、延べ利用者数は、令和2年度のコロナ禍において大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度には936人となっています。



(8) 児童センターの状況

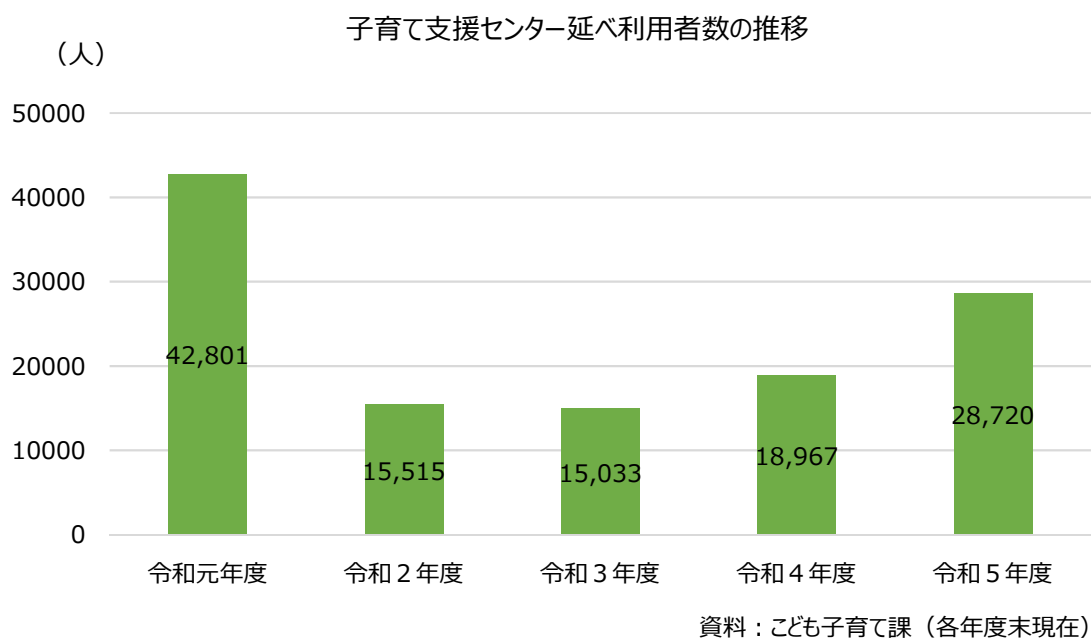
児童センター4館の利用者数は、令和元年度には43,849人と最も多くなっており、その後は増減を繰り返しています。放課後児童クラブと穂坂小学校放課後子ども教室の登録者数は、令和2年度以降、増減を繰り返しています。





(9) 子育て支援センターの状況

子育て支援センターの延べ利用者数は、令和元年度には 42,801 人と最も多くなっています。令和2年度のコロナ禍において大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和5年度には 28,720 人と令和4年度と比べて、9,753 人増加しています。



(10) 母子健康手帳交付（妊婦相談）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	92	92	98	95	95	96
人数（人）	169	167	149	156	149	133

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(11) パパママ学級

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	15	13	9	11	16	18
延人数（人）	117	133	96	110	190	132

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(12) 4 か月児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	0	11	13	14
人数（人）	180	141	167	147	146	146

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(13) 1 歳 6 か月児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	0	0	15	15
人数（人）	179	169	174	144	150	144

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(14) 3 歳児健康診査

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	21	16	17	14
人数（人）	200	185	193	177	163	157

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(15) すくすく教室（7 か月） ※R4年度・R5 年度代替でもぐもぐ教室（8 か月）として開催

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	中止	中止	（※） 13	（※） 13
人数（人）	184	144	中止	中止	（※） 147	（※） 147

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(16) よちよち教室（11 か月） ※R4年度・R5 年度代替でもぐもぐ教室（8 か月）として開催（再掲）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	中止	中止	（※） 13	（※） 13
人数（人）	164	153	中止	中止	（※） 147	（※） 147

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(17) のびのび教室（2 歳児）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	12	11	中止	16	16	13
人数（人）	192	167	中止	156	153	140

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(18) にこにこ子育て相談室（育児相談）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数（回）	24	24	24	24	24	24
延人数（人）	335	317	447	461	492	443

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(19) 予防接種

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
不活性ポリオ(人)	4	3	－	－	－	－
四種混合（人）	726	674	633	577	538	616
BCG（人）	177	166	154	142	147	149
麻しん風疹混合 ワクチン（人）	398	333	347	344	309	335

資料：健康づくり課（各年度末現在）

(20) 一時預かり保育（保育所等）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施施設数（カ所）	2	2	3	3	2
利用児童数（延人数）（人）	739	204	703	233	238

資料：こども子育て課（各年度末現在）

(21) 一時預かり事業の状況（子育て支援センター）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（延人数）（人）	292	76	74	155	179

資料：こども子育て課（各年度末現在）

(22) 病児・病後児保育の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施施設数（カ所）	3	3	3	3	3
利用者数（延人数）（人）	1,276	741	1,142	1,206	908

資料：こども子育て課（各年度末現在）

第3節 アンケート調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、子ども・若者や子育て当事者を対象に、教育・保育、子育て支援等の現在の利用状況や今後の利用希望等のニーズを把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、貧困（生活困難）層を把握するとともに、生活・教育状況やニーズを把握することを目的とした「子どもの生活状況調査」、若者の生活状況・居場所・ヤングケアラーの実態などを把握することを目的とした「子ども・若者の意識と生活に関する調査」の3つの調査を一括で実施しました。

（1）調査期間

令和6年6月14日から令和6年6月28日まで

（2）調査対象及び回収率

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第3節第1項)	①就学前児童の保護者	705	454	64.4%
	②小学生（1年～3年）の保護者	526	370	70.3%
子どもの生活状況調査 (第3節第2項) P55	③小学5年生・中学2年生の本人	396	340	85.9%
	④小学5年生・中学2年生の保護者	367	271	73.8%
子ども・若者の意識と生活に関する調査 (第3節第3項) P74	⑤一般市民(15歳～39歳)	1,200	293	24.4%
合計		3,194	1,728	54.1%

▶ 紙とWebアンケートの併用で調査を実施

（3）用語の説明

（単数回答）・・・選択回答は1項目のみ

（複数回答）・・・一部回答を限定しているものもある

n・・・回答者数（number）を表す。「n=100」は、回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているため、各項目の合計が100%にならない場合もあります。

第 1 項 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる現状と課題

1. 調査の概要

(1) 調査の目的及び調査期間 第 3 節 P26 を参照

(2) 調査対象及び回収率 (再掲)

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (第 3 節第 1 項)	①就学前児童の保護者	705	454	64.4%
	②小学生 (1 年～3 年) の保護者	526	370	70.3%

▶ 紙と Web アンケートの併用で調査を実施

2. 調査の結果

○調査票回答者

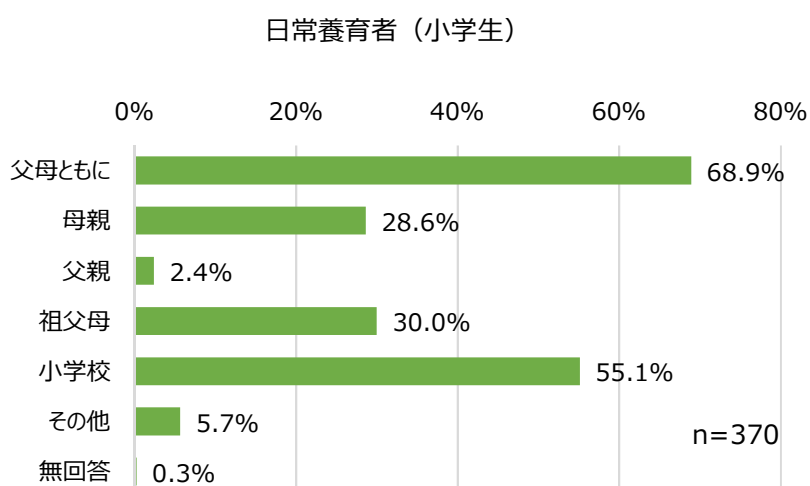
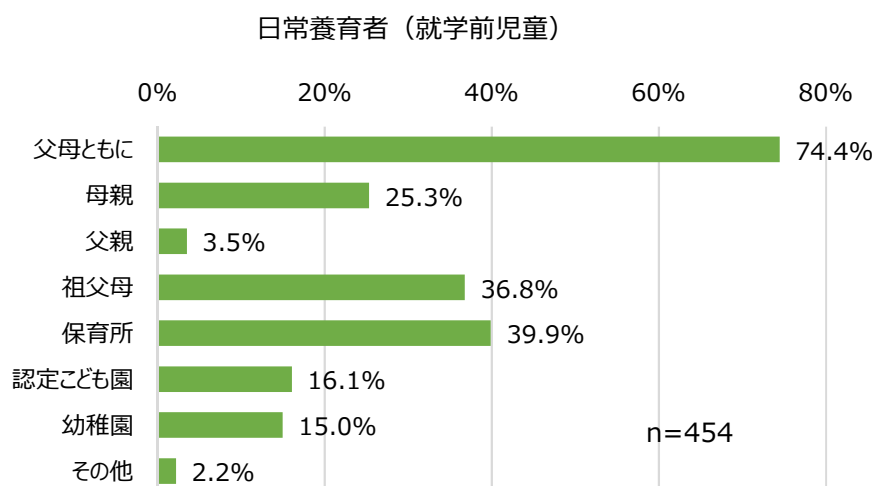
項目		合計	母親	父親	その他	無回答
就学前児童 小学生	回答者数 (人)	824	677	144	1	2
	構成比 (%)	100.0	82.2	17.5	0.1	0.2

○子どもの年齢

項目		合計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	無回答
就学前児童 小学生	回答者数 (人)	824	33	53	56	72	97	111	120	134	140	8
	構成比 (%)	100.0	4.0	6.4	6.8	8.7	11.8	13.5	14.6	16.3	17.0	1.0

■子どもの育ちをめぐる環境について

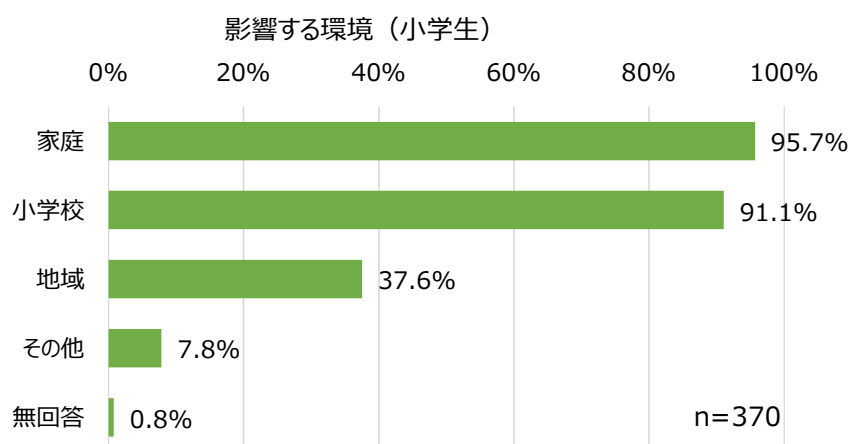
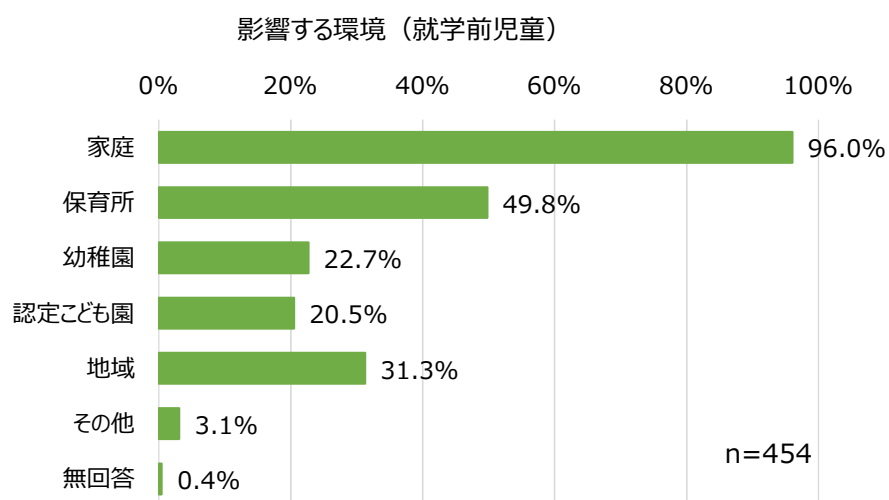
子育てに日常的に関わっている方（複数回答）



子育てに日常的に関わっている方については、就学前児童において「父母ともに」が74.4%と最も多くなっています。次いで「保育所」「認定こども園」「幼稚園」の施設が合わせて71.0%、「祖父母」が36.8%などとなっています。

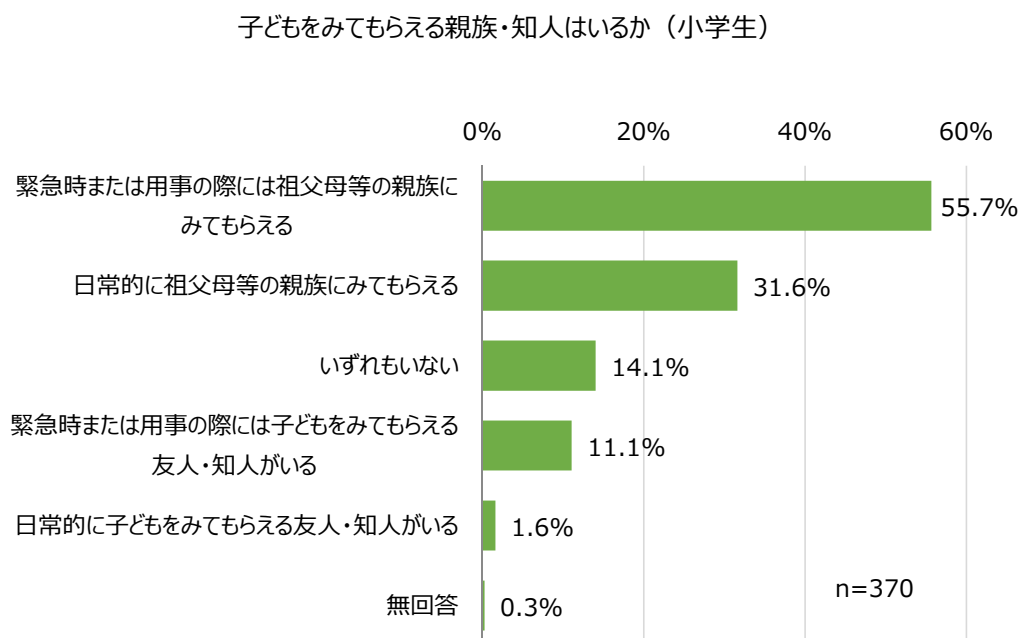
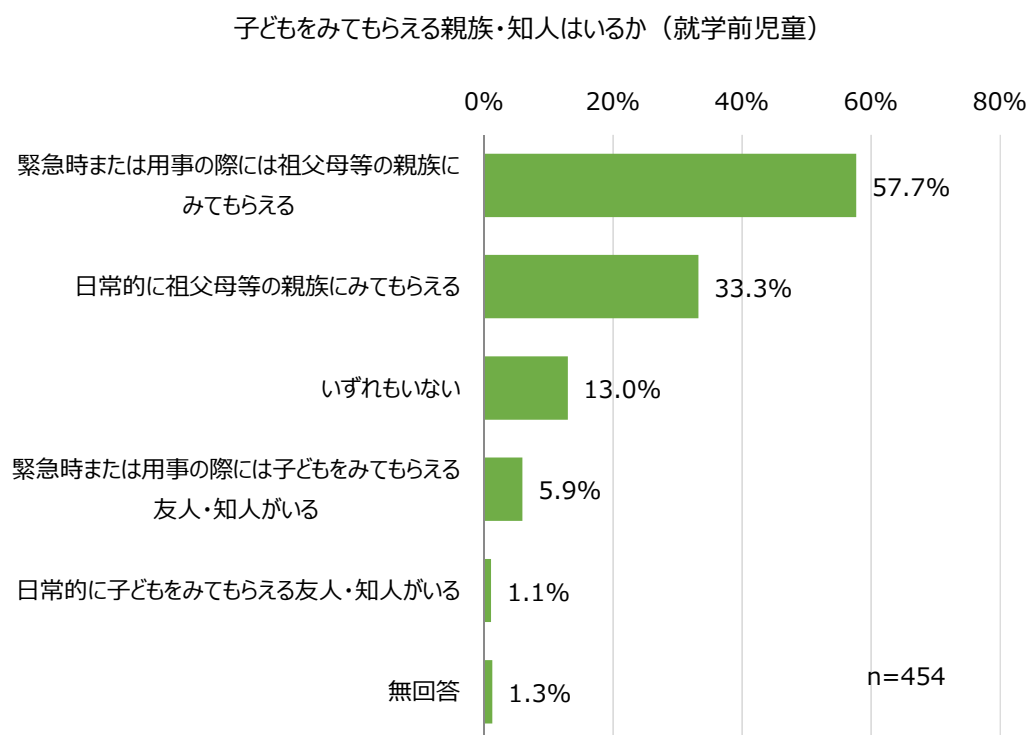
小学生においては「父母ともに」が68.9%と最も多く、次いで「小学校」が55.1%、「祖父母」が30.0%などとなっています。

子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」（就学前児童：96.0%、小学生：95.7%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっています。次いで、就学前児童においては「保育所」「幼稚園」「認定こども園」の保育所等の施設が合わせて93.0%、小学生においては「小学校」が91.1%と多くなっています。

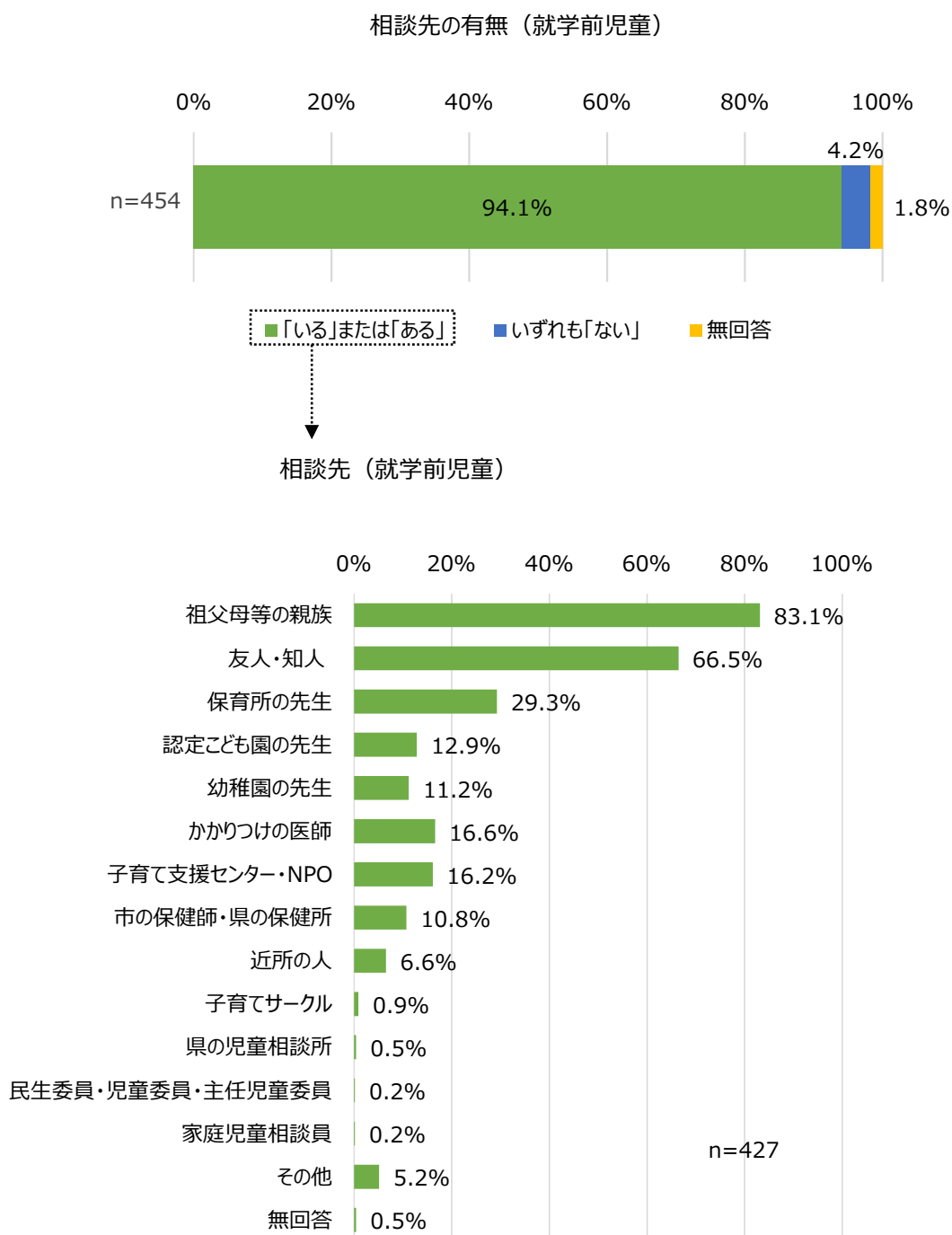
日頃、子どもをみてもらえる人（複数回答）

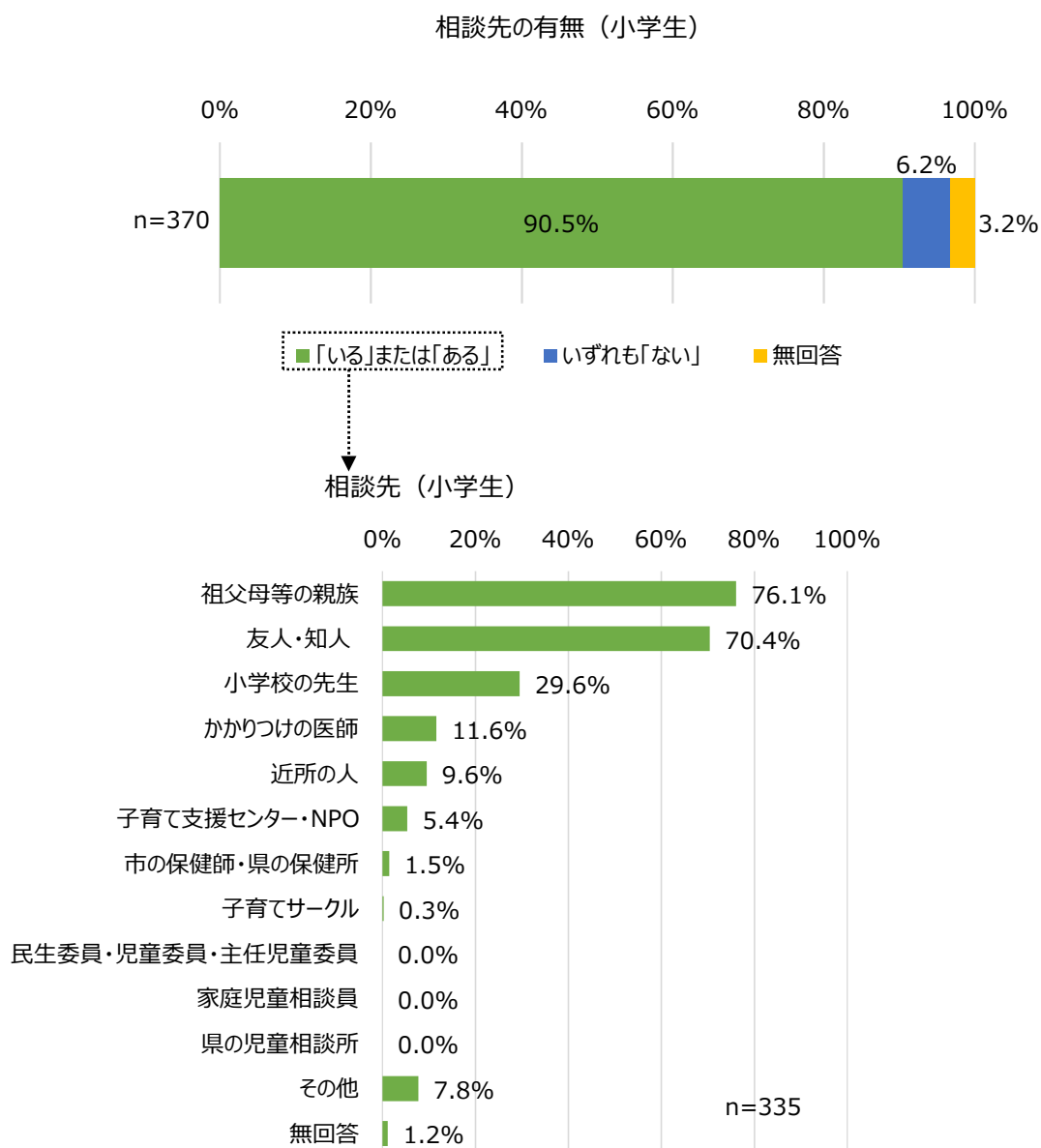


日頃、子どもをみてもらえる人については、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：57.7%、小学生：55.7%）が就学前児童・小学生ともに半数を超えて最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：33.3%、小学生：31.6%）などとなっています。

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）

及びその相談先（複数回答）





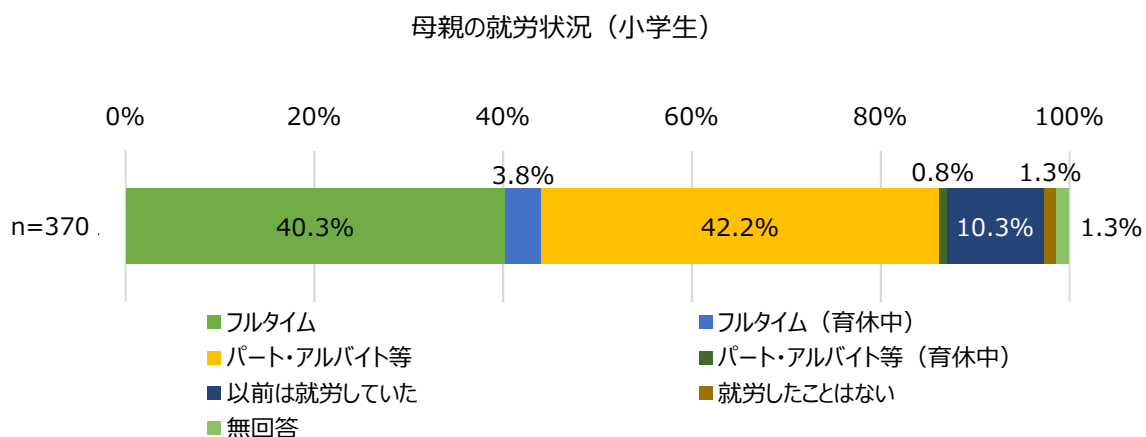
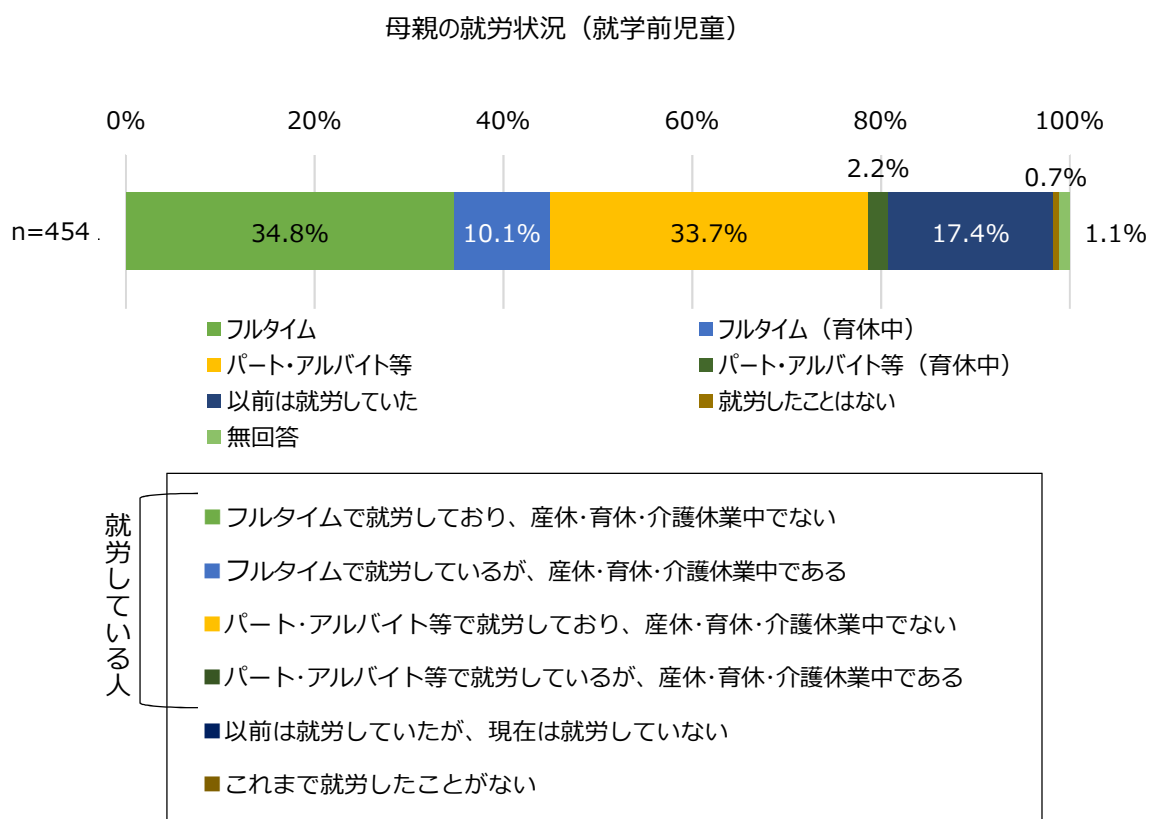
子育てについて気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：94.1%、小学生：90.5%）が就学前児童、小学生ともに約9割を占めて最も多くなっています。

その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が83.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が66.5%、「保育所の先生」「認定こども園の先生」「幼稚園の先生」の保育所等施設の先生が53.4%などとなっています。

小学生においては「祖父母等の親族」が76.1%と最も多く、次いで「友人・知人」が70.4%、「小学校の先生」が29.6%などとなっています。

■保護者の就労状況について

母親の就労状況（単数回答）

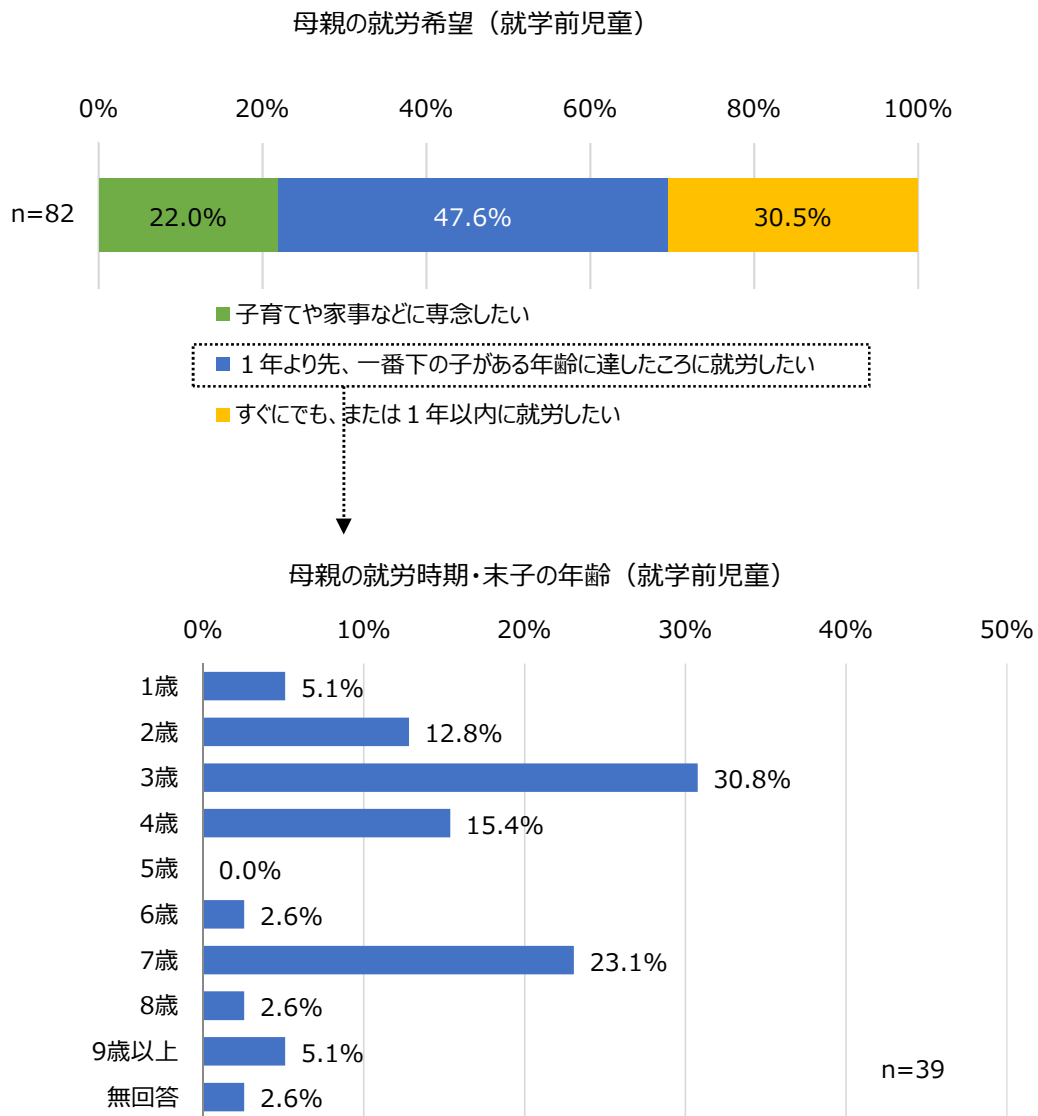


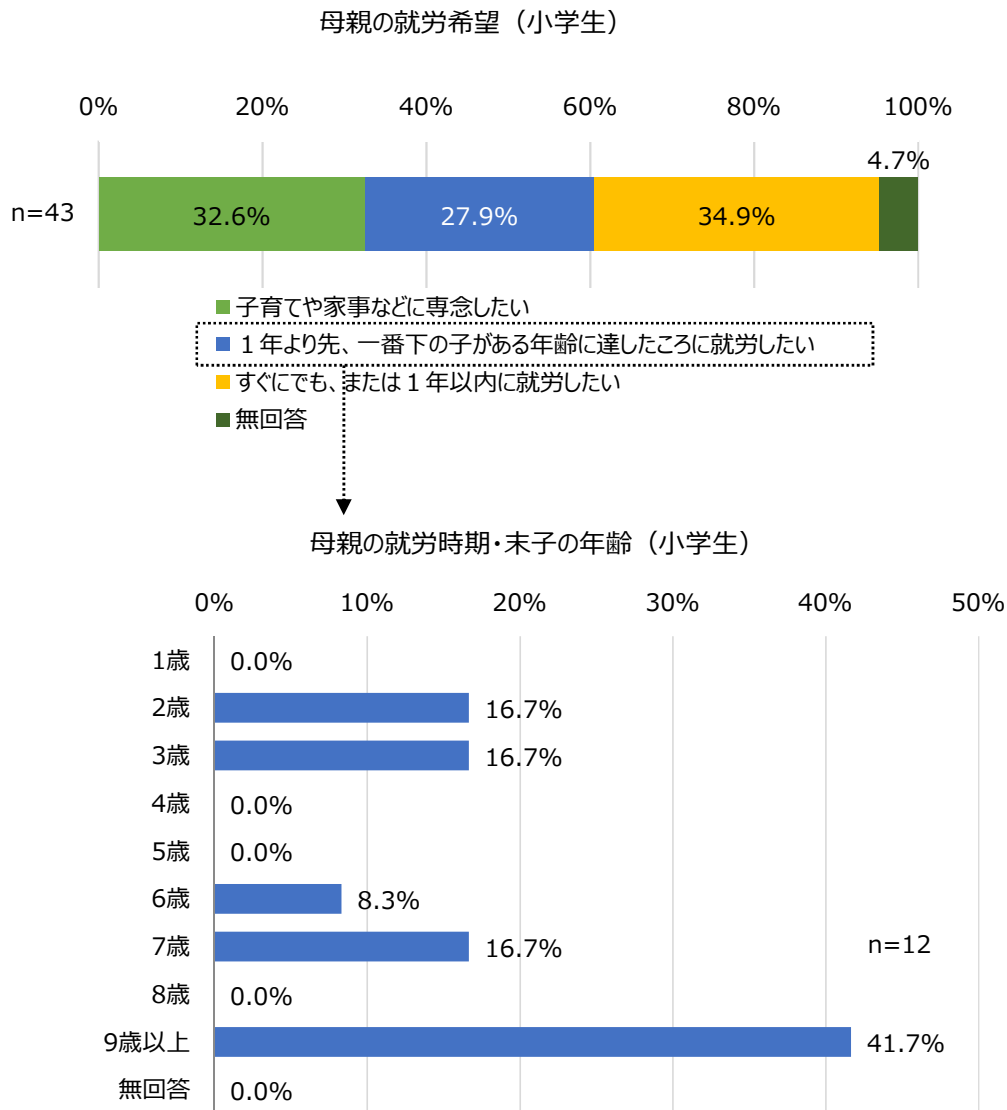
母親の就労状況については、就学前児童においては、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 34.8%、小学生においては、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が 42.2%で最も多くなっています。

産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において 80.8%、小学生においては 87.1%となっています。

『以前は就労していた』『就労したことはない』と回答した方のみ

今後の就労意向（単数回答）

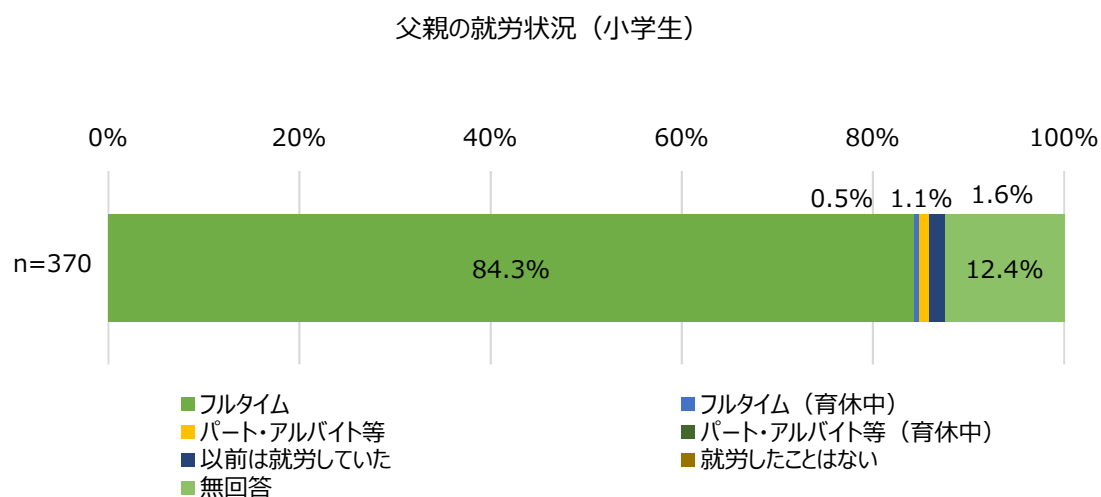
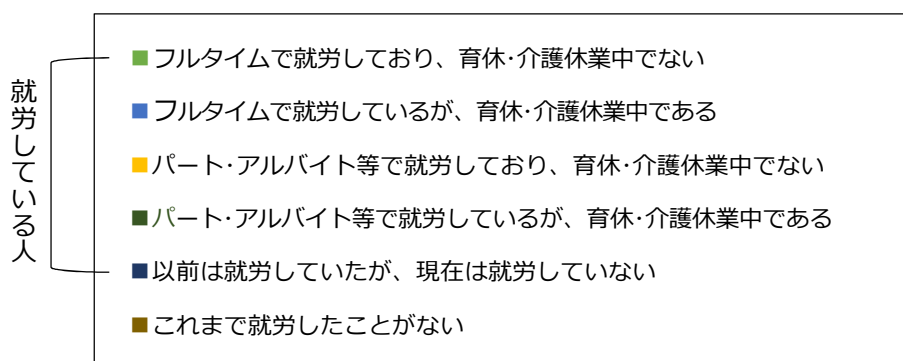
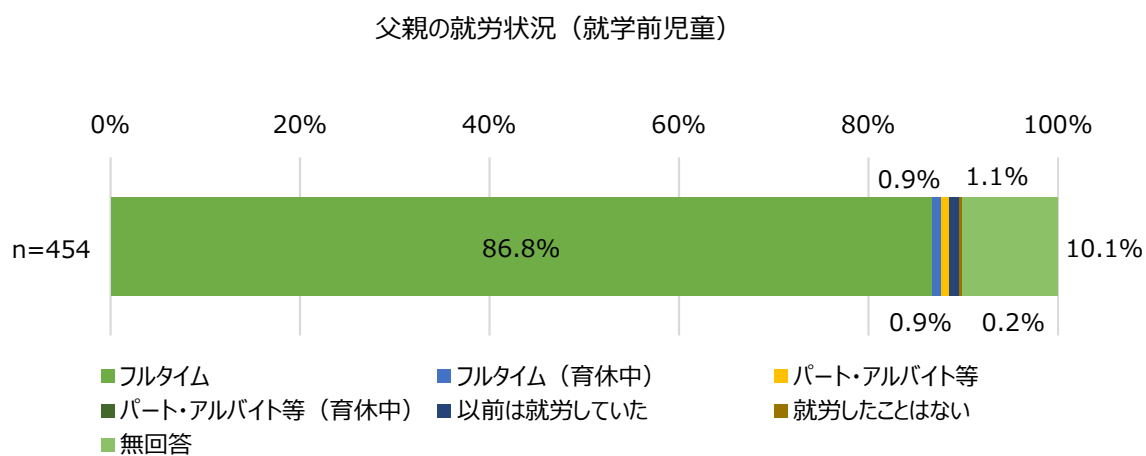




『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子がある年齢に達したころに就労したい」と「すぐにでも、または1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において 78.1%、小学生において 62.8%となっています。

「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合は、就学前児童において 22.0%、小学生においては 32.6%となっています。

父親の就労状況（単数回答）

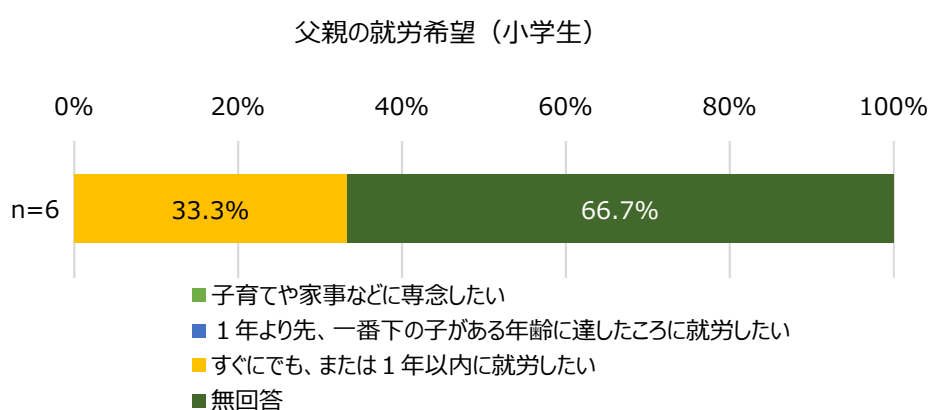
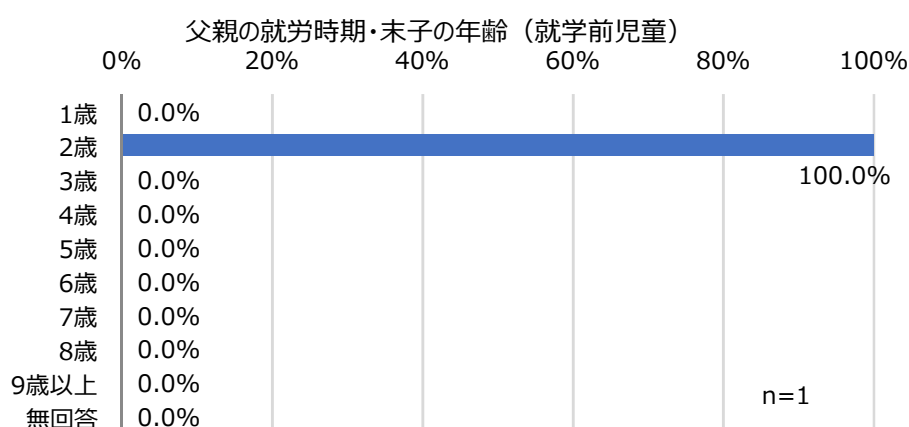
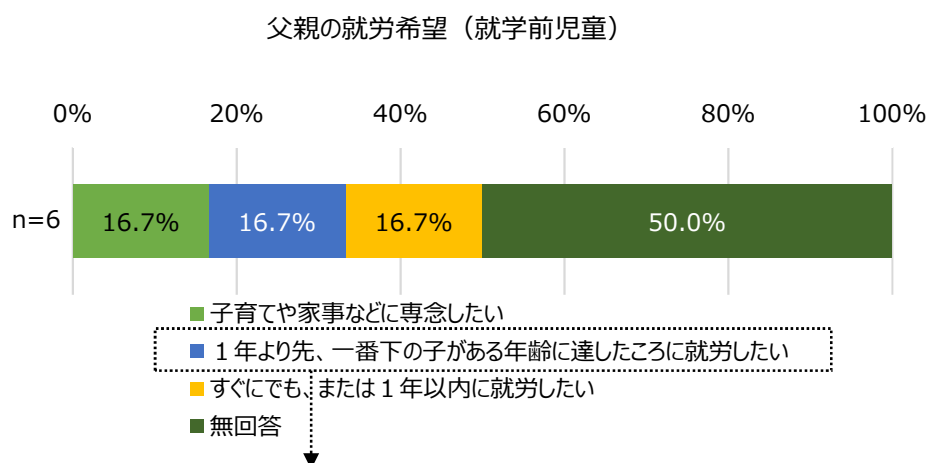


父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中でない」（就学前児童：86.8%、小学生 84.3%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において 88.6%、小学生においては 85.9%となっています。

『以前は就労していた』『就労したことはない』と回答した方のみ

今後の就労意向（単数回答）

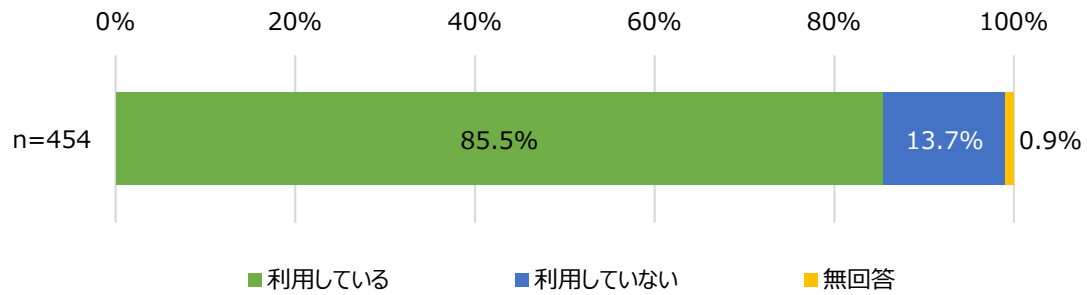


『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子がある年齢に達したころに就労したい」と「すぐにも、または1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において 33.4%、小学生において 33.3%となっています。「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において 16.7%、小学生においては 0%となっています。回答者数が少ないため、参考掲載とします。

■ 平日の定期的な教育・保育事業について

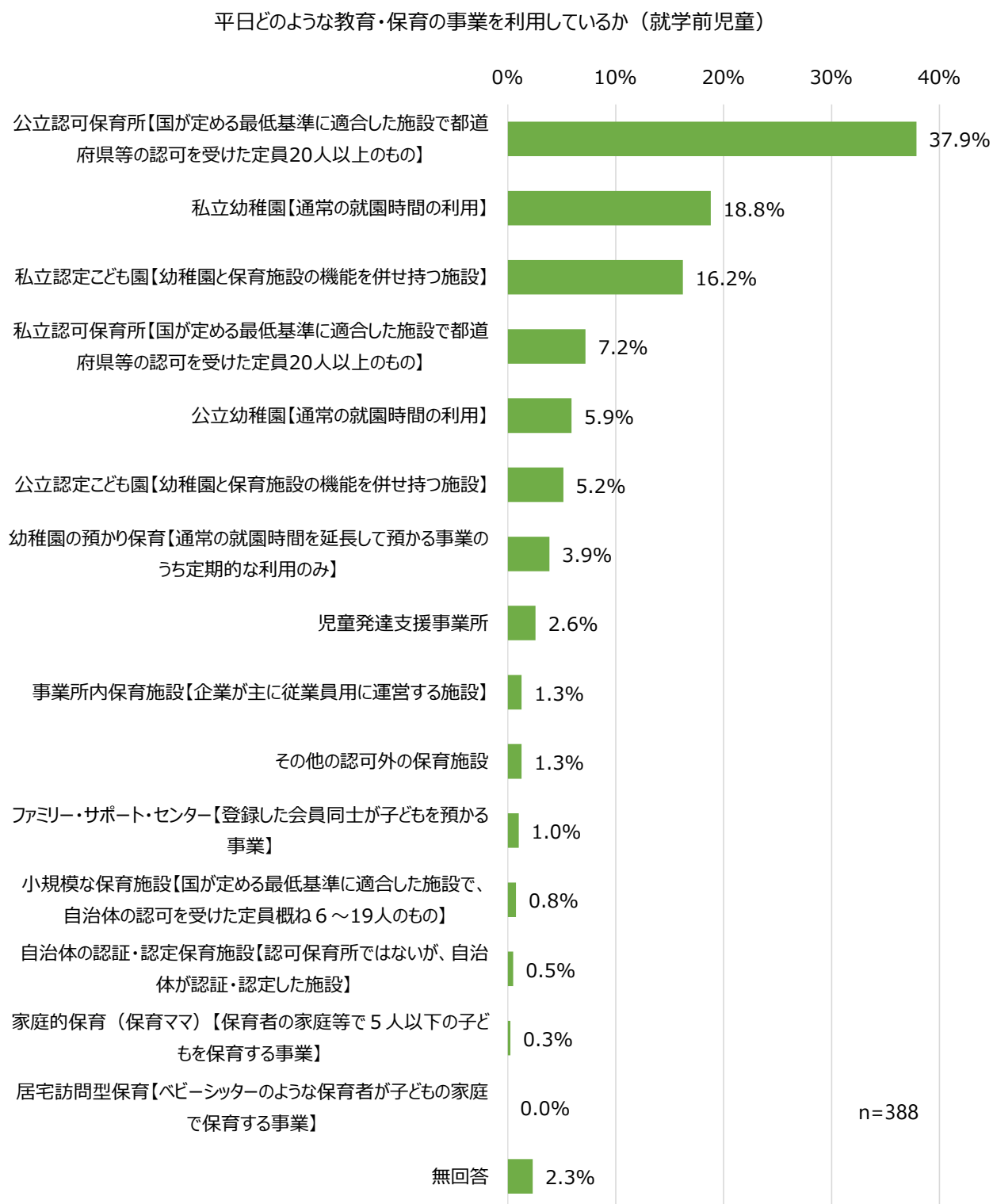
定期的な教育・保育事業の利用について（単数回答）

幼稚園、保育所や認定こども園等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか（就学前児童）



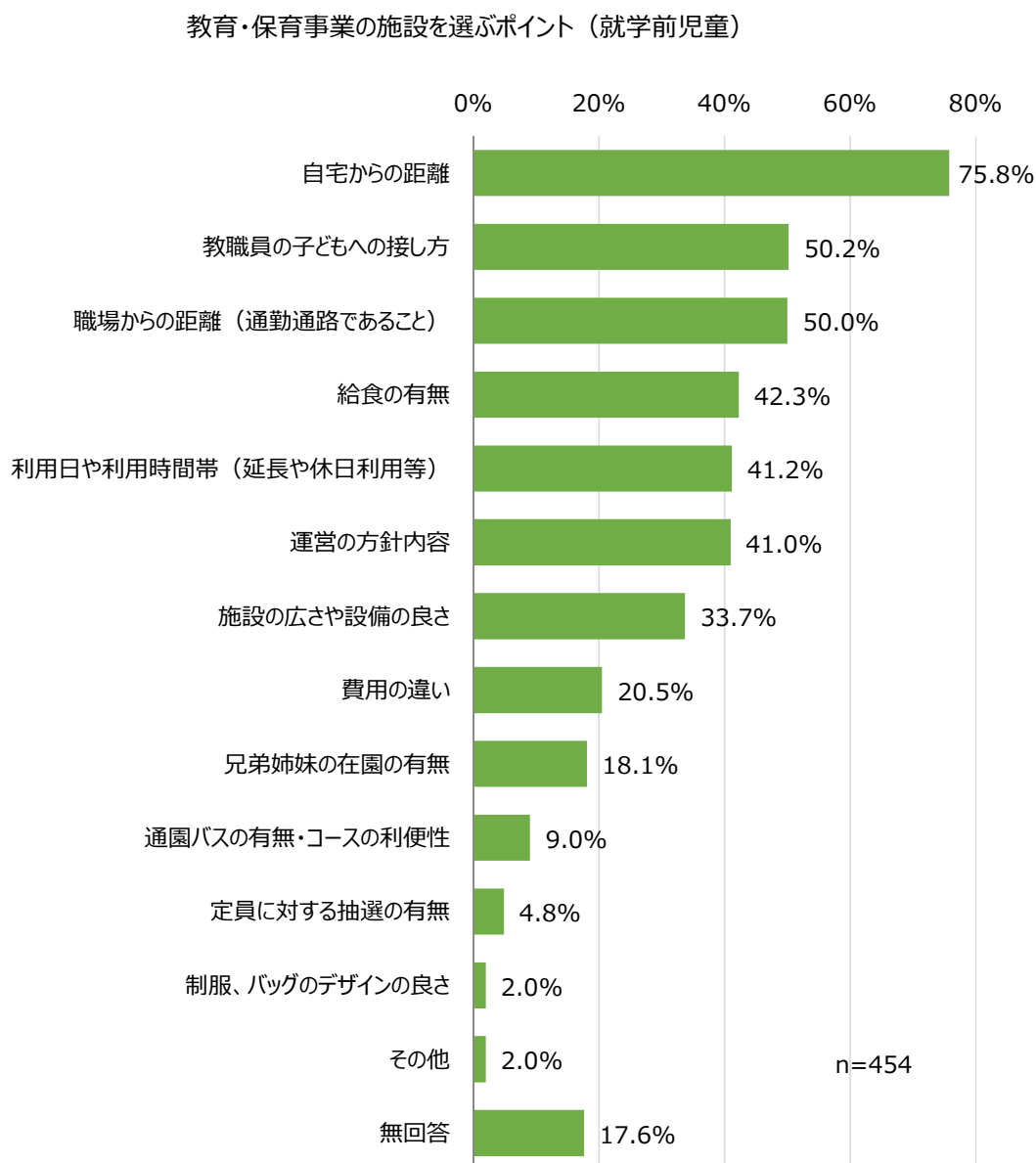
幼稚園、保育所や認定こども園等の教育・保育事業を「利用している」の割合は、85.5%、「利用していない」が13.7%となっています。

年間を通じて定期的に利用している事業（複数回答）



平日、定期的に利用している事業については、「公立保育所」が 37.9%と最も多く、次いで「私立幼稚園」が 18.8%、「私立認定こども園」が 16.2%などとなっています。

現在の利用の有無に限らず教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント（複数回答）



教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイントについては、「自宅からの距離」が 75.8%と最も多く、次いで「教職員の子どもへの接し方」が 50.2%、「職場からの距離（通勤通路であること）」が 50.0%などとなっています。

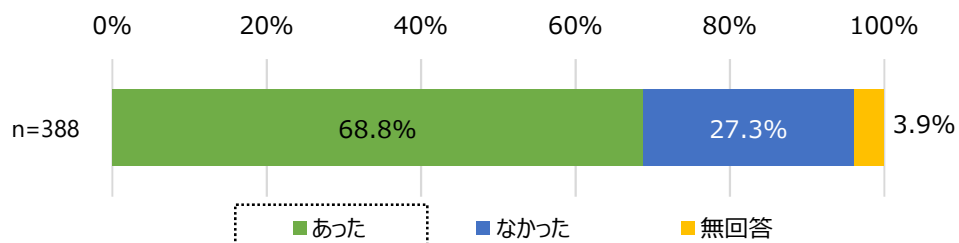
■ 病気やケガ等の際の対応について

過去 1 年間の子どもが病気やケガで

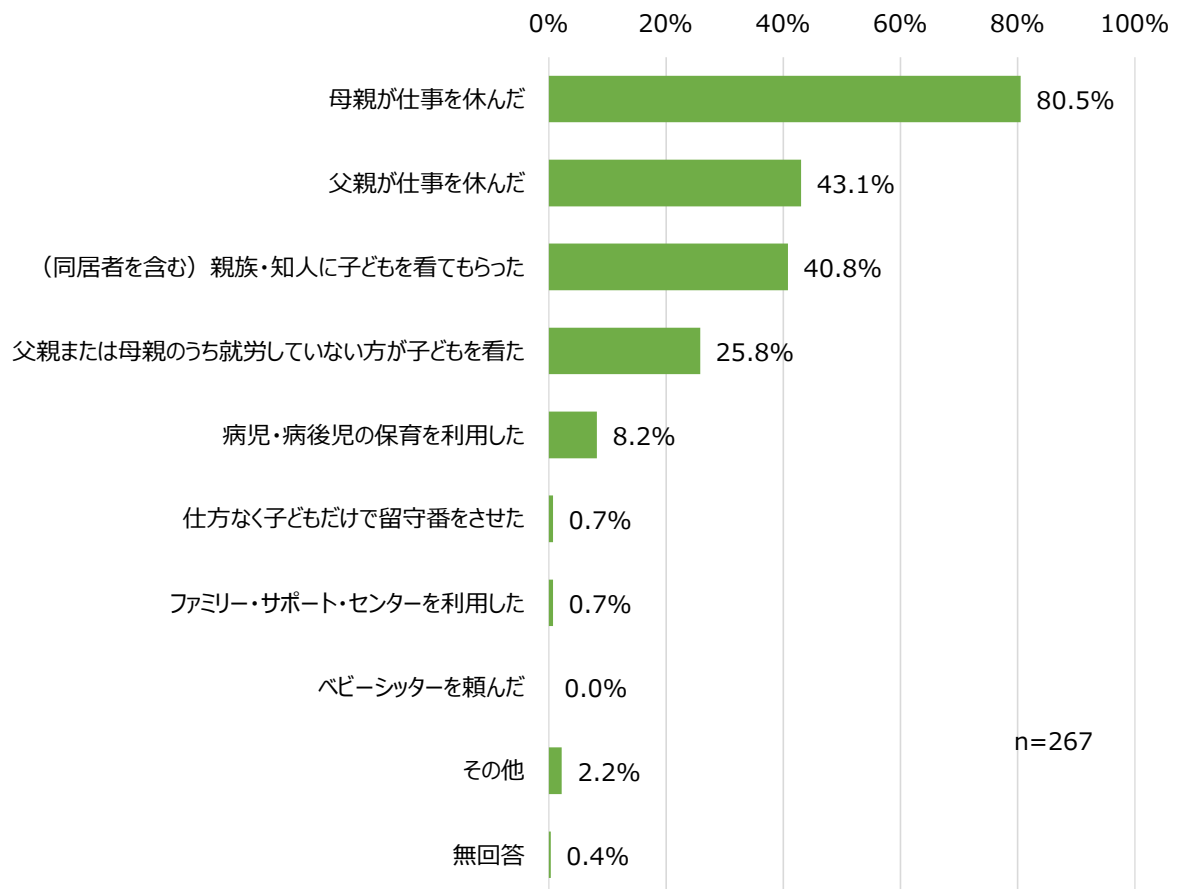
学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）

定期的な教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法（複数回答）

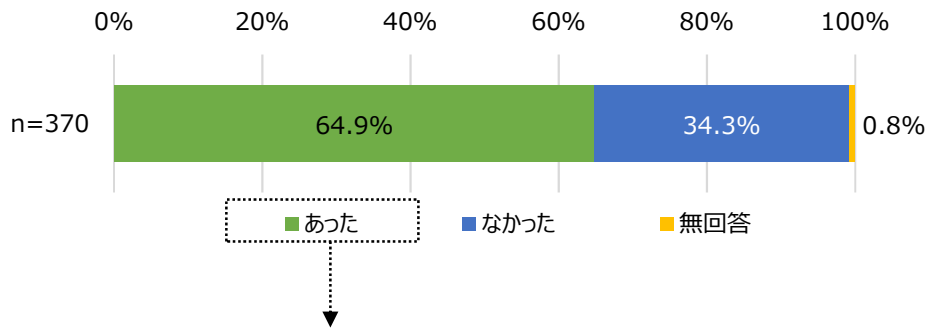
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか（就学前児童）



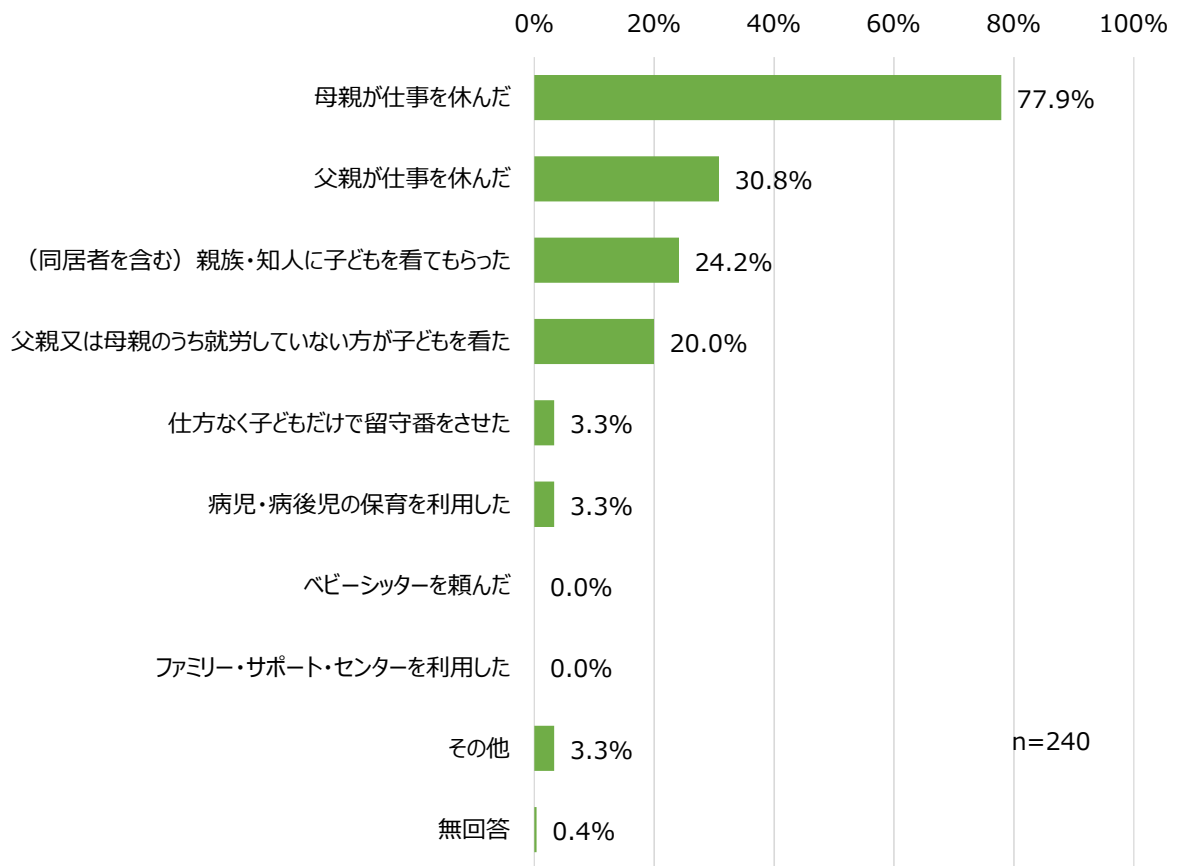
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法（就学前児童）



子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはあるか（小学生）



子どもが病気やケガで学校を休まなければならなかった場合の対処法（小学生）



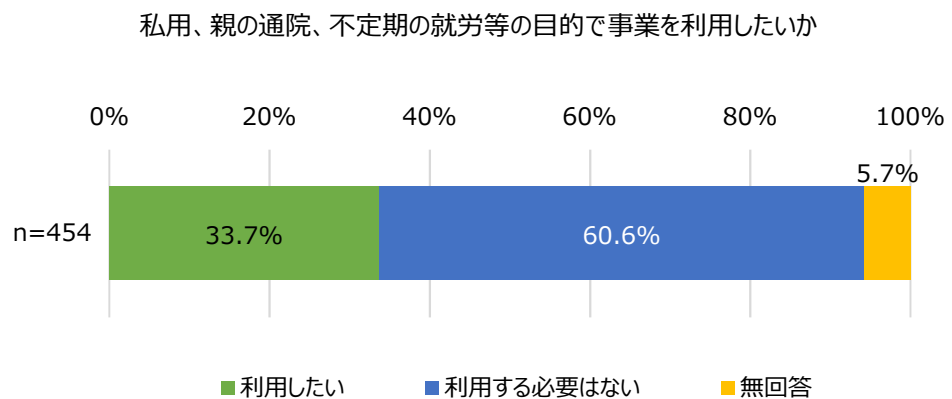
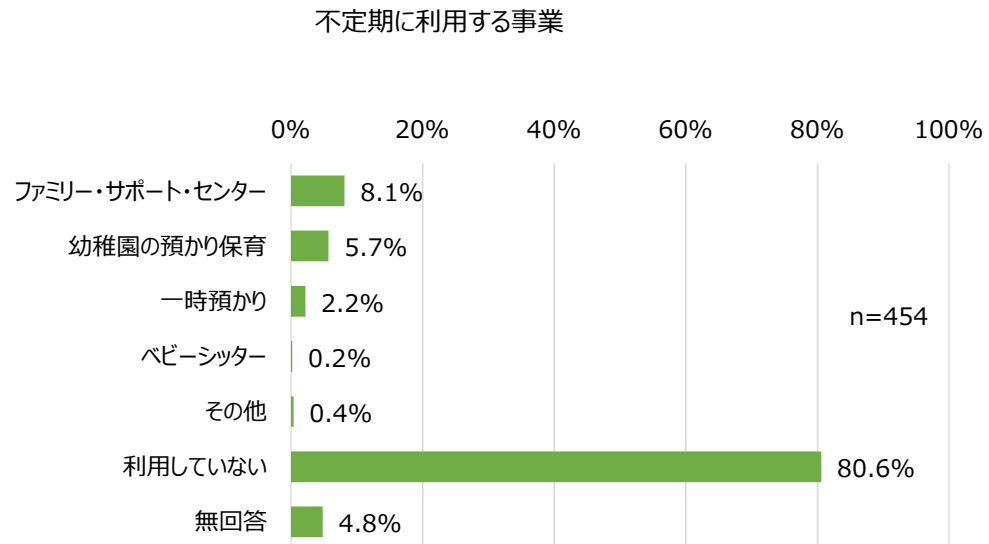
過去1年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が68.8%、「なかった」が27.3%となっています。小学生においては「あった」が64.9%、「なかった」が34.3%となっています。

学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」（就学前児童：80.5%、小学生：77.9%）が就学前児童、小学生ともに7割を超えて最も多くなっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において8.2%、小学生においては3.3%となっています。

■ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について <就学前児童のみ>

不定期に利用する事業（複数回答）

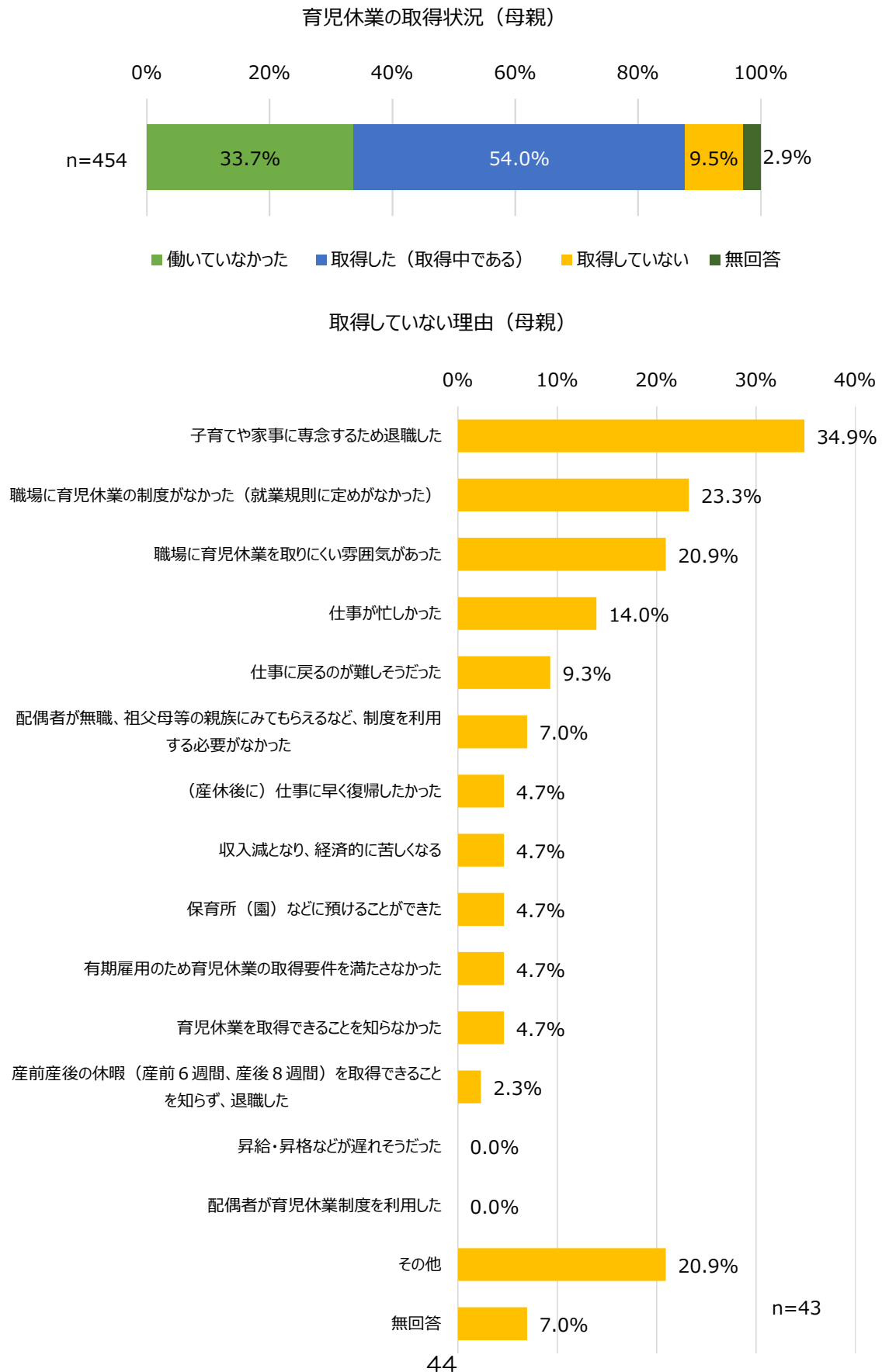
不定期な事業の利用についての意向（単数回答）

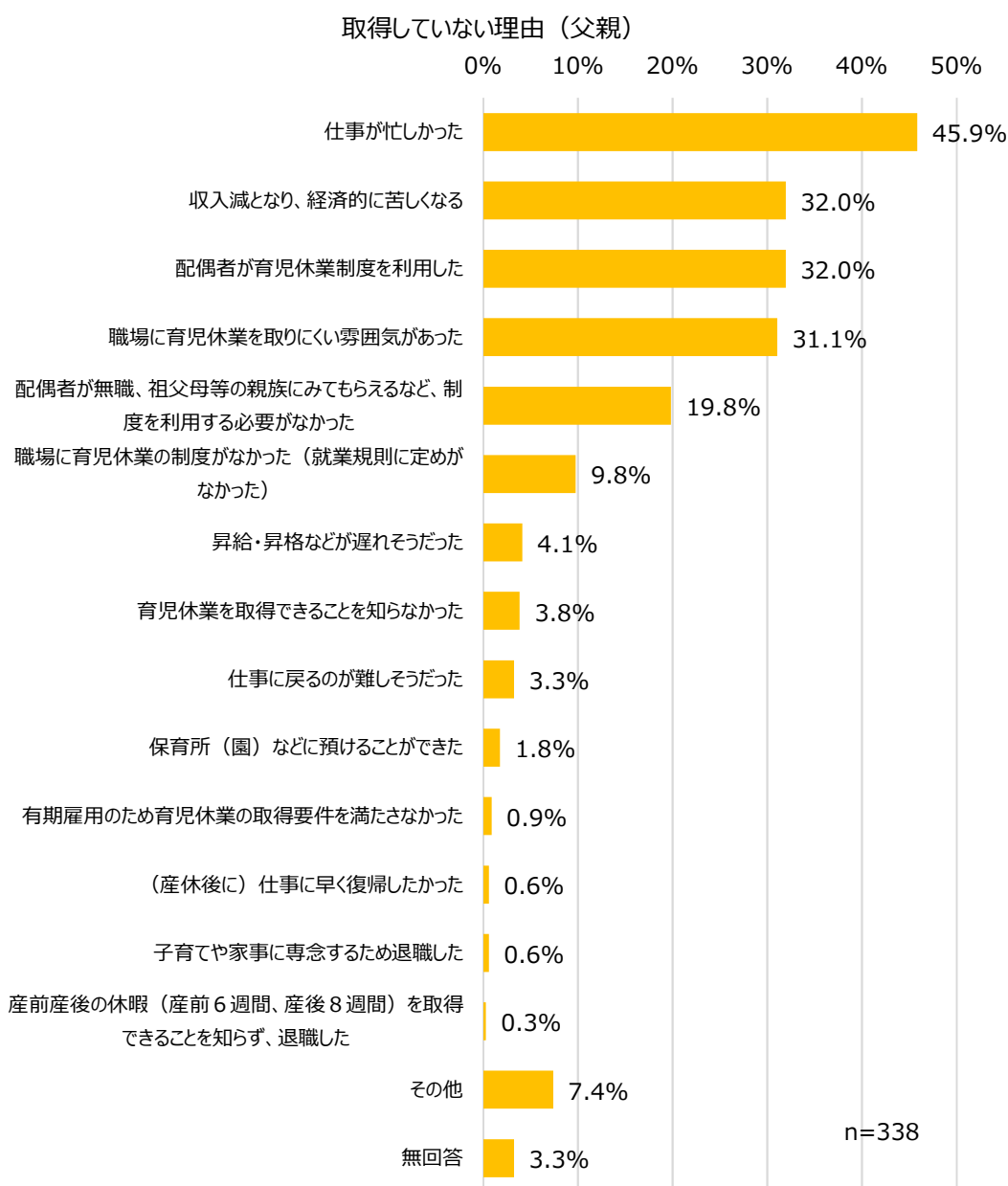
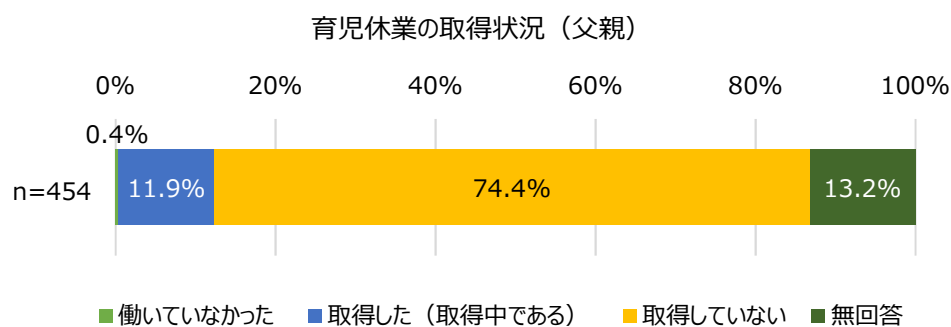


不定期な就労や親の通院などで不定期に子どもを預かるサービスは、現状「利用していない」という回答が 80.6%を占めている一方で、利用についての意向は 33.7%が「利用したい」と回答しています。

■ 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について <就学前児童のみ>

育児休業の取得状況（単数回答）、育児休業を取得していない理由（複数回答）



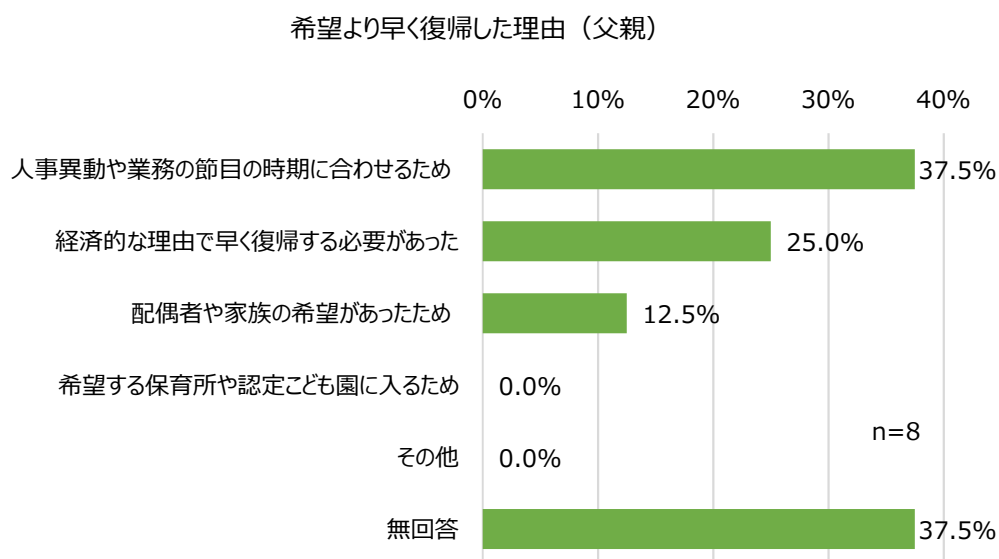
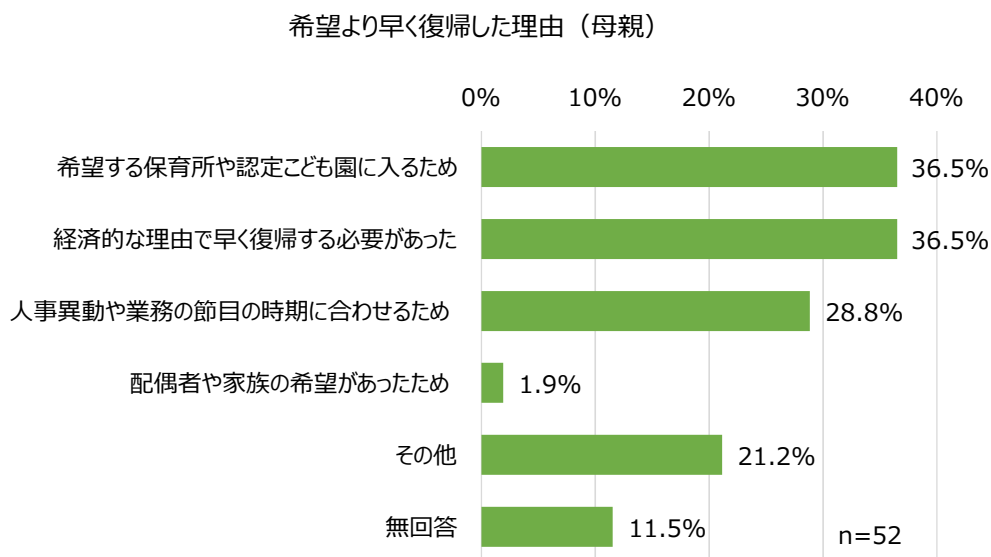


育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が 54.0%、父親が 11.9%となっています。

育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が 34.9%と最も多く、父親においては「仕事が忙しかった」が 45.9%と最も多くなっています。

育児休業を取得した方で、実際の復帰と希望が異なる方のみ

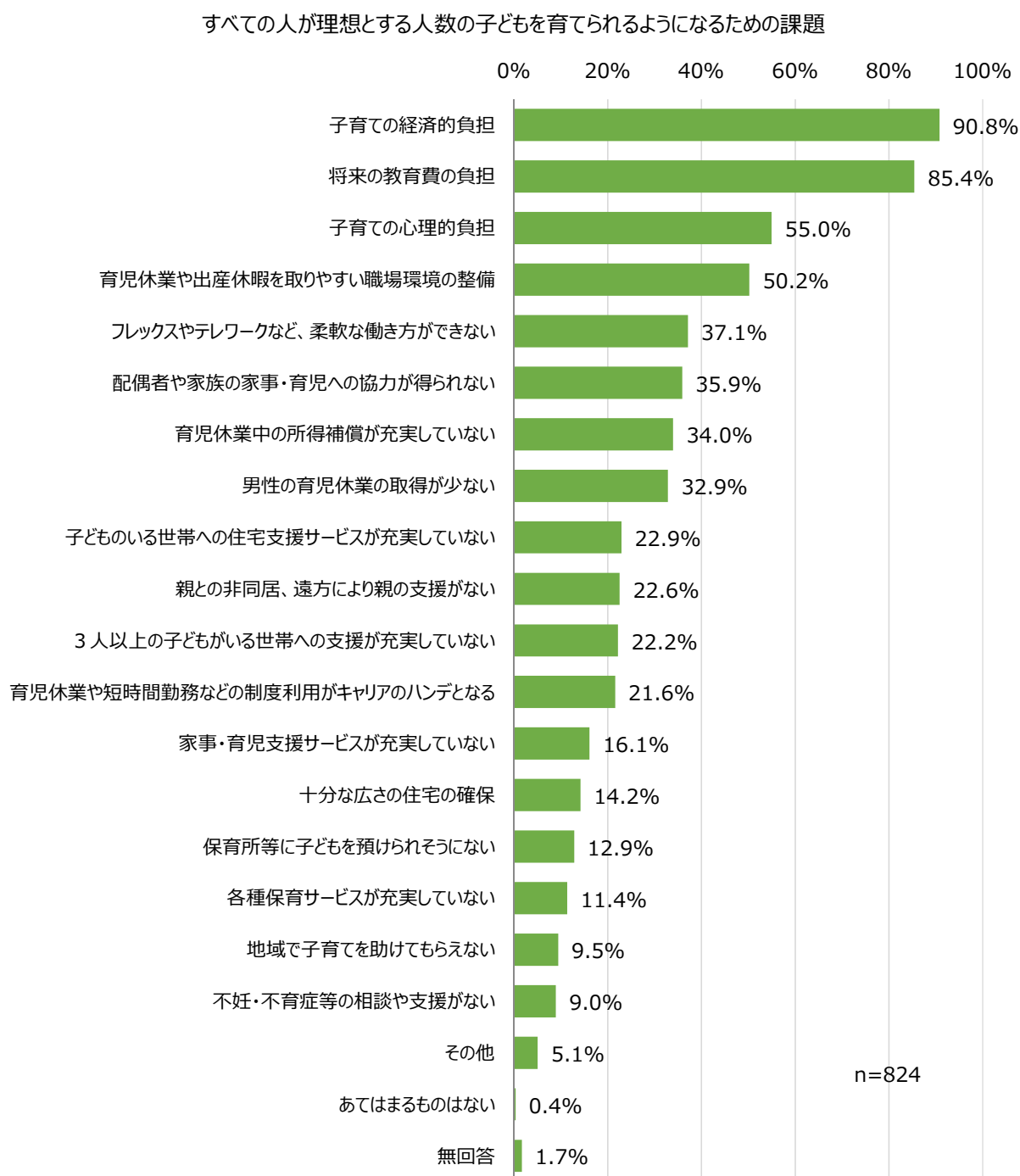
希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答）



希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「希望する保育所や認定こども園に入るため」「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」がともに 36.5%と最も多く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 28.8%などとなっています。父親においては、回答者数が少ないため、参考掲載とします。

■子育てに関する一般的な事項について

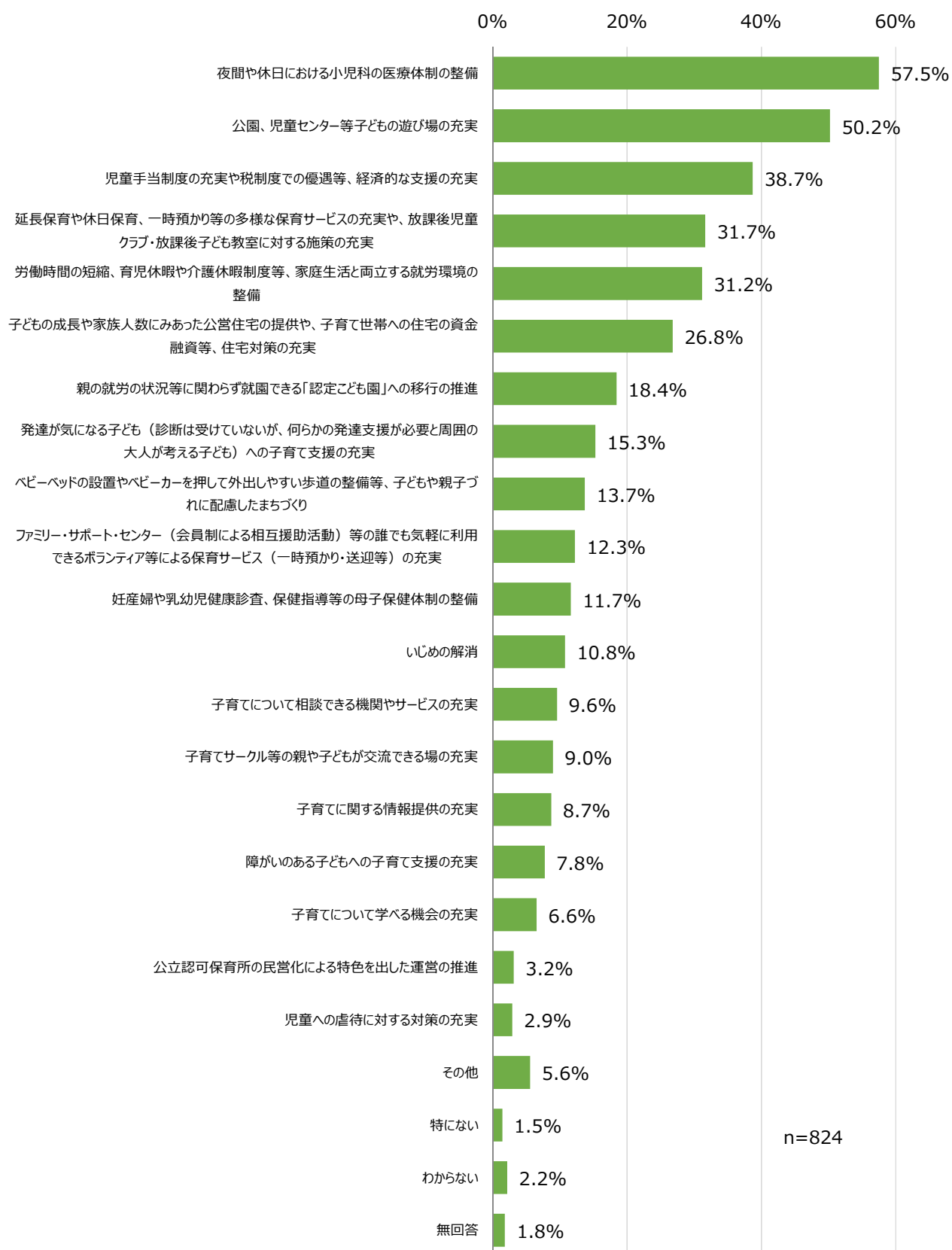
すべての人が理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題（複数回答）



理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題としては、「子育ての経済的負担」が 90.8%、「将来の教育費の負担」が 85.4%と、経済的な負担を課題と考えていることがわかります。

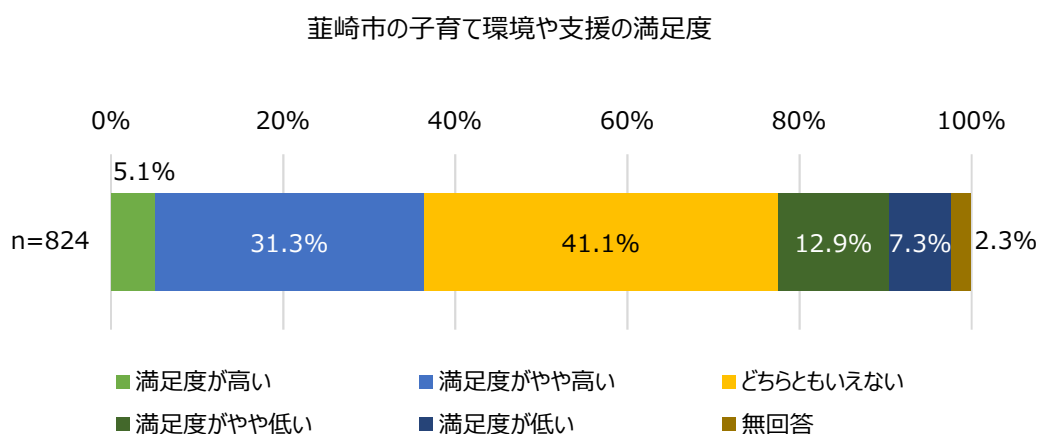
子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策（複数回答）

今後、韮崎市の子育て環境をさらに良くしていくために重要な施策



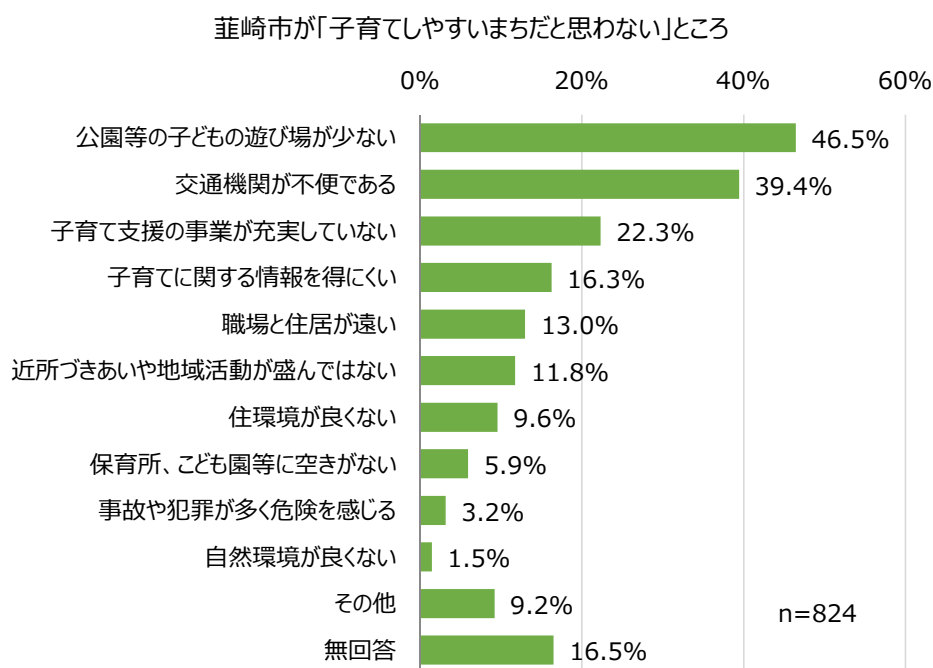
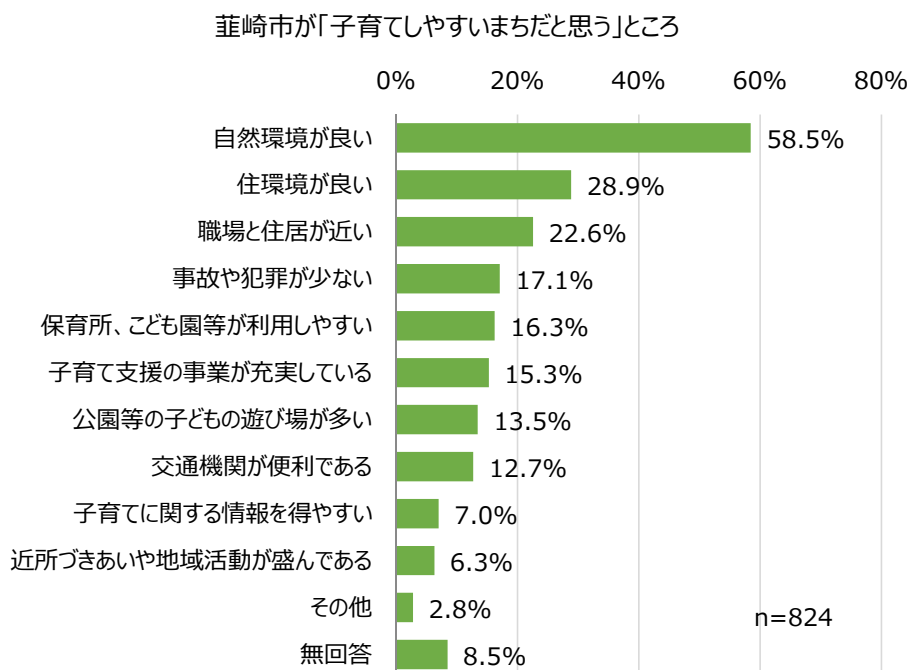
子育て環境をさらによくしていくために重要な施策については、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が 57.5%と最も多く、次いで「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が 50.2%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が 38.7%、「延長保育や休日保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実や、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に対する施策の充実」が 31.7%などとなっています。

韮崎市における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）



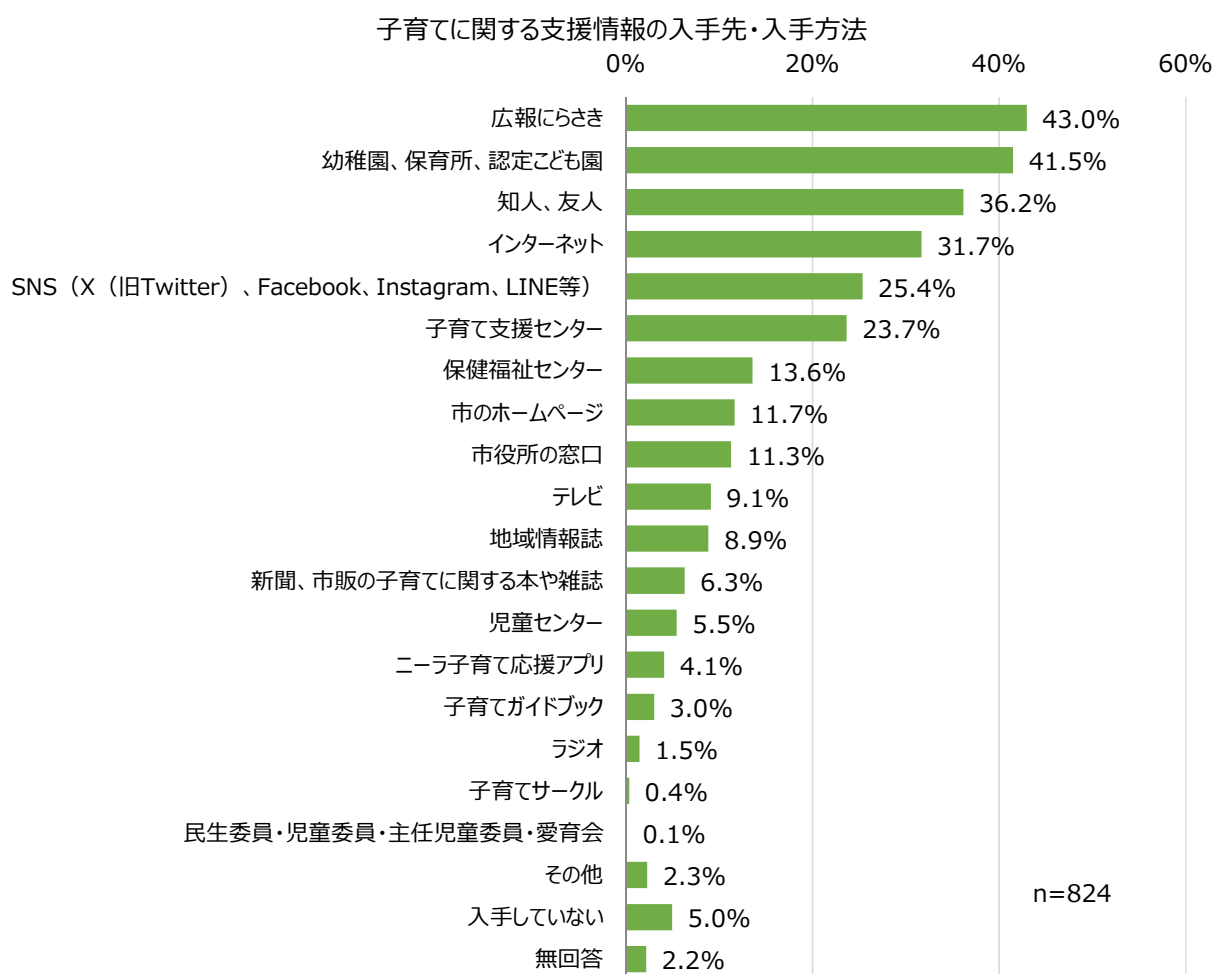
韮崎市における子育ての環境や支援の満足度については、「満足度が高い」5.1%と「満足度がやや高い」31.3%を合計した『満足度が高い』は 36.4%となっています。一方「満足度が低い」7.3%と「満足度がやや低い」12.9%を合計した『満足度が低い』は 20.2%となっています。

荏崎市が「子育てしやすいまち」について（複数回答）

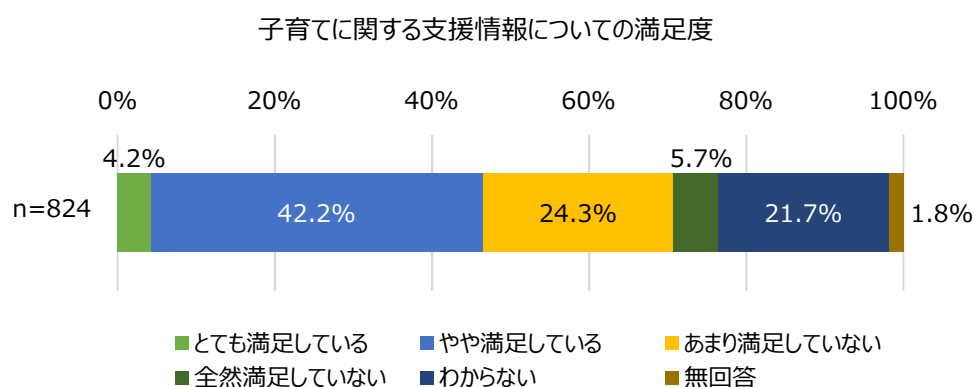


子育てしやすいまちだと思うところについては、「自然環境が良い」が 58.5%と最も多く、次いで「住環境が良い」が 28.9%などとなっています。一方、子育てしやすいまちだと思わないところについては、「公園等の子どもの遊び場が少ない」が 46.5%と最も多く、次いで「交通機関が不便である」が 39.4%となっています。

子育てに関する支援情報の入手先（複数回答）



子育てに関する支援情報の満足度（単数回答）



子育てに関する支援情報の入手先については、「広報にらさき」が43.0%と最も多く、次いで「幼稚園、保育所、認定こども園」が41.5%、「知人・友人」が36.2%、「インターネット」が31.7%などとなっていますが、その満足度は約30%が「あまり満足していない、全然満足していない」と回答しています。

3. アンケート調査結果から見えた課題

子ども子育て支援に関するニーズ調査

1. 仕事と子育ての両立支援

母親の就労状況をみると、就学前児童保護者のフルタイム、パート・アルバイト（いずれも育休中の方を含める）の割合は 80.8%、小学生保護者についても 87.1%と高い数値となっており、就労している母親が多いことが分かります。また、現在就労をしていない方でも、就労を希望している母親が就学前児童保護者で 78.1%、小学生保護者で 62.8%いることから、今後も共働き世帯が増えていくことが推測されます。

育児休業の取得率をみると母親の取得率 54.0%に対し、父親の取得率が 11.9%となっています。特に父親の取得率が低い結果であり、その理由としては、「仕事が忙しかった」が 45.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が 32.0%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 32.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 31.1%と、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でないなど、育児休業を取得するための職場環境が整っていない状況がうかがえます。

共働き家庭の増加の背景を踏まえると、今後も子どもの預かり先のことで、一定の利用ニーズが見込まれるため、就学前から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が必要です。

2. 理想とする子どもの数が持てるための対策の充実

理想とする人数の子どもを育てられるようになるための課題については、「子育ての経済的負担」が 90.8%、「将来の教育費の負担」が 85.4%と、経済的負担に対する課題が支障となっている人が多いことがうかがえます。

また、蕨崎市の子育て環境をさらに良くしていくために、どのような施策が重要であるかについては、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が 57.5%、「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が 50.2%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が 38.7%と上位の項目となっており、経済的援助の拡充、仕事と子育ての両立を支援する各種サービスの拡充や医療機関・遊び場等の環境整備など、子育て支援に関してソフト面・ハード面など多岐にわたる支援や環境整備が求められています。

3. 地域での子育て支援サービスの充実

病気やケガで普段利用している教育・保育の事業ができなかった場合の対処方法について、就学前児童・小学生の保護者ともに「母親が仕事を休んだ」と回答した割合が8割前後となっており、次点に「父親が仕事を休んだ」の回答が多い結果となりました。子どもの病気など突発的な休みに対する対応ができない親に対する支援として、安心して子どもを預けられる施設を確保し、子育てと仕事の両立ができる支援の充実が求められています。

また、保護者の通院や不規則な仕事などを理由に子どもを不規則に預かるサービスは「利用していない」人が80.6%と大半を占めるものの、私用・親の通院・不規則の就労等で「利用したい」と考えている人が33.7%と一定数のニーズがあることがうかがえます。

核家族化や共働き家庭の増加が進む中で、家庭や地域での信頼できる子育ての協力者が少ないことが推測されることから、今後の就労ニーズに対応していくためには、一時預かりに対する提供体制の充実を図ることが必要です。

4. 相談・情報提供体制の充実

子育てや教育について気軽に相談できる人・場所について、就学前児童・小学生ともに9割以上が「いる／ある」と回答しており、その相談先では「祖父母等の親族」「友人・知人」「保育所等施設の先生」が上位を占めています。身近な相談先がある一方で、公的な機関へ相談する人は少ないという結果になっています。

また、子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の入手先については、「広報にらさき」「幼稚園・保育所・認定こども園」「友人・知人」が上位の回答を占めていますが、一方で子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報については、約3割が「あまり満足していない、全然満足していない」と回答しています。

相談したいとき、最初にどこに相談すればよいのか、関係機関の相談窓口の明確化を図ることのほか、各種事業の紹介や利用の仕方を含め、必要な人に必要な情報が届くよう、より一層の周知が必要です。

5. 子どもの成長に関わること

蕪崎市における子育ての環境や支援に対する満足度は、3割強は満足度が高い結果となっていますが、どちらともいえないとの回答が約4割となっており、今後、中間層の満足度向上が課題と考えられます。

「子育てしやすいまちだと思う」ところについて、「自然環境が良い」「住環境が良い」「職場と住居が近い」が回答の上位となっている一方で、蕪崎市が「子育てしやすいまちだと思わない」ところについて、「公園等の子どもの遊び場が少ない」「交通機関が不便である」「子育て支援の事業が充実していない」が回答の上位となっています。

居住環境の面は満足度が高い一方で、場所・移動・支援に関わる事業の拡充などが求められており、保護者が子育てしやすい環境を整えることにより、家庭教育の充実を通じて、子どもの成長につなげることが必要です。

第 2 項 子どもの生活状況調査からみる現状と課題

1. 調査の概要

(1) 調査の目的及び調査期間 第 3 節 P26 を参照

(2) 調査対象及び回収率 (再掲)

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子どもの生活状況調査	③小学 5 年生・中学 2 年生 の本人	396	340	85.9%
	④小学 5 年生・中学 2 年生 の保護者	367	271	73.8%

▶ 紙と Web アンケートの併用で調査を実施

2. 調査の結果

○調査票回答者

	本人				保護者			
	小 5	中 2	学年 無回答	合計	小 5	中 2	学年 無回答	合計
回答者数 (人)	146	187	7	340	114	155	2	271
構成比 (%)	42.9	55.0	2.1	100.0	42.1	57.2	0.7	100.0

○子育て家庭の相対的貧困率について

保護者の調査票において、「世帯の年間収入」および「家族の人数」から相対的貧困率^{※1}を算出したところ、9.47%となりました。

集計においては、全国と比較するため国民生活基礎調査（令和 4 年度）における貧困線^{※2}を利用し、貧困線（127 万円）を境界として「貧困線を上回る世帯」と「貧困線に満たない世帯」として区分しました。

【相対的貧困率の算出】

保護者アンケートの回収世帯数	①	271 世帯
等価可処分所得の算出できない数 (「世帯全体の年間収入」について無回答)	②	7 世帯
等価可処分所得算出可能数	③ (①－②)	264 世帯
対象となる子ども(世帯)全体に占める 令和4年度国民生活基礎調査貧困線	④	127 万円
等価可処分所得算出世帯における世帯全体数	⑤	264 世帯
貧困線に満たない世帯数	⑥	25 世帯
相対的貧困率	⑥／⑤	9.47%

※1 相対的貧困率 : 一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

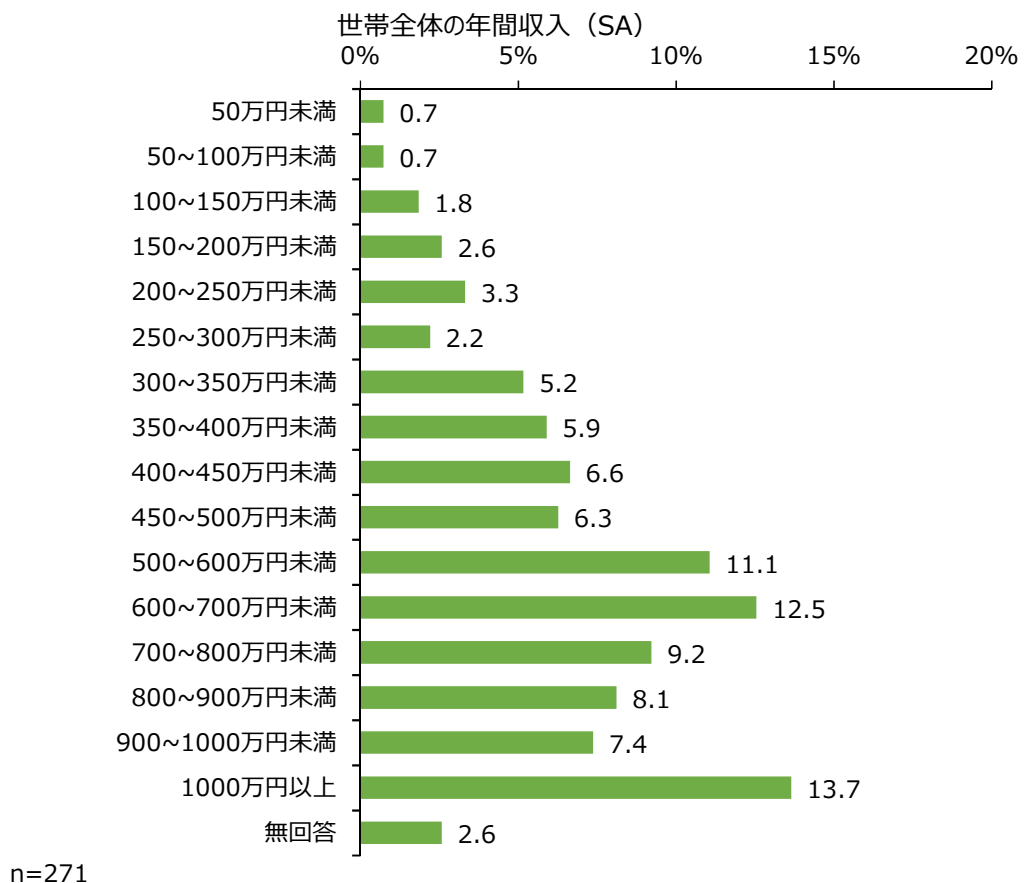
※2 貧困線 : 等価可処分所得^{※3}の中央値の半分の額

※3 等価可処分所得: 世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯員数の平方根で割って調整した1人当たりの所得

※参考 《相対的貧困率》 国(令和3年): 15.4% 県(令和6年): 10.7%

「2022(令和4)年国民生活基礎調査」の結果では、令和3年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円を判断基準としている。

【保護者】世帯全体の年間収入(単数回答)



【保護者】両親の就労状況（単数回答）

【母親】

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
正社員・正規職員・会社役員	34.7	40.0
嘱託・契約社員・派遣職員	6.3	8.0
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	42.4	44.0
自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	6.3	0.0
働いていない	7.7	8.0
いない、わからない	0.7	0.0
無回答	1.8	0.0
合計	100.0	100.0
	(271 世帯)	(25 世帯)

【父親】

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
正社員・正規職員・会社役員	77.1	24.0
嘱託・契約社員・派遣職員	2.6	8.0
パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	0.7	0.0
自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)	11.4	20.0
働いていない	0.4	0.0
いない、わからない	1.8	12.0
無回答	5.9	36.0
合計	100.0	100.0
	(271 世帯)	(25 世帯)

貧困線に満たない世帯について、母親の就労状況をみると「正社員・正規職員・会社役員」「嘱託・契約社員・派遣職員」「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」を合わせると 92.0%が就労しています。

父親においては、父親が「いない、わからない」「無回答」の回答も多いため、参考掲載とします。

【保護者】困ったときの相談相手の有無（単数回答）・相談先（複数回答）

困ったときの相談相手の有無（子育てに関する相談）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
頼れる人がいる	90.4	84.0
いない	4.4	12.0
そのことでは人に頼らない	3.3	4.0
無回答	1.8	0.0
合計	100.0	100.0

子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
家族・親族	91.0	64.0
友人・知人	58.4	64.0
職場の人	29.4	12.0
近所の人	8.2	36.0
相談・支援機関や福祉の人	7.3	0.0
民生委員・児童委員	0.4	8.0
その他	1.6	0.0
無回答	0.4	16.0

困ったときの相談相手の有無（重要な事柄の相談）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
頼れる人がいる	87.5	80.0
いない	5.2	16.0
そのことでは人に頼らない	4.4	4.0
無回答	3.0	0.0
合計	100.0	100.0

重要な事柄に困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
家族・親族	94.9	68.0
友人・知人	32.5	32.0
職場の人	12.7	4.0
近所の人	2.1	12.0
相談・支援機関や福祉の人	1.7	0.0
民生委員・児童委員	0.4	0.0
その他	0.8	0.0
無回答	0.4	20.0

困ったときの相談相手の有無（いざという時のお金の援助）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
頼れる人がいる	66.4	44.0
いない	13.7	36.0
そのことでは人に頼らない	17.7	20.0
無回答	2.2	0.0
合計	100.0	100.0

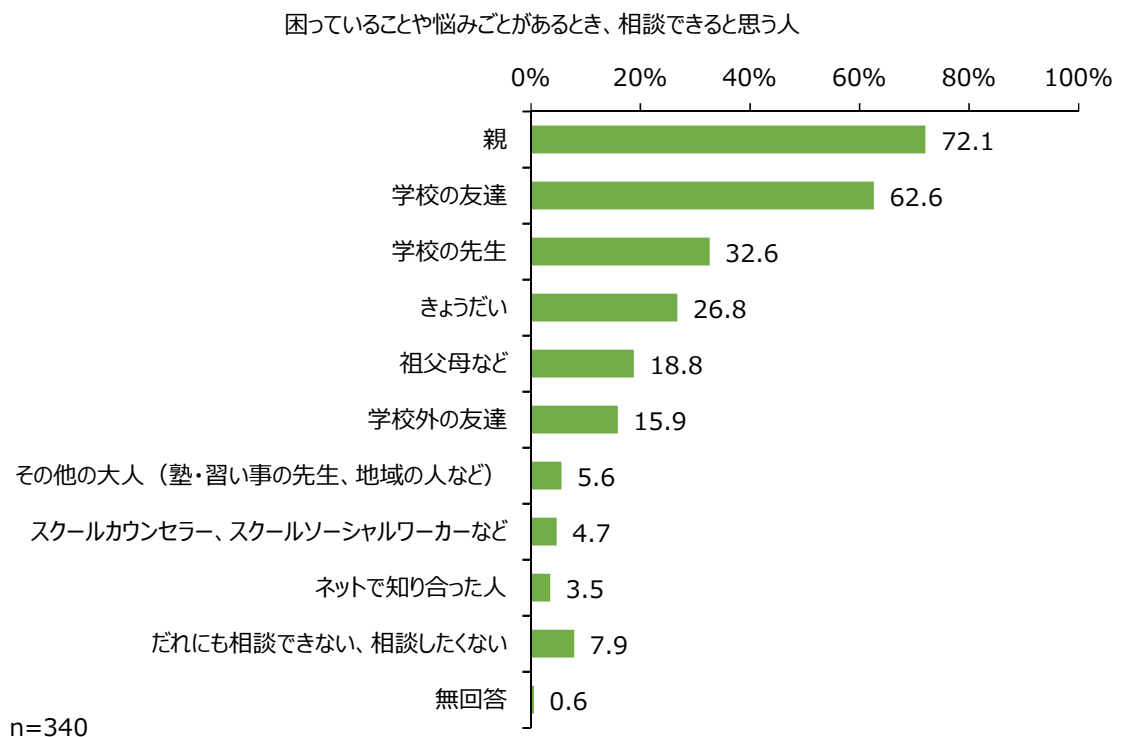
いざという時のお金の援助に困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）

項目	全体（％）	貧困線に満たない世帯（％）
家族・親族	98.3	44.0
友人・知人	3.9	4.0
職場の人	1.7	4.0
近所の人	1.7	4.0
相談・支援機関や福祉の人	0.0	0.0
民生委員・児童委員	0.6	0.0
その他	0.0	0.0
無回答	0.6	56.0

困ったり悩んだりしたときに頼れる人の有無について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、「頼れる人がいない」と回答した割合が、子育てに関する相談は全体の4.4%に対し貧困線に満たない世帯は12.0%、重要な事柄に関する相談は5.2%に対して16.0%、また、お金の援助に関する相談については、13.7%に対して36.0%と、貧困線に満たない世帯において高くなっている傾向があります。

その相談相手先について、子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手は、貧困線に満たない世帯において「家族・親族」「友人・知人」が64.0%、次いで「近所の人」が36.0%となっており、身近な方に相談している傾向が見られます。また、重要な事柄に係る相談先では、貧困線に満たない世帯において「家族・親族」が68.0%、次いで「友人・知人」が32.0%となっており、身近な方に相談している傾向が見える一方で、「相談・支援機関や福祉の人」「民生委員・児童委員」など公的機関への相談はしていない現状があります。貧困線に満たない世帯におけるお金の援助に関する相談先は、「家族・親族」が44.0%ですが大半が「無回答」で56.0%となっています。44.0%が「頼れる人がいる」と回答する一方で、全体の回答と比較すると、身近な方「家族・親族」に相談することができる方は半分以下であり、身近な相談先がない、回答したくないという方が多いことから、他者に相談しにくい傾向がうかがえます。

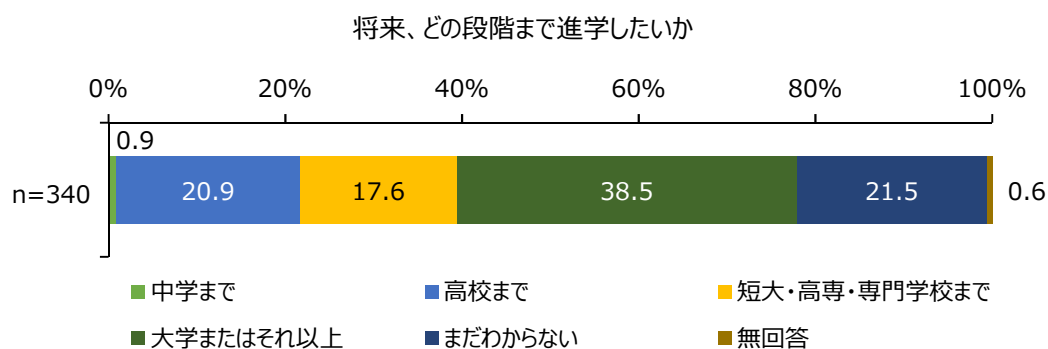
【子ども本人】困ったときの相談先（複数回答）



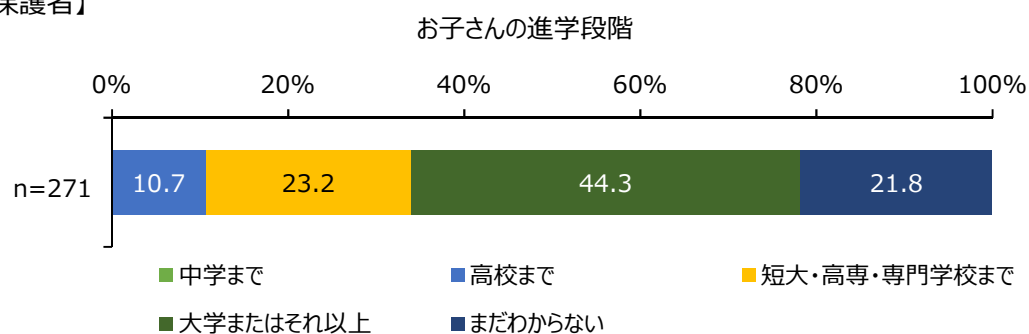
子ども本人が困ったり悩んだりしたときの相談先は、「親」「学校の友達」「学校の先生」が多くなっていますが、「だれにも相談できない、相談したくない」という回答も見られています。

子どもの進学段階（単数回答）

【子ども本人】



【保護者】



【保護者のうち、貧困線に満たない世帯】

子どもの進学段階を選択した理由

単位：%

項目	中学まで	高校まで	短大・高専・ 専門学校まで	大学または それ以上	まだわか らない
子どもがそう希望しているから	0.0	0.0	100.0	58.3	0.0
一般的な進路だと思うから	0.0	14.3	0.0	8.3	0.0
お子さんの学力を考えて	0.0	42.9	0.0	16.7	0.0
家庭の経済的な状況から考えて	0.0	28.6	0.0	8.3	0.0
その他	0.0	14.3	0.0	8.3	0.0
特に理由はない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

子どもの本人の進学希望については、「大学またはそれ以上」と「短大・高専・専門学校」の合計が 56.1%となっており、保護者では 67.5%となっています。

また、保護者に尋ねた子どもの進学段階については、貧困線に満たない世帯において、「短大・高専・専門学校まで」と「大学またはそれ以上」は、『子どもがそう希望しているから』の割合が最も多くなっています。また、「高校まで」を選択した方の理由で、『お子さんの学力を考えて』『家庭の経済的な状況から考えて』の合計が 71.5%となっています。

【保護者】過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験

【過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験（複数回答）】

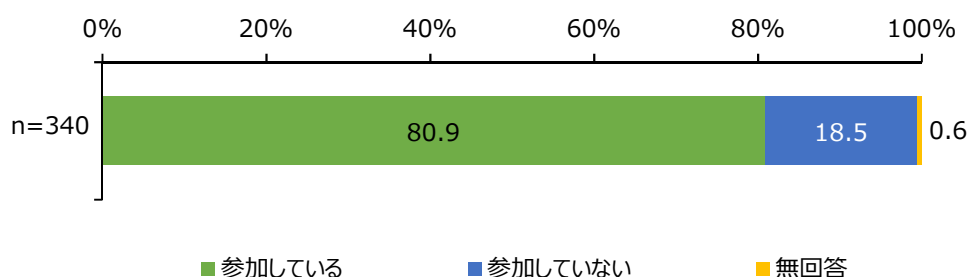
単位：％

項目	全体	貧困線に満たない世帯
電気料金	4.4	20.0
水道料金	3.3	16.0
ガス料金	2.2	4.0
該当なし	93.0	76.0
無回答	0.4	0.0

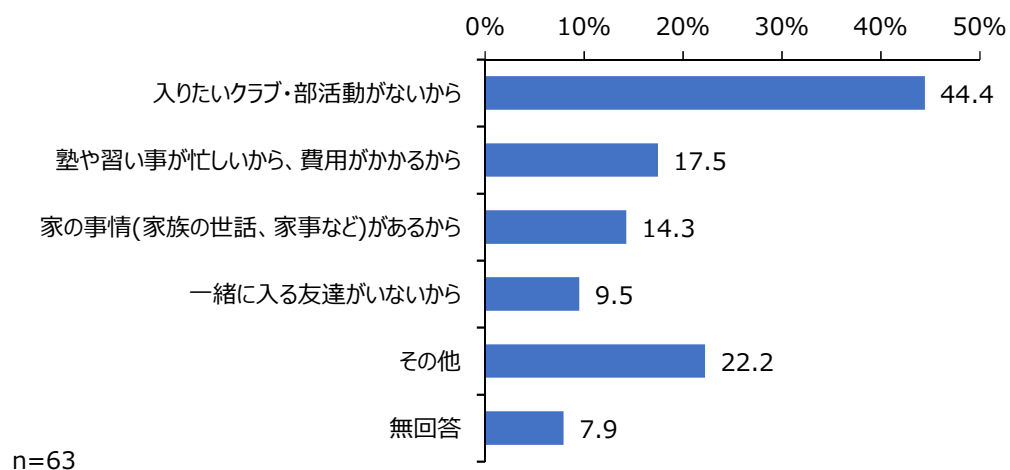
過去 1 年間の公共料金等の滞納の経験について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、いずれの項目においても貧困線に満たない世帯は全体よりも多くなっています。全体では 7.0%、貧困線に満たない世帯では 24.0%の世帯で、過去 1 年間に公共料金等の滞納の経験があることがうかがえます。

【子ども本人】地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加

地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加（単数回答）



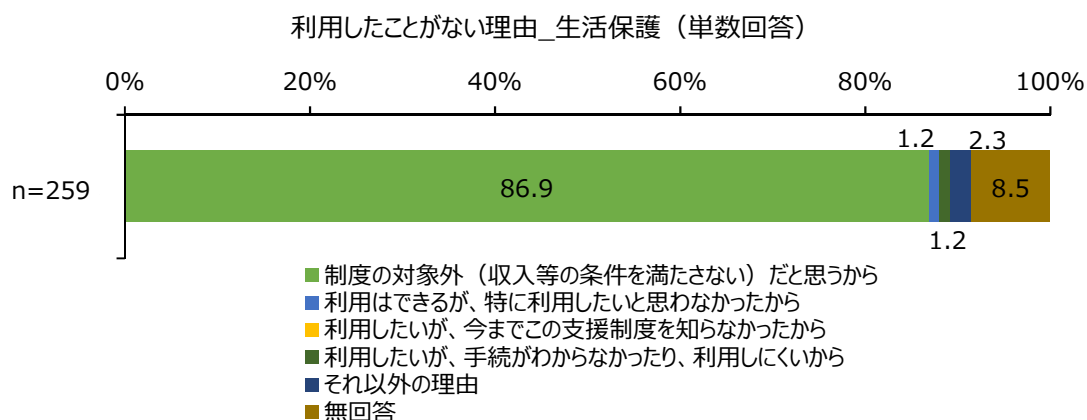
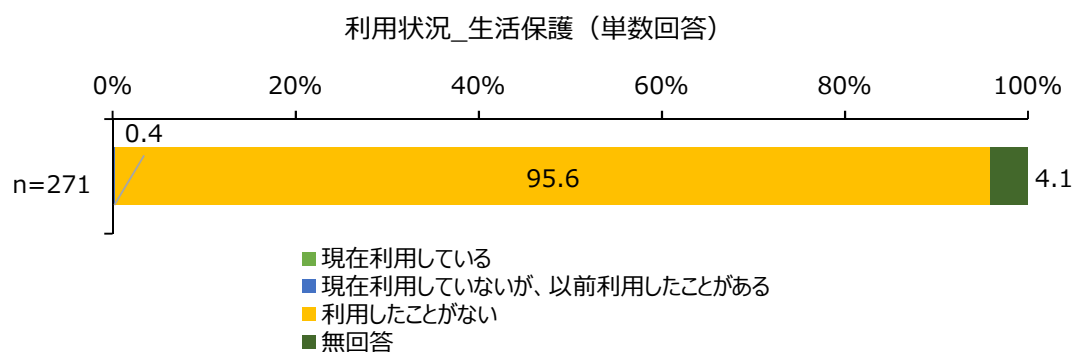
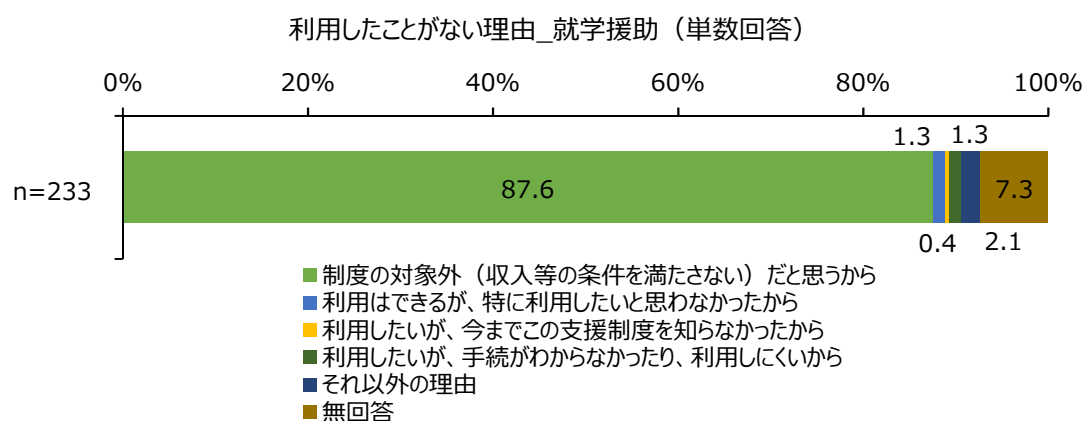
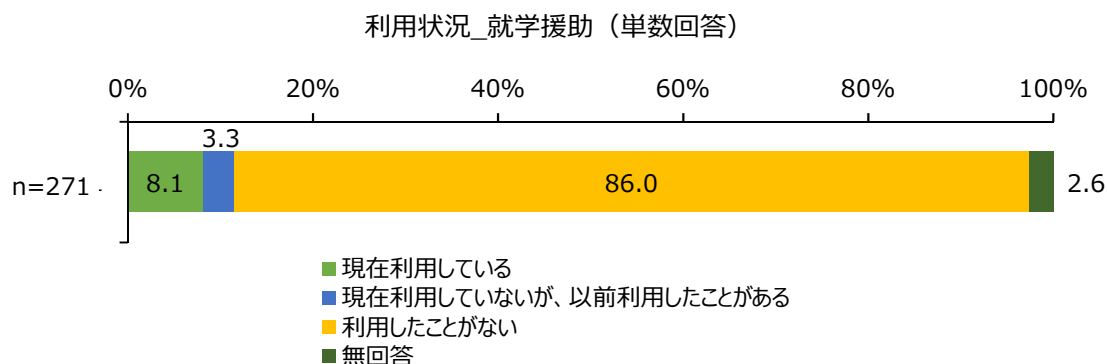
参加していない理由（複数回答）



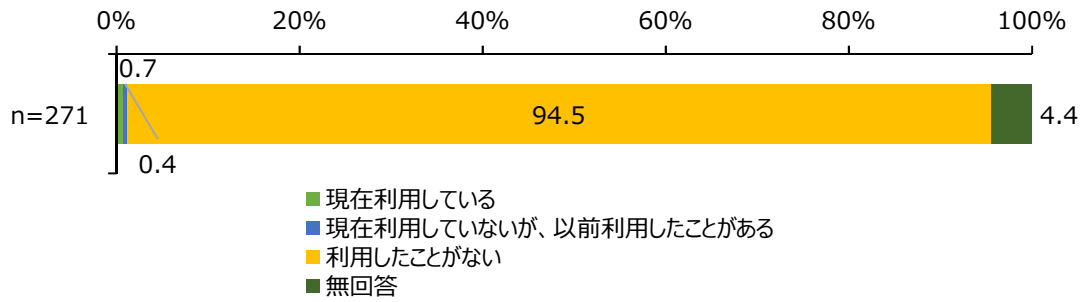
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加については、「参加している」が 80.9%、「参加していない」が 18.5%となっています。

参加していない理由は、「入りたいクラブ・部活動がないから」が 44.4%と最も多く、次いで「塾や習い事が忙しいから、費用がかかるから」が 17.5%、「家の事情(家族の世話、家事など)があるから」が 14.3%となっています。

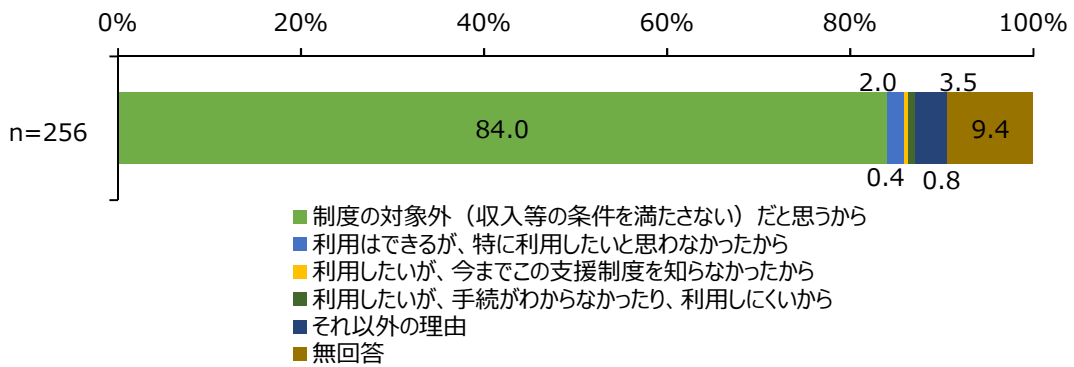
【保護者】 これまでに利用したことのある支援制度と利用しなかった理由（単数回答）



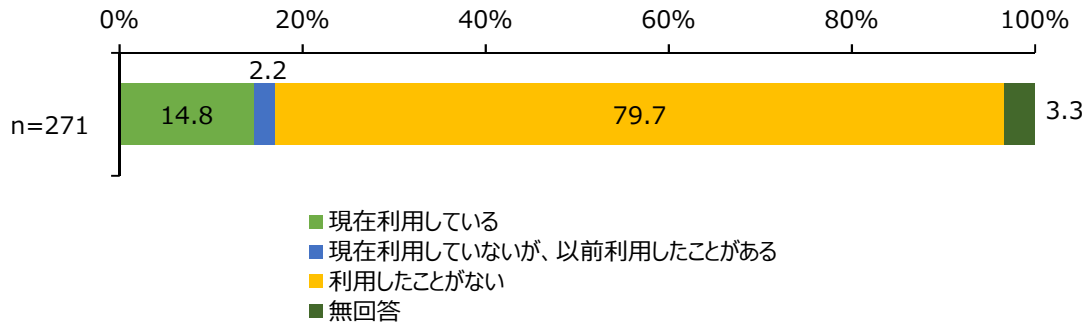
利用状況_生活困窮者の自立支援相談窓口（単数回答）



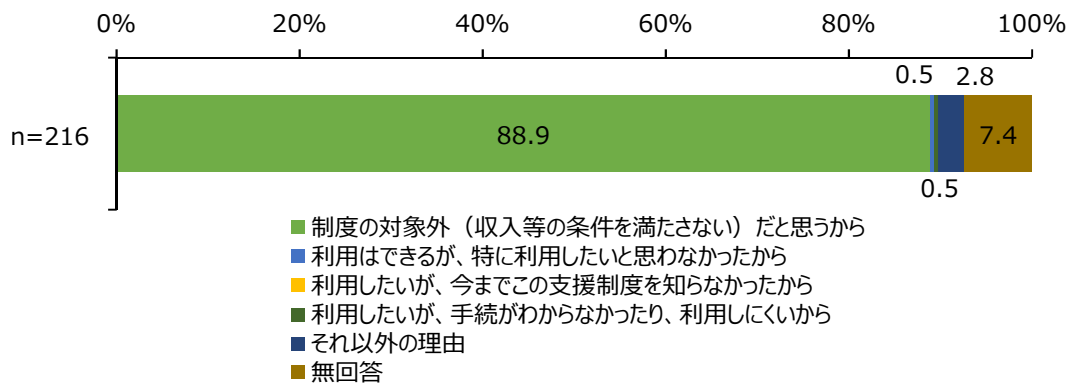
利用したことがない理由_生活困窮者の自立支援相談窓口（単数回答）

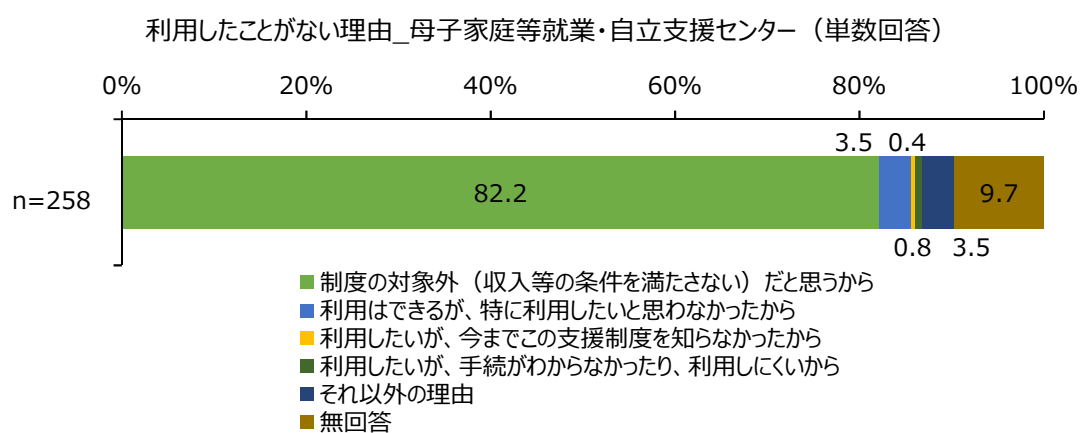
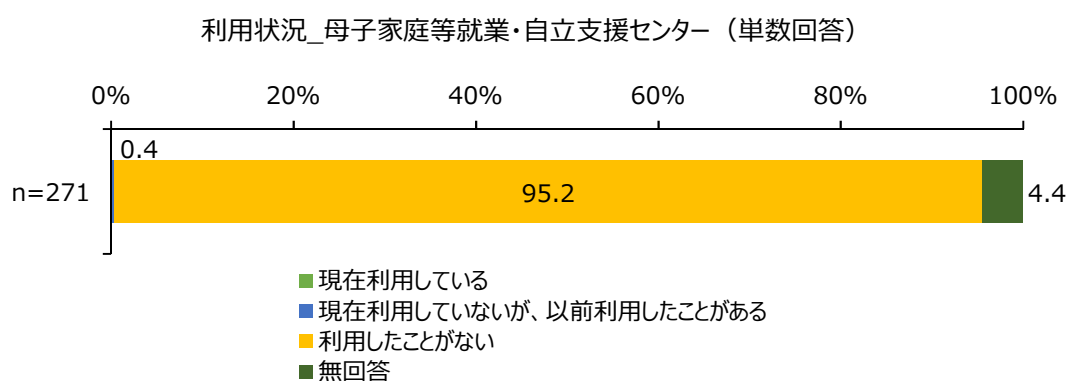


利用状況_児童扶養手当（単数回答）



利用したことがない理由_児童扶養手当（単数回答）

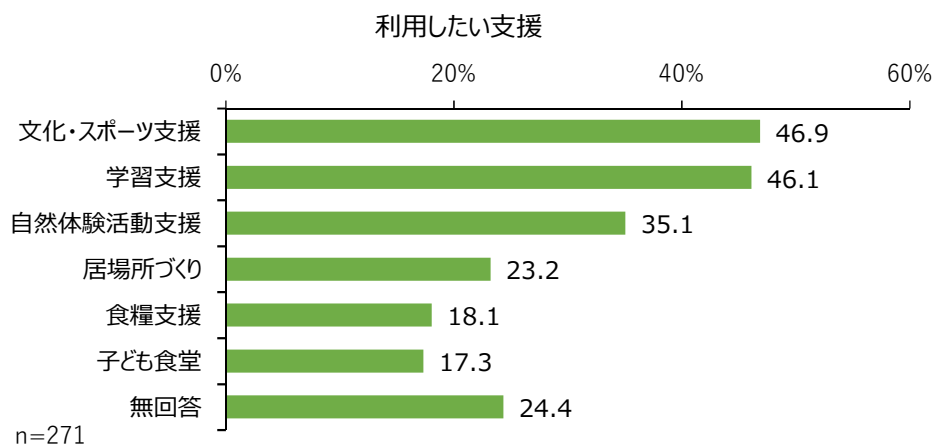




これまでに利用したことのある支援制度と利用しなかった理由について、「生活困窮者の自立支援相談窓口」「母子家庭等就業・自立支援センター」についての利用率が低く、利用したことがない理由としては「制度の対象外だと思うから」という意見が大半でした。

【保護者】保護者の支援ニーズ（複数回答）

【全体】



利用したい支援については、「文化・スポーツ支援」が 46.9%で最も多く、次いで「学習支援」が 46.1%、「自然体験活動支援」が 35.1%となっています。

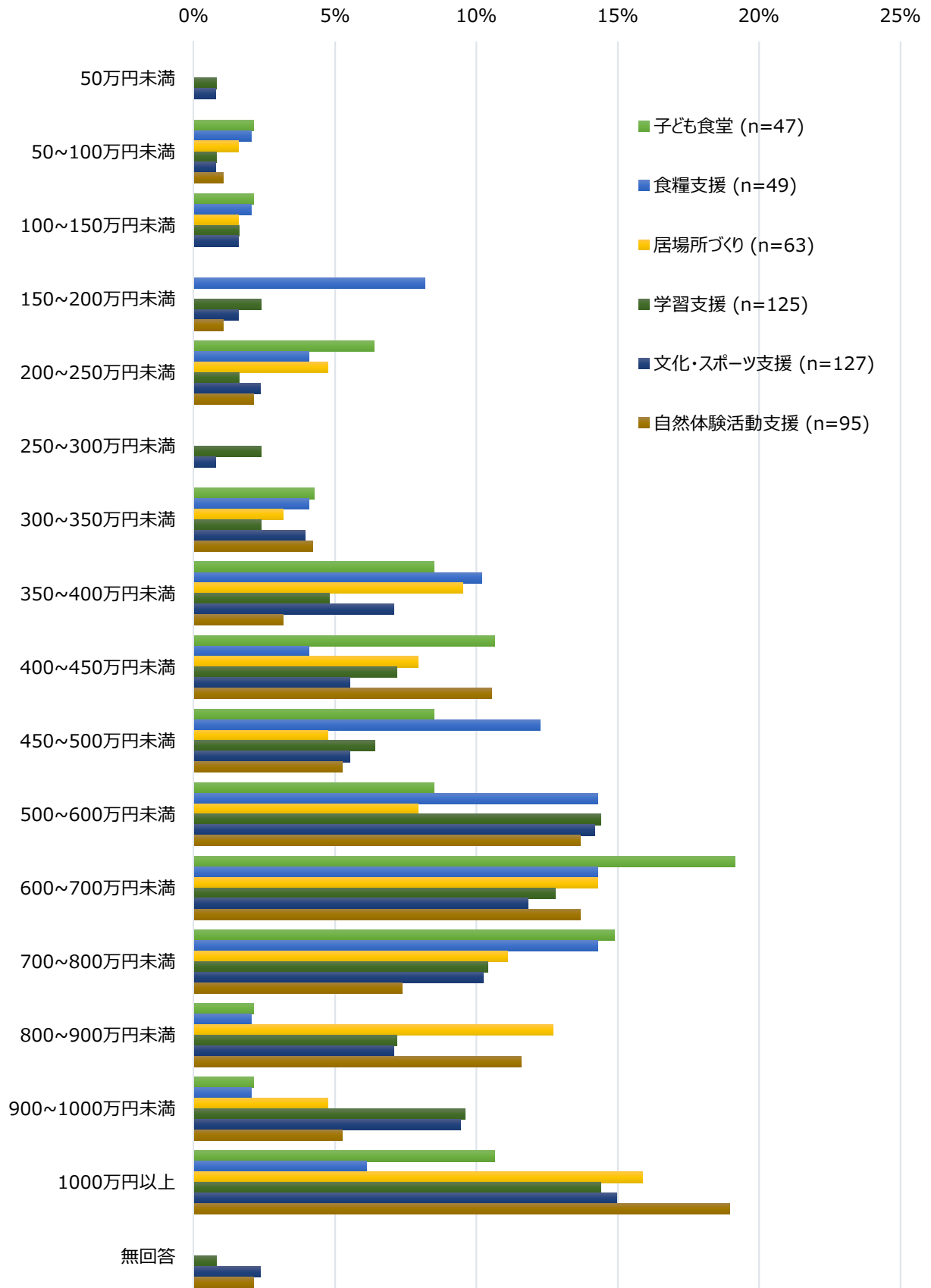
【保護者のうち、貧困線に満たない世帯】

利用したい支援

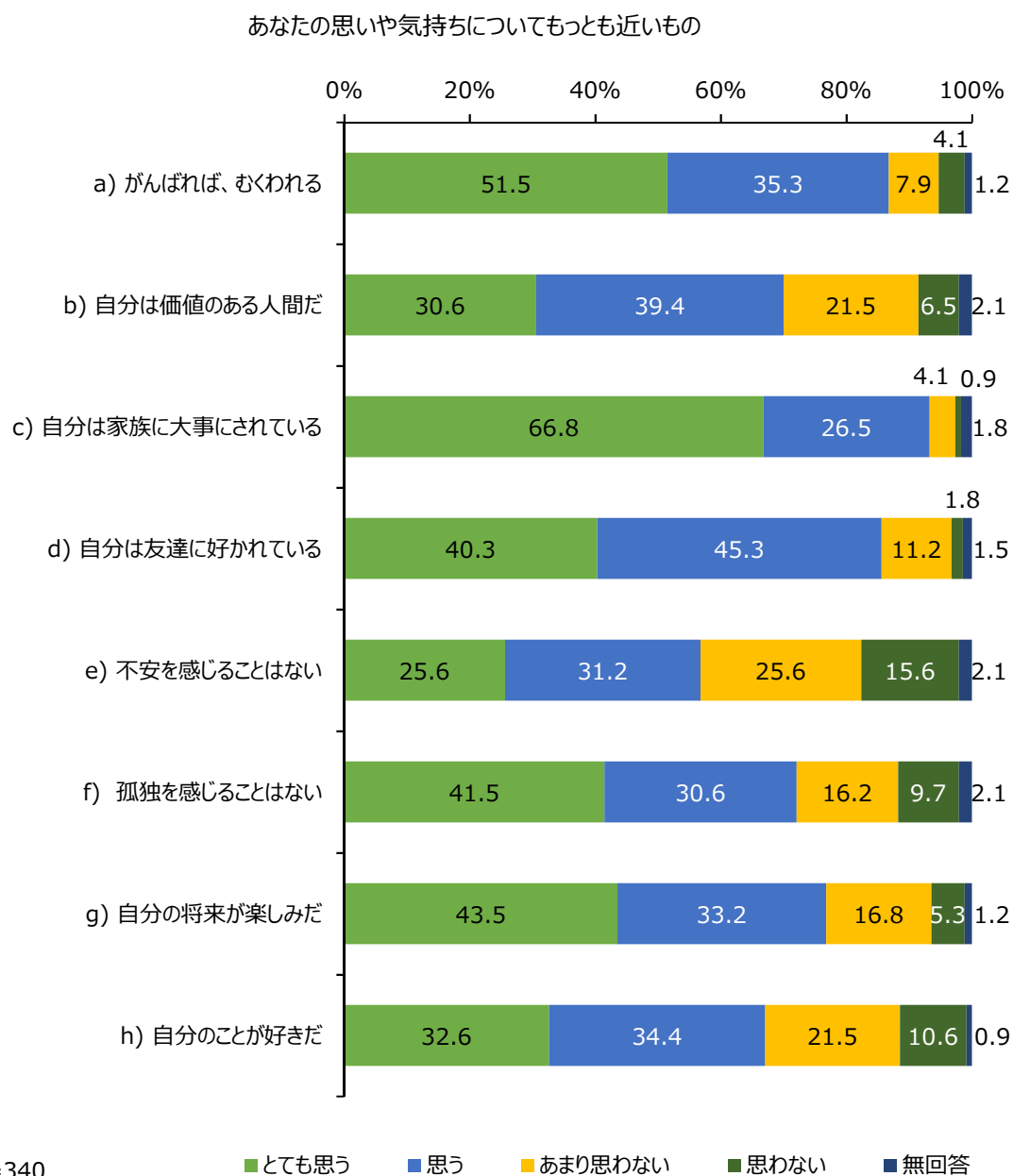
支援内容 (n=25)	人数	%
学習支援	9	36.0
文化・スポーツ支援	9	36.0
食糧支援	8	32.0
子ども食堂	5	20.0
居場所づくり	5	20.0
自然体験・活動支援	4	16.0
無回答	4	16.0

貧困線に満たない家庭の保護者の支援ニーズについては、「学習支援」「文化・スポーツ支援」「食糧支援」などが特に多くなっています。

【保護者】 世帯全体の年間収入×利用したい支援

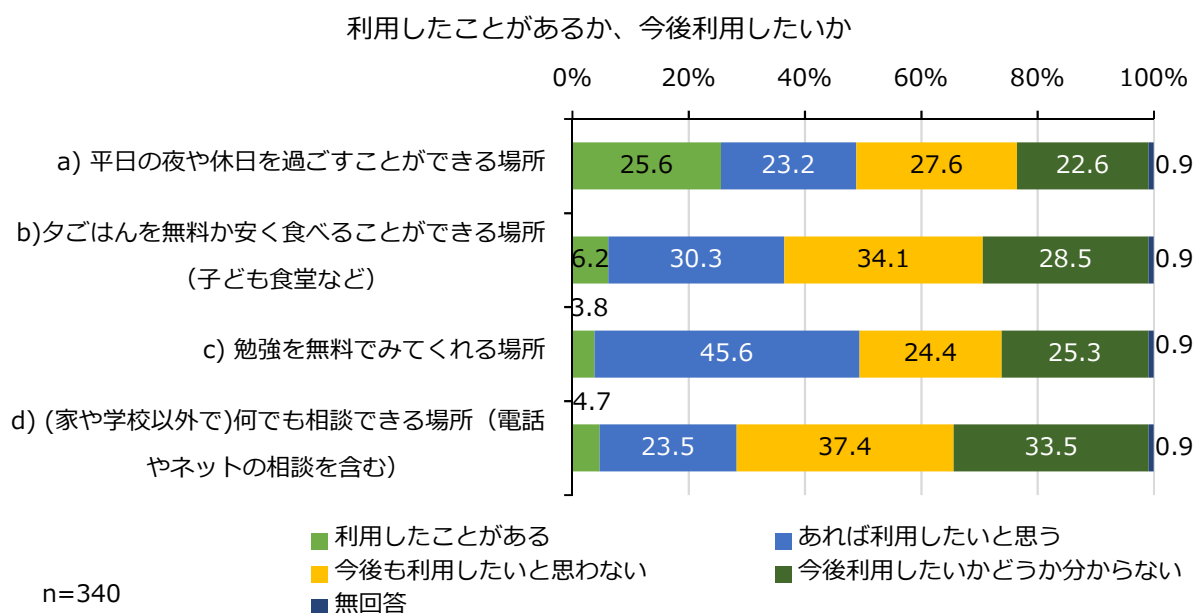


【子ども本人】自身の思いや気持ちについて（単数回答）

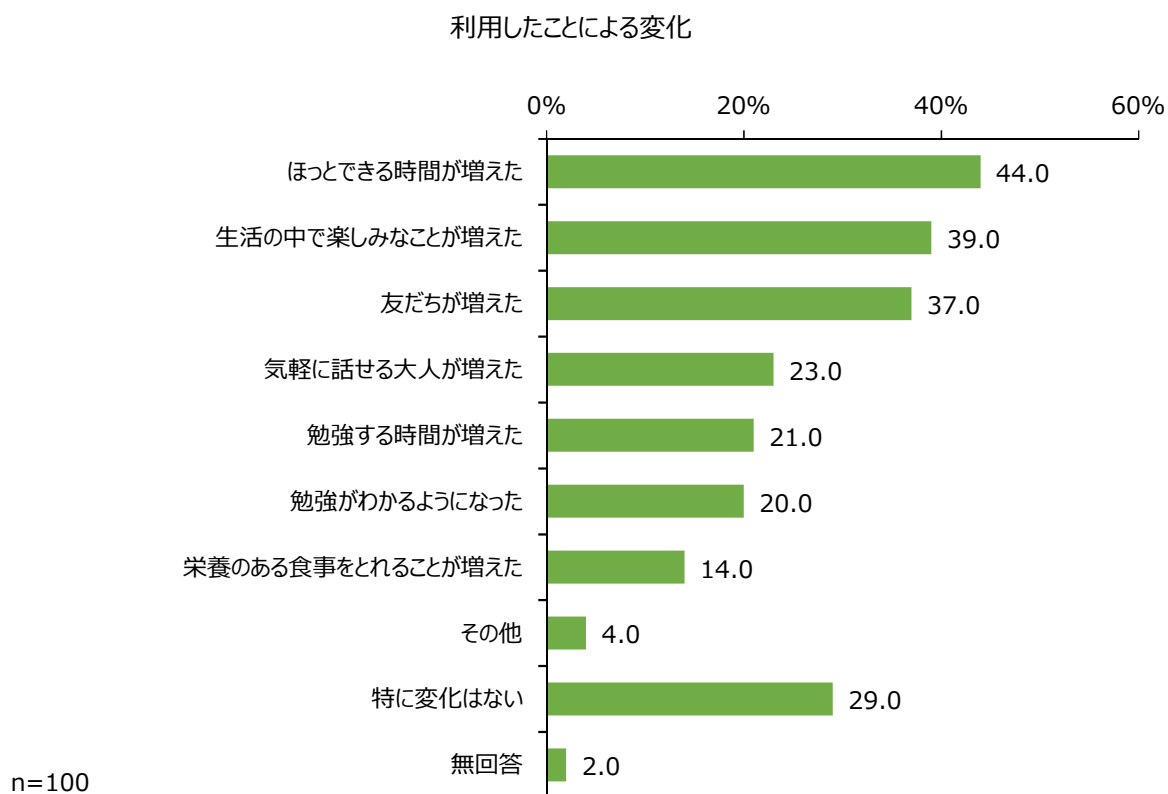


子ども本人の思いや気持ちについては、「自分は家族に大事にされている」に対し「とても思う、思う」と回答した割合が93.3%であり、「がんばれば、むくわれる」「自分は友達に好かれている」「自分の将来が楽しみだ」「自分のことが好きだ」も「とても思う、思う」が高い割合となっています。

【子ども本人】利用したことがある場所、利用したい場所（単数回答）



【子ども本人】利用したことによる変化（複数回答）

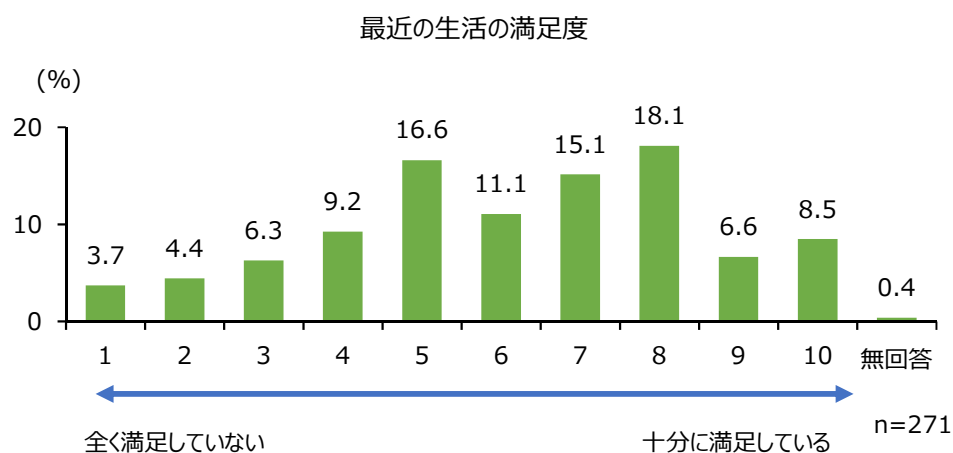


子どもが『利用したことがある』場所については、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が最も多く 25.6%、『あれば利用したいと思う』場所については、『勉強を無料でみてくれる場所』が最も多く 45.6%となっており、一定のニーズがあることがうかがえます。

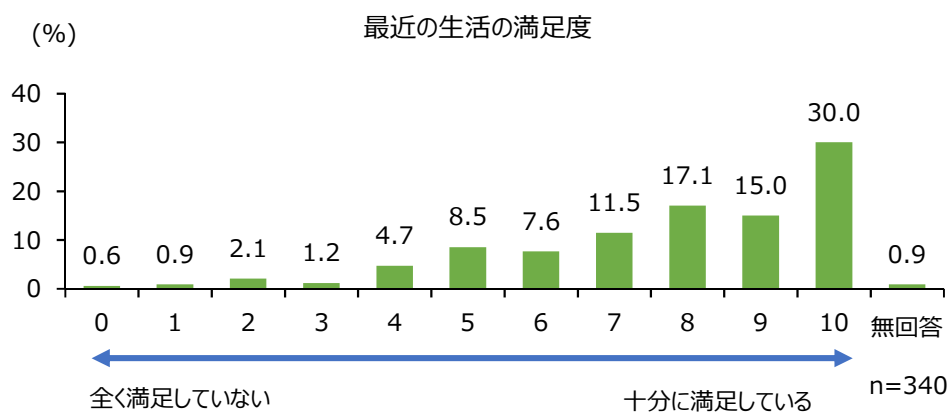
そこを利用したことで、変化があったことについては、「ほっとできる時間が増えた」が最も多く 44.0%、次いで「生活の中で楽しみなことが増えた」が 39.0%などとなっています。

生活の満足度（単数回答）

【保護者】



【子ども本人】



生活の満足度については、「十分に満足している」を「10」とする 10 段階で示しており、保護者は、「8」が 18.1%で最も多く、次いで「5」が 16.6%となっています。

一方子どもは、「十分に満足している」「10」が 30.0%で最も多く、次いで「7～9」がいずれも 10%台となっています。

3. アンケート調査結果から見えた課題

子どもの生活状況調査（貧困対策）

1. 多様な相談の場・機会の充実

小中学生本人に困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人について質問したところ「親」「学校の友達」「学校の先生」が回答の上位を占める一方で、少数ではあるが「ネットで知り合った人」「だれにも相談できない、相談したくない」の回答もあり、年代や相談内容に応じた多様な相談の場を増やしていくとともに、その相談窓口についてのさらなる周知が必要です。

また、子ども自身の希望や想いを十分に伝えられる場を設けるとともに、市の取組みについて関心を持てるよう、子どもに伝わりやすい方法と伝わりやすい内容で周知や広報を充実させていく必要があります。

2. 子どもたちの自己肯定感を高め、子どもの希望や想いが反映される支援の推進

あなたの思いや気持ちについて、もっとも近いものを答える質問の回答において「自分は家族に大事にされている」が9割以上、「自分のことが好きだ」が約7割と自己肯定感が高い結果となっています。

年齢的には、学校や家庭での日々の関わりが、子どもたちの自己肯定感や自尊感情に大きな影響を与えていると推察されることから、子どもたちが夢と志に向かって、自らの個性を発揮し、自信をもって、自らの未来を自らの手で切り拓いていけるよう、子どもを取り巻く全て関係者による取組みが求められます。

3. 子どもの居場所

居場所について、「平日の夜や休日を過ごすことができる場所を利用したことがある」と回答した割合が25.6%、勉強を無料で見てくれる場所について、実際に利用したという回答は少ないが、あれば利用したいというニーズが高い結果となっています。

また利用したことがある場合の変化について、「ほっとできる時間が増えた」「生活の中での楽しみが増えた」「友達が増えた」などが上位の回答となっており、韮崎市民交流センター NICORI-ニコリ-などの積極的な活用により、子どもの居場所を充実させ、将来の進学や勉強に対する支援、生活における不安を解消に対する取組みが求められています。

4. 多様な子育て世帯の相談支援

保護者については「子育て」「重要な事柄」に関する相談は約9割が「頼れる人がいる」と回答しましたが、お金の援助に関しては6割強となっています。また、頼れる相談先について、「家族・親族」「友人・知人」が大半であり、「相談・支援機関や福祉の人」「民生委員・児童委員」など関係機関への回答が少数でありました。

行政や関係機関の窓口が有効活用されるように取組みを周知するとともに、多様化する社会に対応し、幅広い相談に対応できる体制づくりが求められています。

5. 貧困世帯の経済的支援

世帯収入において、300万円に満たない世帯が約1割あり、過去1年間にお金が足りないことで、食料・衣服・公共料金の支払いができなかったとの回答が、全体で約1割程度ありました。

一方で各種支援制度の利用について、就学援助や児童扶養手当の利用者は一定数いる中で、生活困窮者の自立支援相談窓口、母子家庭等就業・自立支援センターの利用率が低調であり、利用したことがない理由として、「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」という回答が大半でありました。

ひとり親家庭の増加、物価上昇など様々な要因により、生活保護などの基準に満たないが、実際には生活が厳しい状況にある世帯が潜在的にいることが推察されるため、こうした世帯に対する支援の充実、相談窓口の周知などを通じて、親世代の貧困が子どもの貧困に繋がる「貧困の連鎖」を防ぐ取組みが求められています。

第3項 子ども・若者の意識と生活に関する調査からみる現状と課題

1. 調査の概要

(1) 調査の目的及び調査期間 第3節 P26 を参照

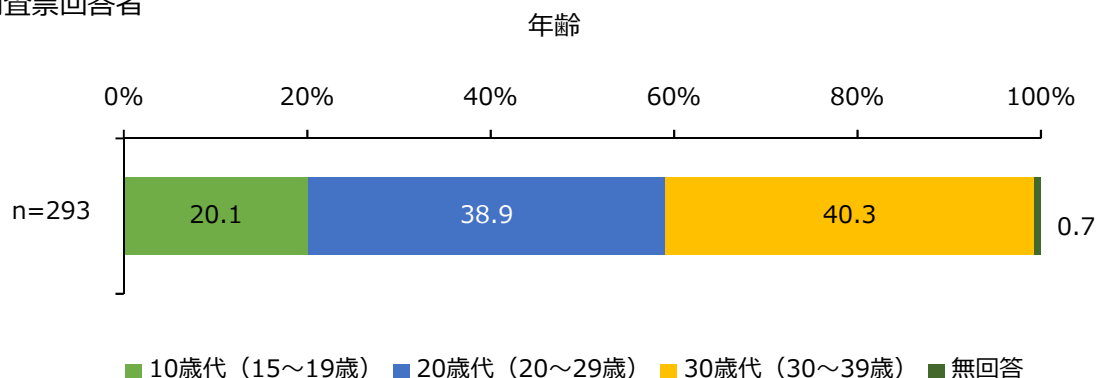
(2) 調査対象及び回収率（再掲）

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子ども・若者の意識と生活に関する調査	⑤一般市民(15歳～39歳)	1,200	293	24.4%

▶ 紙と Web アンケートの併用で調査を実施

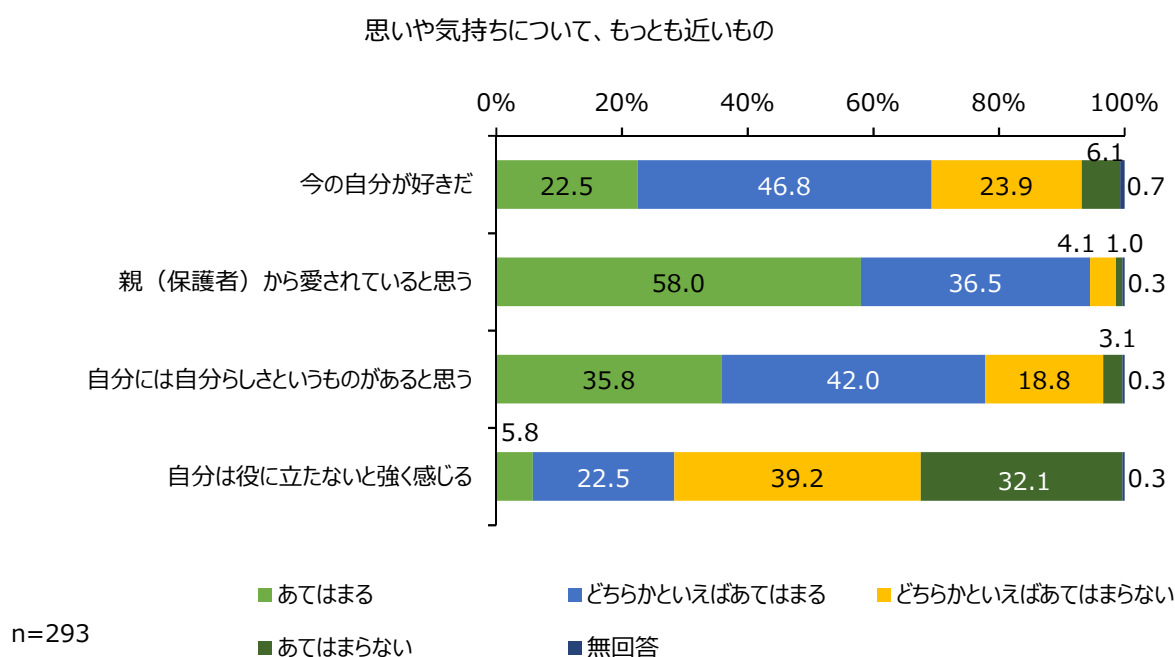
2. 調査の結果

○調査票回答者

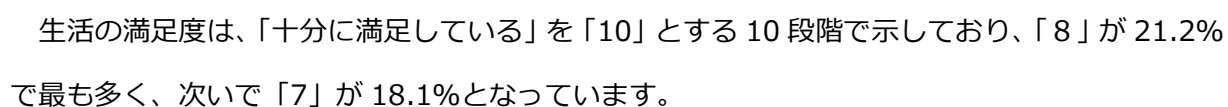


■日頃の意識と生活について

思いや気持ちについて（単数回答）

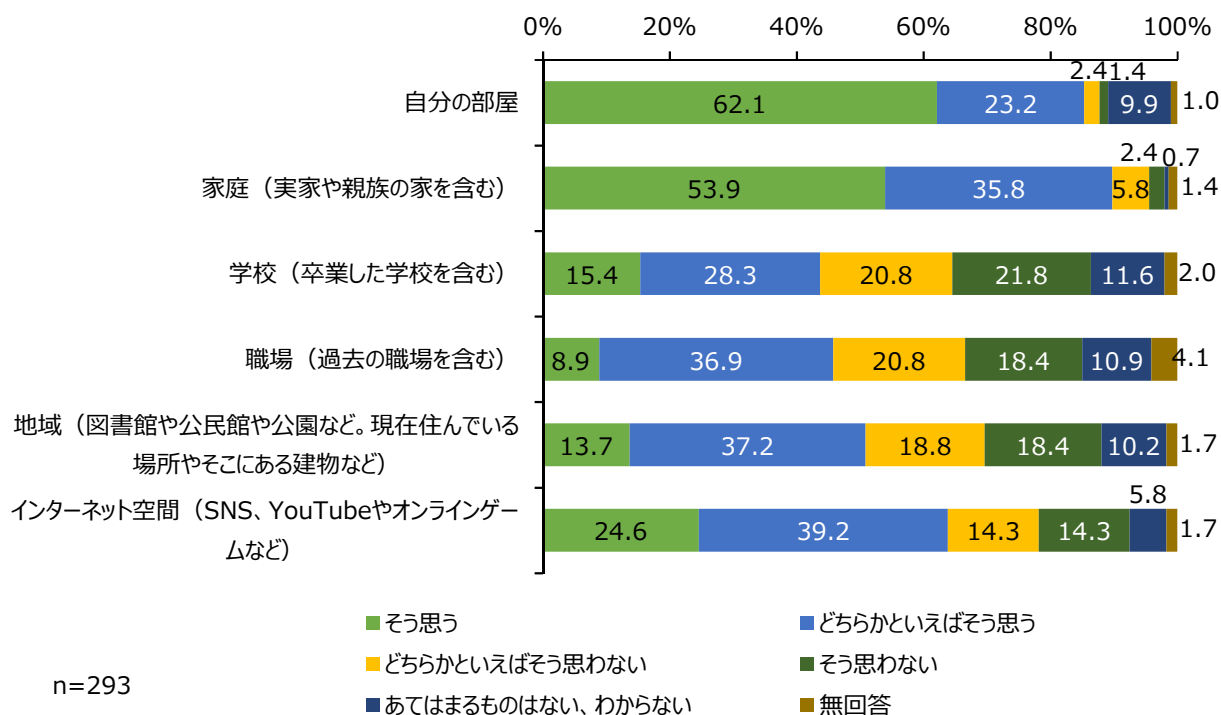


生活の満足度（単数回答）



ほっとできる場所について（単数回答）

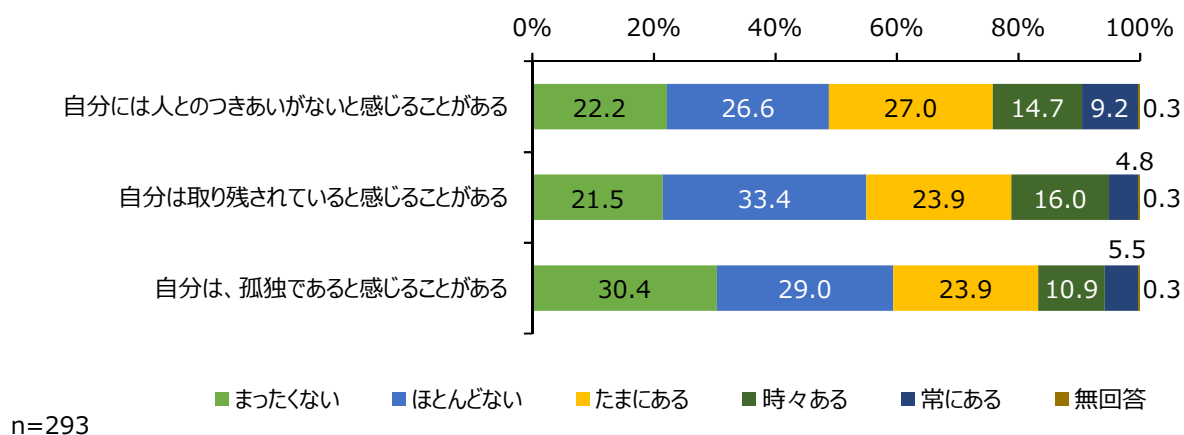
居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているか



ほっとできる場所について『そう思う』『どちらかといえばそう思う』と感じる場所は、「家庭（実家や親族の家を含む）」が最も高く 89.7%、次いで「自分の部屋」85.3%、「インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）」63.8%となっています。

孤独・孤立について（単数回答）

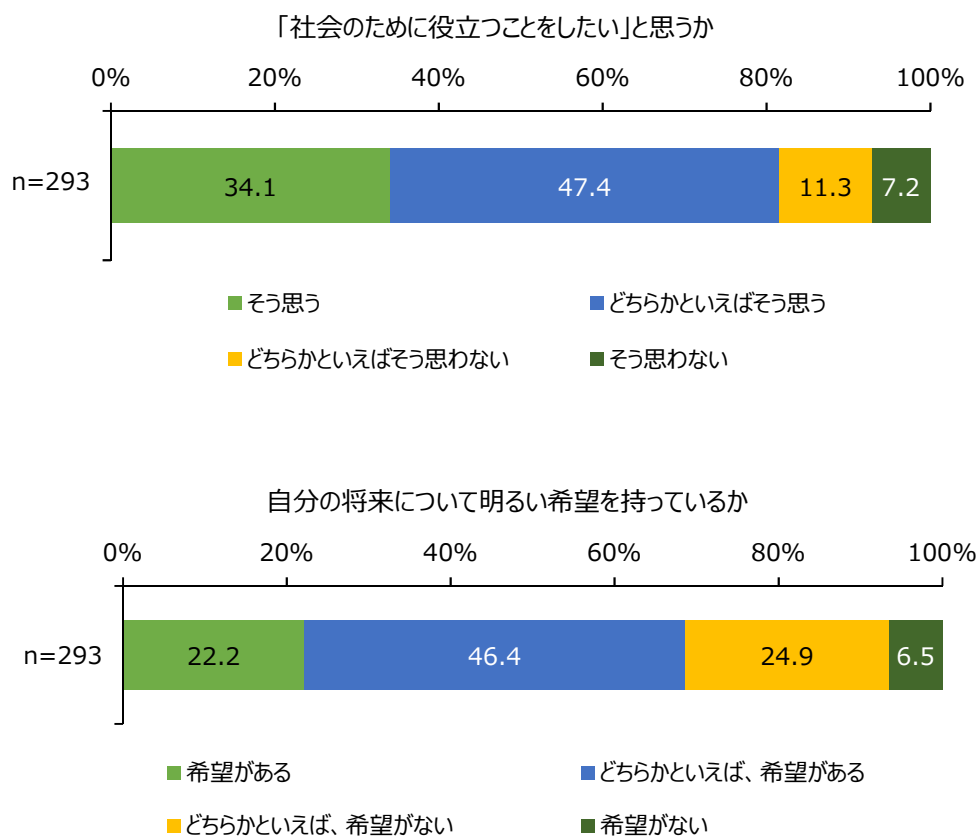
あなたはどれくらいの頻度で感じているか



「人とのつきあいがないと感じることがある」「取り残されていると感じることがある」「孤独であると感じることがある」について、「常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した方の合計が、約 40%から 50%となっています。

■将来のことについて

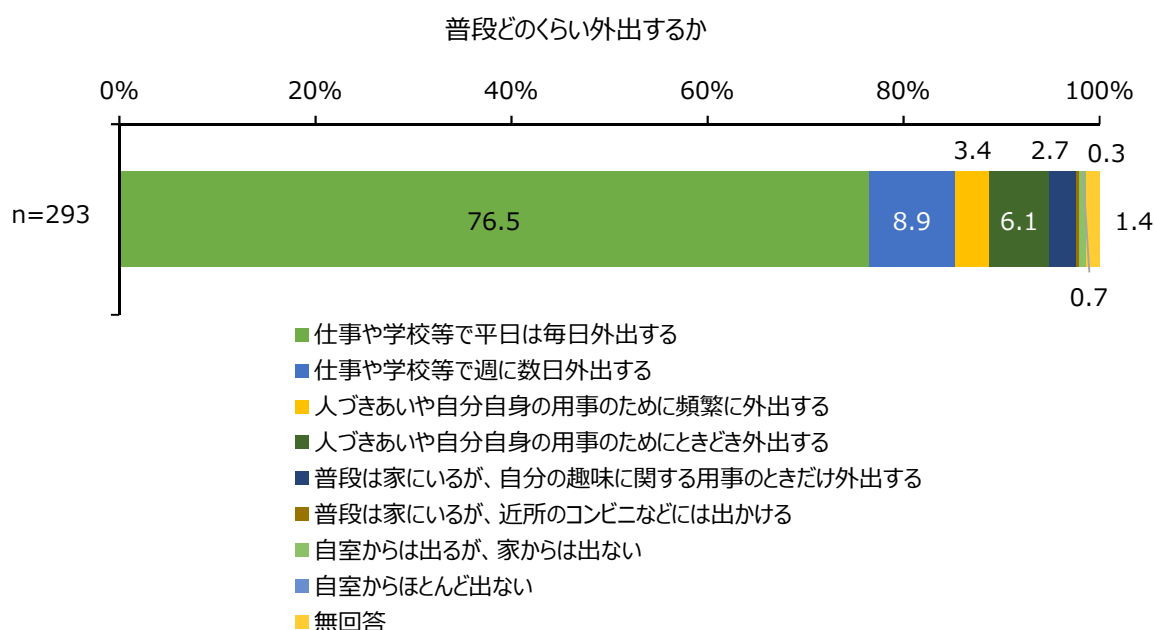
社会貢献・将来への希望について（単数回答）



「社会のために役立つことをしたい」と感じている人は「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせると 81.5%、「将来について明るい希望を持っている」と感じている人も 68.6%という結果になりました。

■ふだんの生活について

外出の状況について（単数回答）



外出状況が現在の状態となってどのくらい経つか （単数回答）

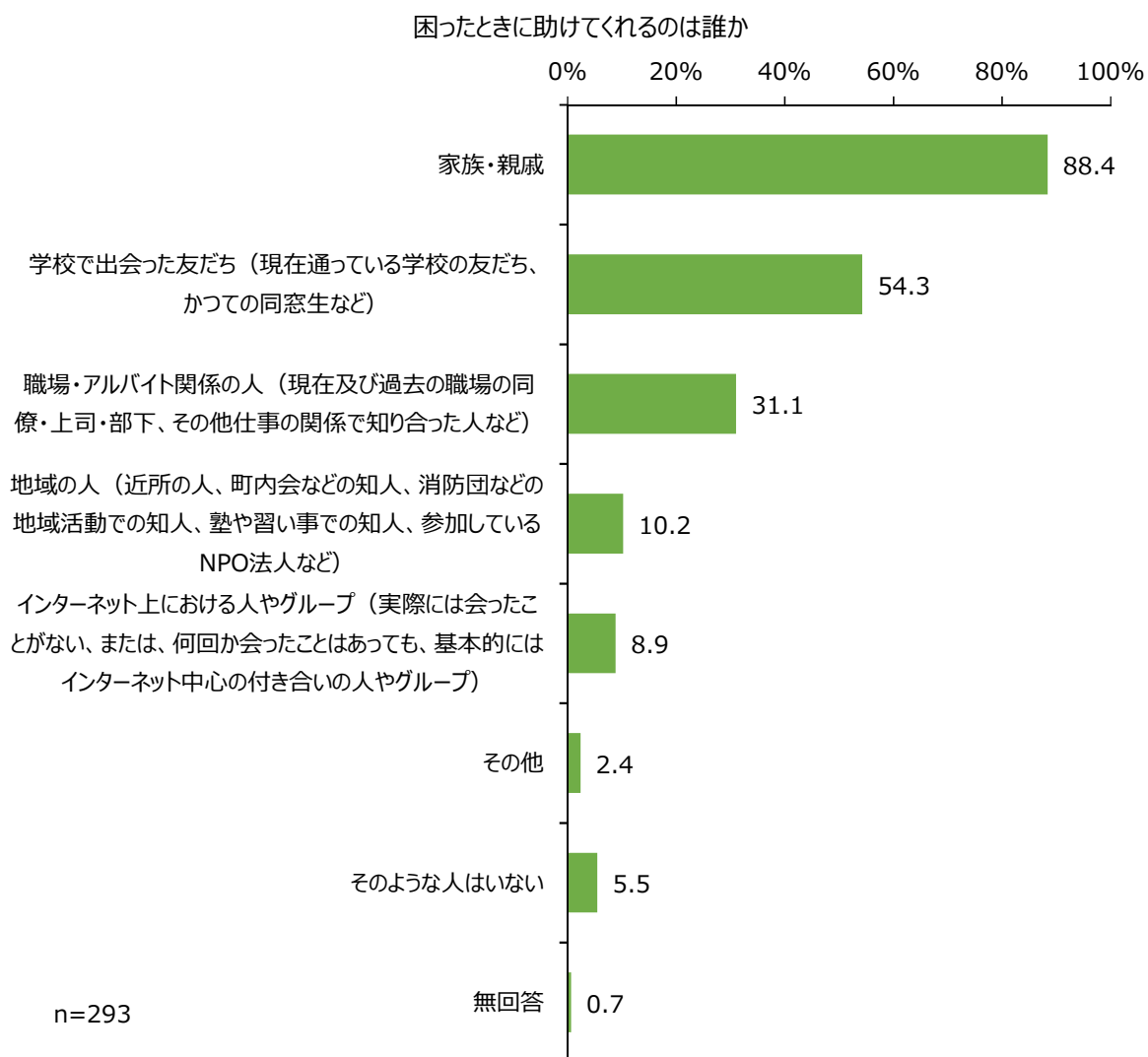
期間	人数	%
3か月未満	0	0.0
3か月～6か月未満	0	0.0
6か月～1年未満	1	9.1
1年～2年未満	2	18.2
2年～3年未満	2	18.2
3年～5年未満	1	9.1
5年～7年未満	2	18.2
7年～10年未満	0	0.0
10年～15年未満	0	0.0
15年～20年未満	0	0.0
20年以上	1	9.1
無回答	2	18.2
合計	11	100.0

外出状況が現在の状態になった理由 （単数回答）

区分	人数	%
学校になじめなかったこと	1	11.1
受験に失敗したこと（高校・大学等）	0	0.0
就職活動がうまくいかなかったこと	0	0.0
職場になじめなかったこと	0	0.0
人間関係がうまくいかなかったこと	1	11.1
病気	2	22.2
妊娠・出産したこと	0	0.0
退職したこと	0	0.0
介護・看護を担うことになったこと	1	11.1
その他	3	33.3
特に理由はない	1	11.1
わからない	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	9	100.0

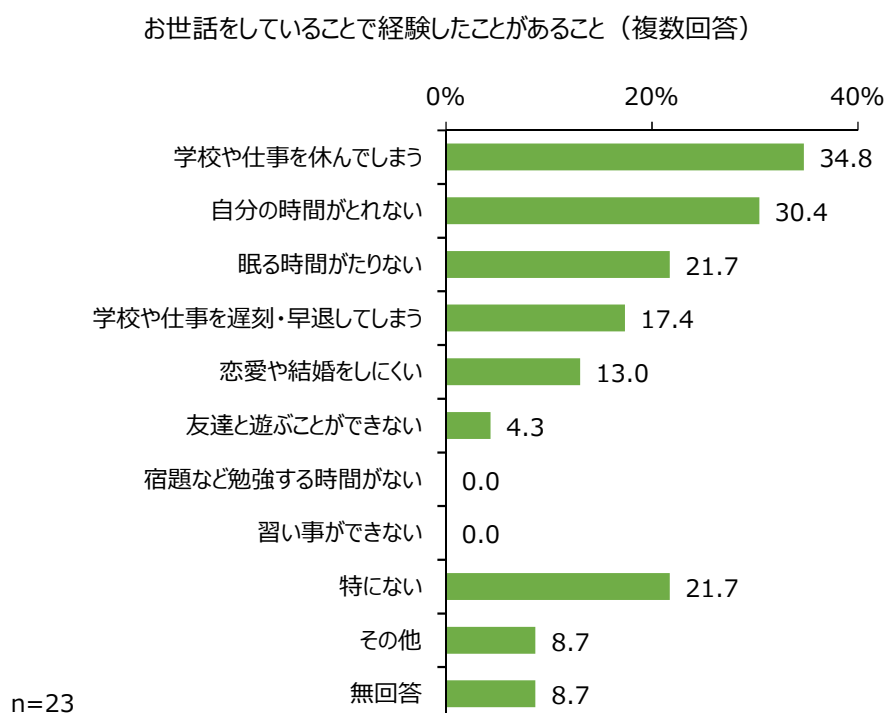
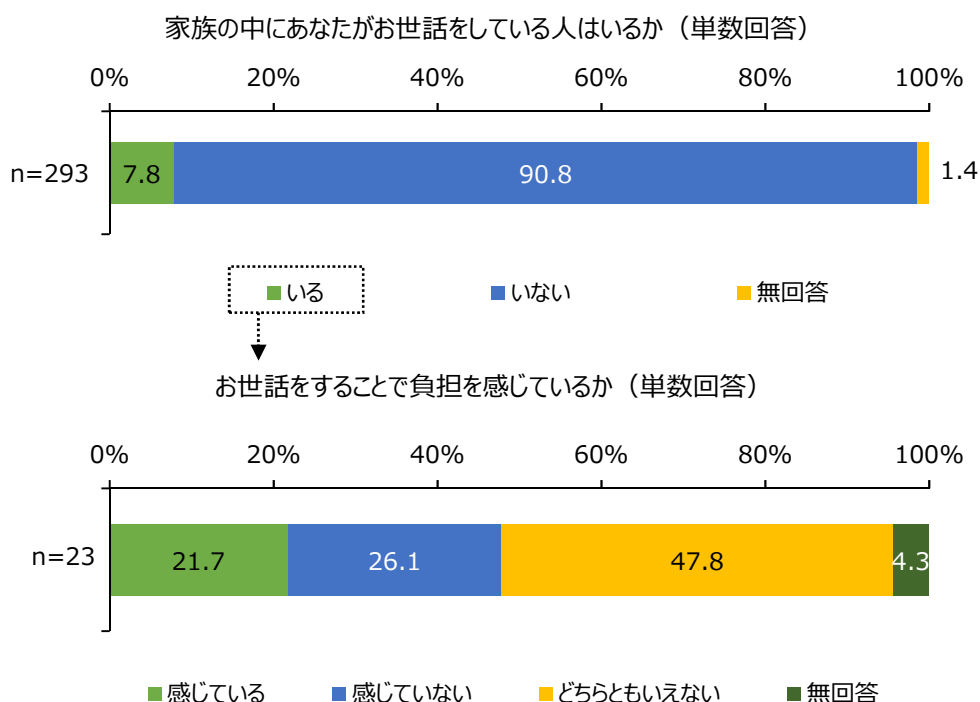
外出をしない、あまりしない方が、現在の状況になったきっかけについて、「病気」「学校になじめなかったこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」「介護・看護を担うことになったこと」が挙げられています。

身近な相談先について（複数回答）



困ったときに助けてくれる人について、「家族・親戚」が最も高く 88.4%、次いで「学校で出会った友だち（現在通っている学校の友だち、かつての同窓生など）」54.3%、「職場・アルバイト関係の人（現在及び過去の職場の同僚・上司・部下、その他仕事の関係で知り合った人など）」31.1%となっています。

家族の中のお世話をしている人について（単数回答/複数回答）

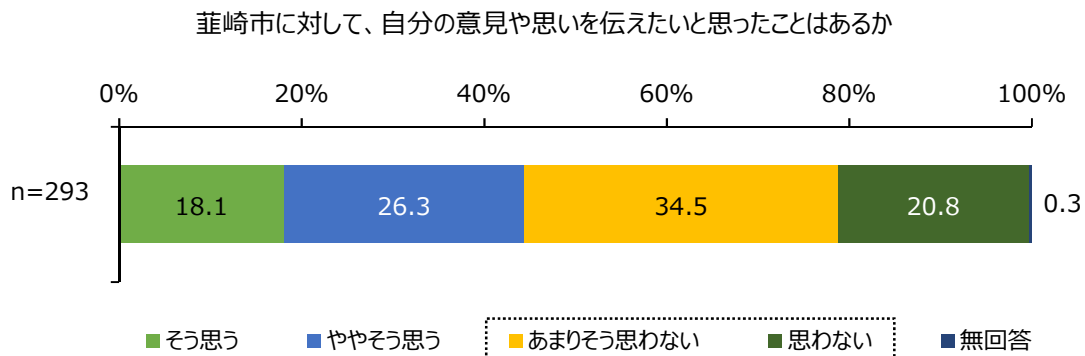


家族のお世話をしている方はヤングケアラーである可能性があります。

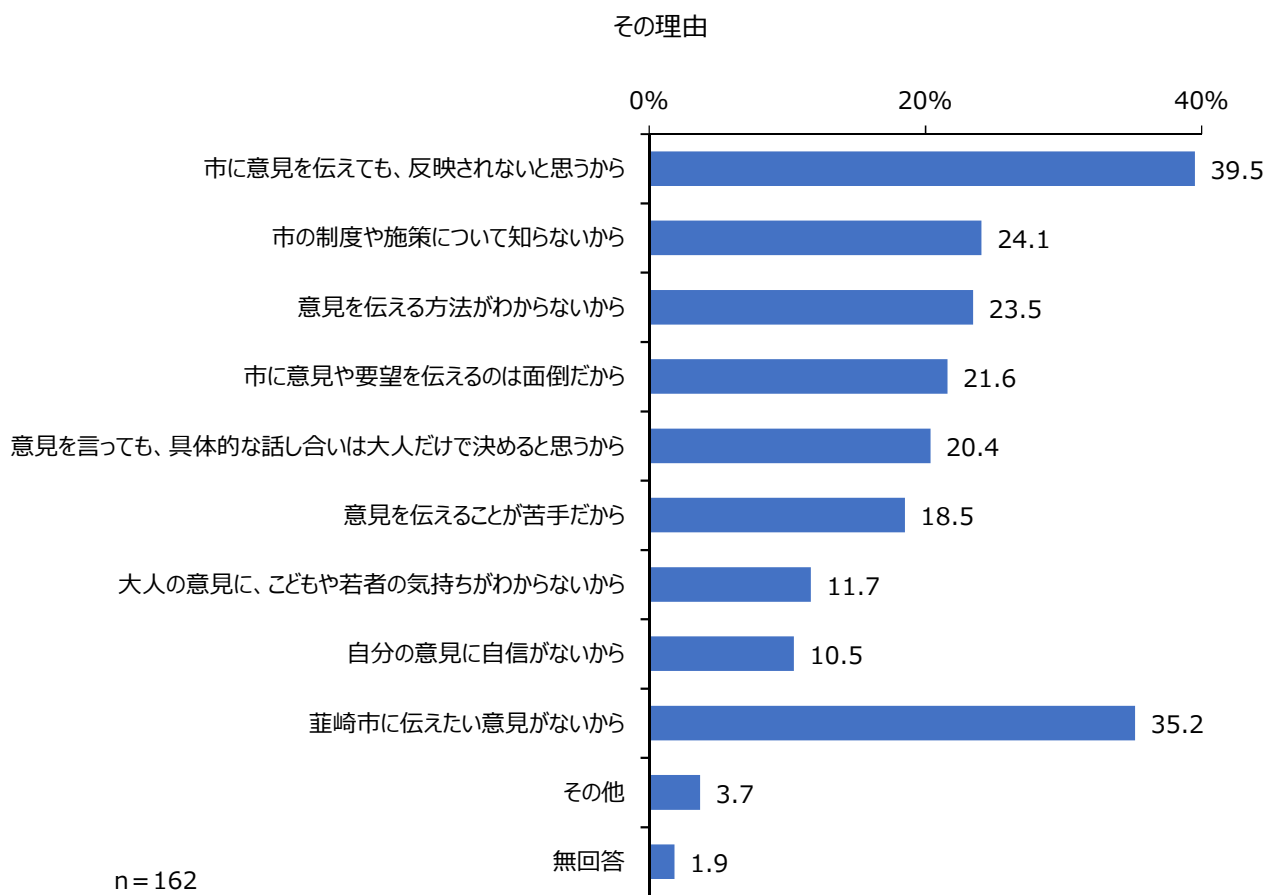
「いる」と回答した方 7.8%のうち、「負担を感じている」が 21.7%でした。また、お世話をしていることで経験したことについては、「学校や仕事を休んでしまう」が 34.8%で最も多く、次いで「自分の時間がとれない」が 30.4%となっています。

■ こどもや若者の意見反映について

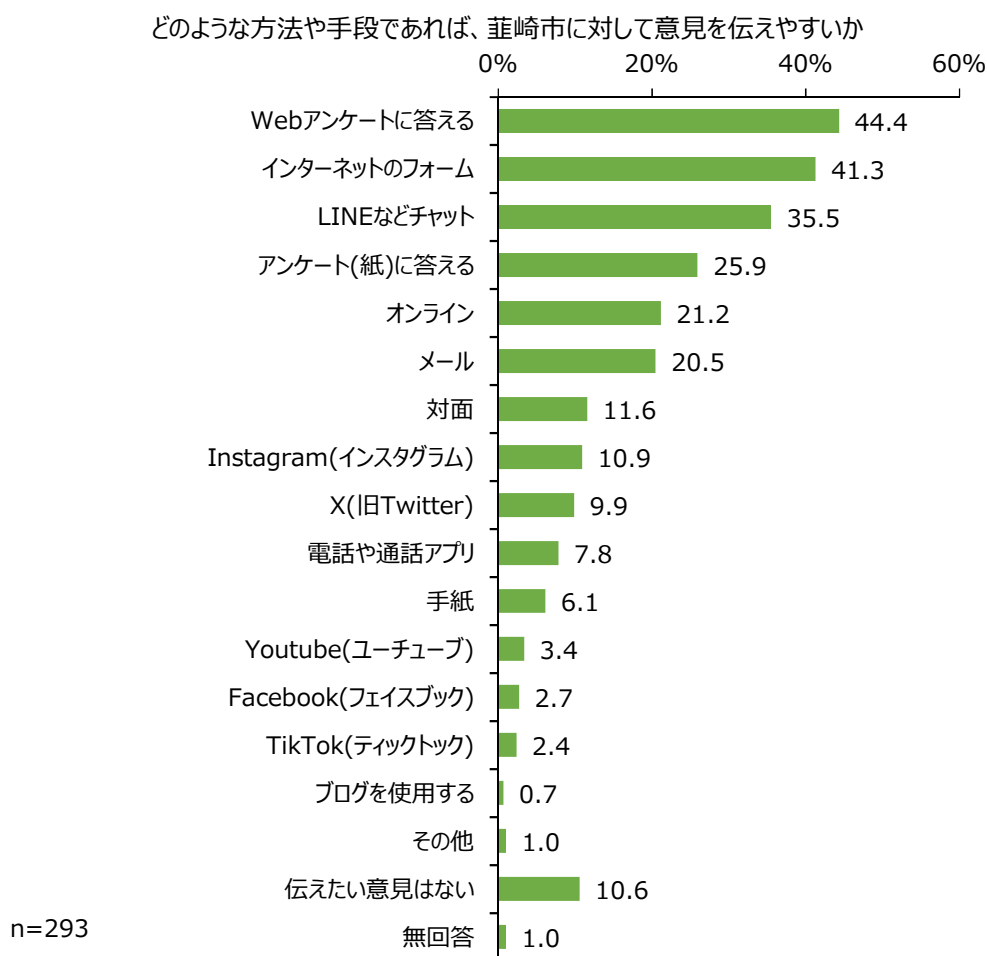
市に対する自分の意見や思いについて（単数回答）



伝えたいと思わない理由（複数回答）



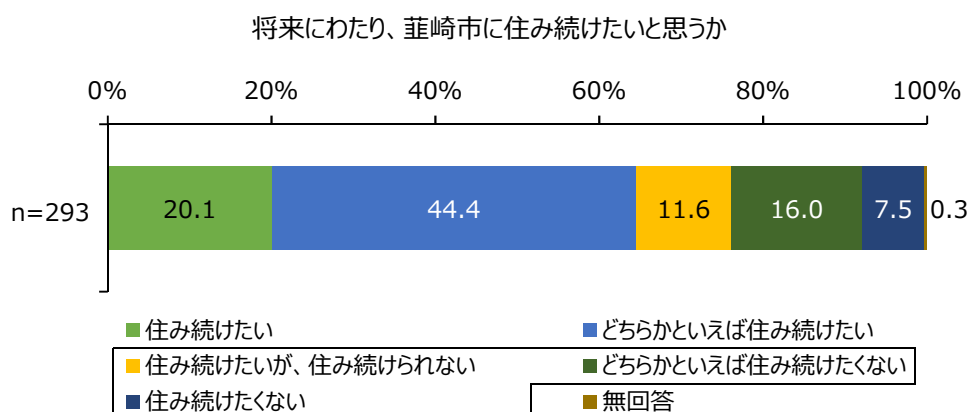
手段や方法（複数回答）



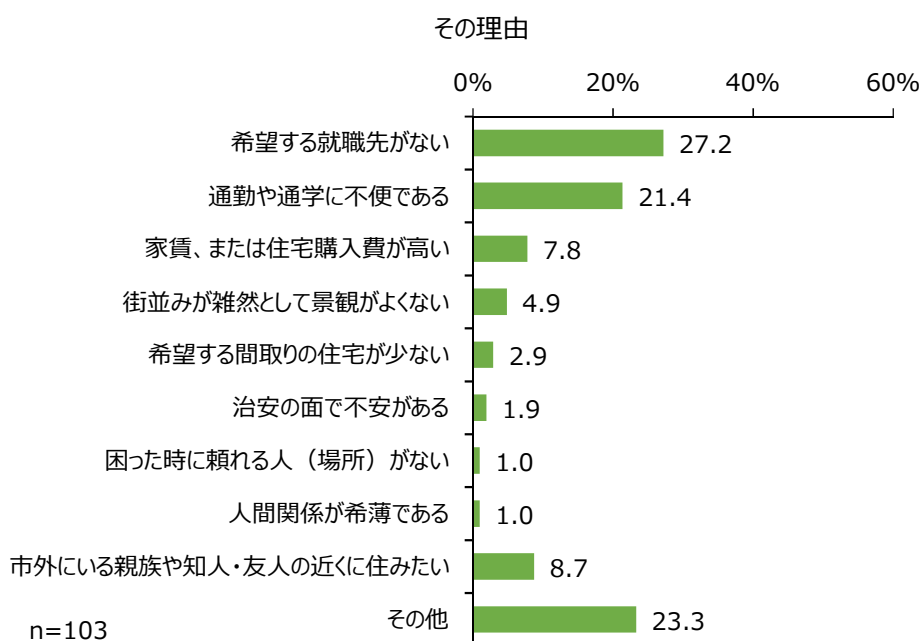
市に対する自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがあるかについて、「そう思う」「ややそう思う」が合計で 44.4%となっている一方で、「あまりそう思わない」「思わない」と回答した方は 55.3%を占め、その理由としては「市に意見を伝えても反映されないと思うから」が最も多く 39.5%となっています。方法や手段については、「Web アンケートに答える」が最も高く 44.4%、次いで「インターネットのフォーム」41.3%、「LINE などチャット」35.5%となっています。

■ 地域のかかわりや市の取組みについて

■ 蕨崎市に住みたいと希望（単数回答）

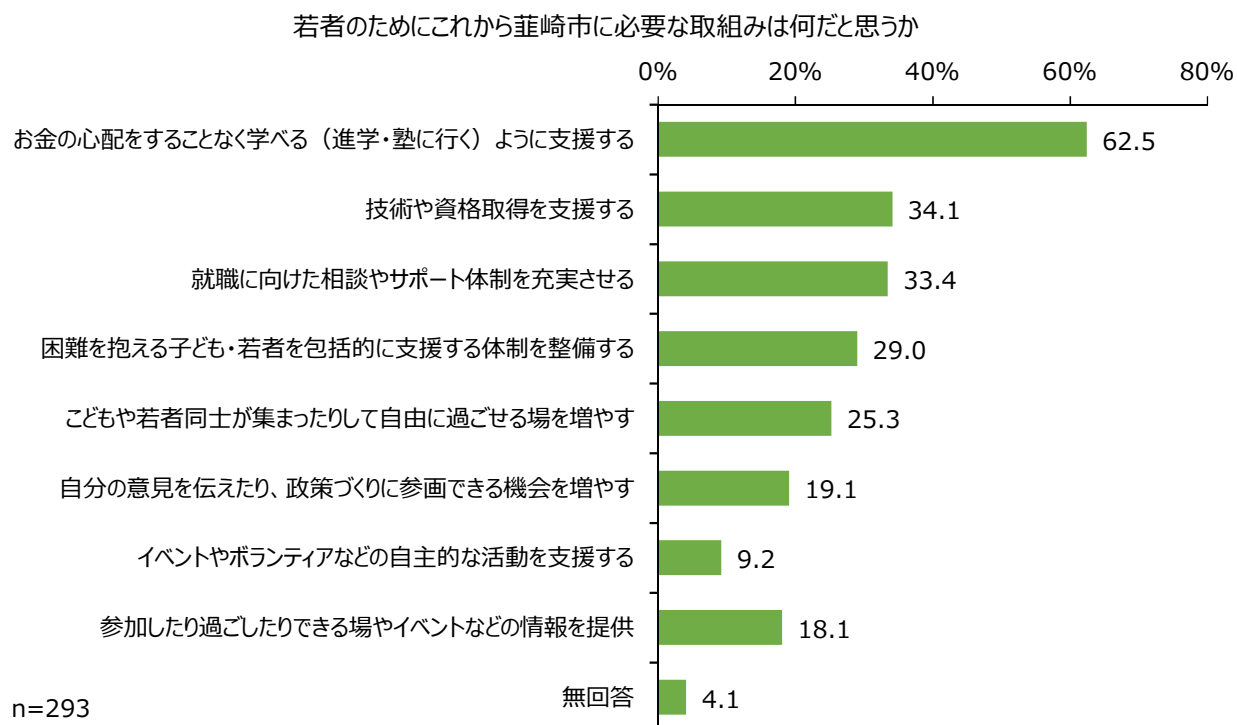


■ 住み続けられない、住み続けたくない理由（単数回答）



将来にわたり、蕨崎市に住みたいと思いますかについて、「住みたい」「どちらかといえ
 ば住みたい」が合計で 64.5%となっています。一方で「住みたいが、住み続けられない」
 「どちらかといえば住み続けたくない」「住み続けたくない」が合計で 35.1%となっており、その
 理由は、「希望する就職先がない」が最も高く 27.2%、次いで「通勤や通学に不便である」21.4%
 となっています。

若者のために必要な取組み（複数回答）



若者のために、これから韮崎市に必要な取組みについて、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が 62.5%で最も多く、次いで「技術や資格取得を支援する」34.1%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」33.4%などとなっています。その他「子どもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」「自分の意見を伝えたり、政策づくりに参画できる機会を増やす」など、居場所づくりや意見反映などについてのニーズが高まっています。

3. 子どもの権利アンケート・意見聴取

(1) 調査及び意見聴取の概要

調査対象及び回収率

実施内容	調査対象	調査数	回収数	回収率
子どもの権利アンケート 【小中学生】	韮崎市立学校に在籍する 小学 5 年生～中学 3 年生	991	841	84.9%
子どもの権利アンケート 【高校生・若者】	市内在住の 15 歳～39 歳	1,200	82	6.8%
子どもの権利アンケート 【高校生】	韮崎高校・韮崎工業高校 在籍生徒	1,113	286	25.7%

意見聴取の概要

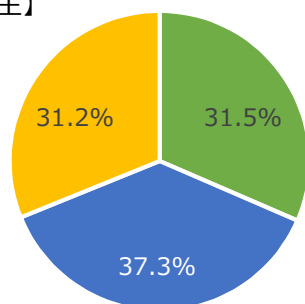
実施内容	対象	参加者数	方法
自由記載・聴き取り	放課後児童クラブ・ 放課後子ども教室利用児童	226 名	「居場所」や「ほっとする 時間」などについての設問 に自由に回答してもらう。
ワークショップ (こどもまんなか TEENS カイギ)	韮崎市在住・在学の 小学 5 年生～高校 3 年生	9/15 8 名 9/29 3 名	2 日間のワークショップを 通じ「子どもの権利」への 理解を深める。

(2) 調査等の結果

■子どもの権利アンケート

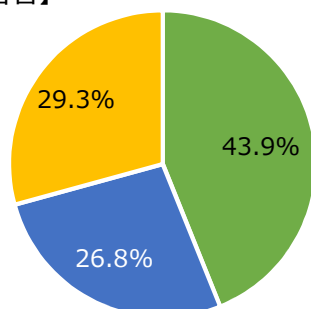
子どもの権利の認知度（単数回答）

【小・中学生】



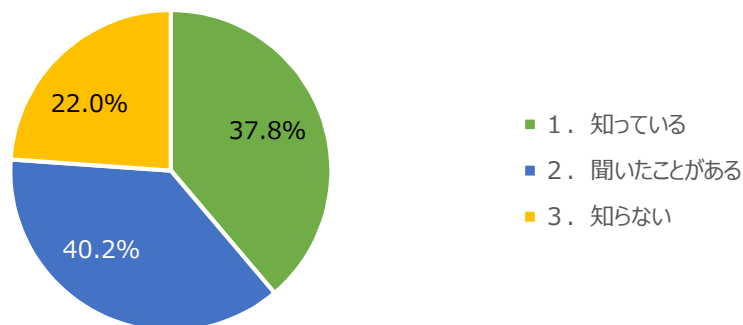
- 1. 知っている
- 2. 聞いたことがある
- 3. 知らない

【高校生・若者】



- 1. 知っている
- 2. 聞いたことがある
- 3. 知らない

【高校生】



子どもの権利について「知っている」「聞いたことがある」と答えた小・中学生は 68.8%、高校生・若者（※）は 76.4%であった一方で、「知らない」と答えた小・中学生は 31.2%、高校生・若者は 23.6%でした。

※【高校生・若者】 と【高校生】を合計した割合

■意見聴取（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

好きな場所、ほっとできる場所（複数回答）

家 143 **友達の家** 15 **おじいちゃんおばあちゃんの家** 6 寝る部屋、ふとん、自分の部屋、お風呂
家のせまい場所、小さいすきま
学校 29 **図書館** 29 **児童センター・放課後子ども教室** 27
公園 8 ニコリ、秘密基地、ゲームセンター、ショッピングモール、温泉、市役所

ほっとできる時（複数回答）

友達と遊んでいる時 55 家族、きょうだいと遊んでいる時 3
本を読んでいる時 49 **ごはんを食べている時** 29 **寝る時** 18 **ゲームをしている時** 14
パパ、ママ、かぞくといるとき、テレビを見ている時、勉強がおわった時、土曜日の朝、天気が晴れたとき、お茶を飲むとき

困っている時、悩んでいる時どうしている？（複数回答）

家族に話す 131（内、ママに話す）31 **先生に相談** 56 **友達に相談** 52
ゲームをして気分をはらす、忘れる、自分で考える、内緒にする、我慢する 困っていない 3

子どもたちにとってほっとできる場所は「家」が最も多く、次いで「学校」「図書館」「児童センター・放課後子ども教室」という結果でした。また、ほっとできる時は「友達と遊んでいる時」や「本を読んでいる時」という意見が最も多く、困っている時や悩んでいる時には「家族に話す」という意見が多くを占めています。

■意見聴取（こどもまんなか TEENS カイギ）

【子どもの権利が守られていないと思うのはどんなとき？】

- ・自分の性別を理由に表現の仕方を批判されたとき
- ・過去のできなかったことを何度も言われたり非難されたりするとき
- ・大人の都合で行事がなくなった
- ・人によって対応がちがうと感じたとき
- ・学校の校則（明確な理由が述べられず禁止されているもの）
- ・校則で髪の長さや身につけるものの色などが決められている

【カイギに参加してみてどうでしたか？】

- ・自分の意見が直接大人（市など）に聞いてもらえてよかった
- ・初対面の人が多く緊張もしたが、楽しく子どもの権利について考えることができた
- ・もっと堅苦しいイベントだと思っていたので楽しい感じでよかった
- ・中高生が自分たちの考えを大人に伝える機会というのは少ないので、もっと増えていくといいなと思った

学校あるいは余暇を過ごす場所など、子どもたちにとって身近で親しみやすいテーマに対する意見が多く出されており、子どもたちにとって安心できる居場所づくりが求められています。

また、大人にないがしろに扱われることを権利の侵害と批判的に捉えており、「子どもなんだから」「子どもなのに」という押し付けや一方的な考え方ではなく、人として尊重し同じように接してほしいという意見が多く出されました。

■その他意見聴取（韮崎市教育支援センター かがやき教室）

子ども権利の一つに学習権があります。どの子も同じように教育を受けられる権利です。かがやき教室と学校で連携をとり、一人でも多くの児童生徒が学習できるように今後も連携していきます。

生命・生存及び発達に対する権利があります。子どもの生活リズムが崩れてしまうこともあり、子どもがしっかり朝食を食べ一日が始まるよう市と情報共有し、食の確保を支援していきたいと思います。

かがやき教室への通室について、本人の気持ちを優先し、本人の意思で通室するよう支援しています。

4. アンケート調査等の結果から見えた課題

子ども・若者の意識と生活に関する調査

1. 自己肯定感を高める取組み

自己肯定感を問う設問に対し、「今の自分が好きだ」との回答が7割弱、「自分には自分らしさというものがあると思う」との回答が8割弱、「親（保護者）から愛されていると思う」との回答が9割以上あった一方で、「自分は役に立たないと強く感じる」との回答が約3割であり、生活のどこかで不安を感じている子ども・若者もいると考えられます。

子ども・若者の自己肯定感を高めるためには、子どもに選択権を与え、多くの失敗と成功を経験できる場が必要だと考えられます。そうした機会の創出を今後検討し、自己肯定感を育てていく手助けが必要です。

2. 孤独・孤立の解消

孤独・孤立について、「自分には人とのつきあいが無いと感じることがある」と感じている人が約半数を占めており、さらに「自分は、孤独である」と感じることがある人も約4割を占めています。

また、「今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか」という設問に対し、学校・職場・地域で約4割が「そう思わない」と回答しており、学校や職場・地域での疎外感を感じる要因と推察されます。人と人との交流が増えるように、孤独・孤立を防ぐための支援策を充実していく必要があります。

3. 将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描けるための支援

「社会のために役立つことをしたいか」という設問に対し、約8割が「そう思う」と回答しています。また、「あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか」という設問に対しては、68.6%が「希望がある」と回答しています。

一方、「将来に渡り韮崎市に住み続けたいと思いますか」という設問に対して64.5%が「住み続けたい」と回答した反面で、「住み続けたくない」と回答した方の意見として、希望する就職先の不足、通勤・通学の交通の不便さなどの理由が上位に挙げられています。

4. ひきこもり支援およびヤングケアラー支援と相談機能の充実

6カ月以上の期間自分の趣味や用事以外で外出しない、もしくはほとんど自宅・自室から出ない方をひきこもりのリスクがある人と定義した場合、該当する方は3.7%となっており、少数の回答でありました。ひきこもりの状態になってからの期間については『7年未満』が大半を占めるが、今後ひきこもりの長期化が進む懸念があります。

また、家族の中にあなたがお世話をしている人がいるかという設問に対し、7.8%が「いる」と回答した。そのうち21.7%の方が負担を感じていると回答しており、学校や仕事を休んでしまう、自分の時間が取れないなどの影響が出ており、負担軽減につながる支援の提供が必要と考えられます。

このような社会的な課題に対し、学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が求められており、必要な支援が受けられるよう、包括的な相談窓口の周知・整備を検討していく必要があります。

5. 子どもや若者の意見反映、市の取組みへの要望など

「市に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことはありますか」という設問に対し、55.3%が「思わない」と回答しています。その理由としては「市に意見を伝えても、反映されないと思うから」が39.5%、「伝えたい意見がないから」が35.2%などとなっており、意見を伝える方法としては、WebアンケートやWebフォーム、SNSなどを通じた方法が伝えやすいと感じている結果となっています。

「市に必要な取組みは何だと思えますか」との設問では、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が62.5%を占め、次点として技術や資格取得、就職相談やサポート体制の充実といった経済面、就職に関することに対する要望が多くありました。

子どもの権利アンケート・意見聴取

1. 子どもの権利に関する取組み

子どもの権利について「知らない」と答えた小・中学生は31.2%、高校生・若者は23.6%でした。子どもたちが自身の権利について知らない、権利が侵害されている状況を改善する行動を起こすことが難しいと考えるため、まず子どもたち自身に子どもの権利等についてわかりやすく示し、理解を促していく必要があります。

また、大人に意見をないがしろにされることが自身の権利を侵害されたと感じる傾向が見受けられるため、このような不安感を解消し、子どもたちの意見が尊重されるために、地域全体に子どもの権利の重要性が浸透するよう、大人に対する啓発活動や対話を通じ、子どもの権利に対する理解を深め

る機会の提供や意識の変革が求められます。

なお、一定数の子どもたちが、自身が困っている時に、忘れたり、我慢したり、内緒にすると回答しています。子どもたちが自身の悩みごとや困りごとへの適切な対処方法を知り、安心して相談できる環境を整える必要があります。

2. 子どもの意見を聞き反映する仕組みづくり

子どもたちが自分の意見を表明することへの関心を高める必要があります。そのためには自分たちの意見が社会に反映されるという経験を積むことが重要と考えます。子どもたちの身近な場所への意見の反映を図ることや、意見が取り入れられない場合でも丁寧にフィードバックを行う等の取組みを行うとともに、意見を広く聞く仕組みづくりを進め、子どもたちが参加しやすく意見を出しやすい環境づくりを検討するなどの取組みが求められます。また、意見が言葉にならない子どもたちの思いもしっかりと捉えられるような配慮も重要です。

第4節 アンケート調査で挙げられた意見の概要

計画策定にあたり、子ども・若者、子育て世帯を対象に行ったアンケート調査で寄せられた主な意見を踏まえ、基本理念に基づく基本目標、施策の方向性に反映をしました。

■アンケート調査の意見

- ・学校以外で相談できる場所がほしい
- ・駅周辺の環境整備（タクシー・喫煙マナー・トイレ）をしてほしい

■意見を受けての方向性

学校以外の場所で、子どもが安心して相談できる環境づくりの希望があります。

受動喫煙など、健康や子どもの健全育成環境について環境改善が必要です。



■基本目標 1 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える に反映しました。

施策の方向性（2）子どもの権利の保護

学校以外の場所で、子どもを取り巻く悩みごとなどの相談を受けられる体制をつくり、子どもの権利侵害に関して子どもに寄り添い問題解決を図る相談窓口を設けます。

また、受動喫煙などの環境改善についても、啓発事業などを行います。

■アンケート調査の意見

- ・若者の意見が反映されると良い
- ・平日に実施する行事の簡素化、負担軽減をしてほしい
- ・小学校入学後に親が出席する機会が多くなり負担である
- ・自治会・保護者会などの負担軽減

■意見を受けての方向性

まちづくりに対し、若者の意見を反映することを希望する意見があります。

学校や保育所等の行事に出席することについて、負担軽減を望む声があり、実施方法など意見調整が必要です。



■基本目標 2 子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する に反映しました。

施策の方向性 (1) 意見表明と参加の促進 (2) 子育て当事者の意見反映

若い世代の視点に立ち、多様な価値観や考え方を取り入れながらまちづくりを進めるにあたり、子どもや若者の意見表明や社会参加の機会の拡充を図るとともに、関係者の意見を調整する取組みを行います。

■アンケート調査の意見

- ・子育て関係の施設や組織体制を充実してほしい
- ・子育て支援施設の充実
- ・子どもの相談についてのサポート体制の充実
- ・家庭のことを気軽に相談できる体制
- ・ひとり親など同じ境遇の人が相談できる環境があると良い
- ・子育て支援や制度の分かりやすい情報発信
- ・小学校入学以降の情報提供や支援
- ・女性がキャリアを築ける職場環境づくり
- ・育休取得の支援
- ・ファミリーサポートの助成金申請を電子申請にしてほしい
- ・子どものいる世帯への負担軽減
- ・子育て世帯への経済的な支援
- ・共働きをしながらも子育てできる環境づくり
- ・家計の負担を減らす経済的支援
- ・妊娠・妊婦健診等への支援の充実
- ・一時預かり等の充実・利用料の軽減
- ・オムツ券、チャイルドシートやベビーカーの貸し出しなど、補助の充実
- ・入園・入学物品(ランドセル等)の補助
- ・給食費や保育料の無償化の拡充
- ・未就学児だけでなく、小学生以上への経済支援
- ・児童クラブの利用料の軽減
- ・奨学金の返済支援
- ・商品券、電子マネー等の経済支援
- ・教育環境の整備
- ・体験活動や講師の充実
- ・習い事などへの経済支援
- ・スポーツ・文化活動などの体験ができる環境の充実
- ・市立病院の小児科の入院を再開してほしい
- ・市立病院で午後診察してほしい
- ・小児科医の確保、市立病院の診察時間の延長
- ・スクールバスの導入をしてほしい
- ・通学バスや公共交通機関の充実
- ・通勤通学時間帯の交通渋滞の解消
- ・子どもが使う道路を整備して、安全を確保してほしい
- ・安全な通学路になるよう整備してほしい
- ・自転車安全に走行できる道路の整備
- ・街灯を増やしてほしい
- ・暴走行為が無くなるよう交通規制

■意見を受けての方向性

子育てをする保護者への支援として、子育て支援や相談環境の充実、仕事との両立支援や経済的支援を求める意見があります。

また、子どもを取り巻く環境づくりとして、教育・医療・体験活動の充実や、安全対策として交通や道路環境の整備について要望があります。



■基本目標 3 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する に反映しました。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援 (2) 教育・保育環境の充実

(3) 子育て世帯への経済的支援 (4) 仕事と子育ての両立支援

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、健診や相談のサポートなど、関連機関と連携して妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

教育保育の環境の充実については、子育て支援事業をはじめ、施設の環境整備、安全確保の対策強化に取り組みます。

子育て世帯の負担感軽減のため、ライフステージに応じ保護者への経済的な支援をするとともに、奨学金など進学就職の支援も行います。

仕事と子育ての両立支援については、育児休業の促進などの啓発・支援を行い、各種手続きの電子化などで負担の軽減を図ります。

■アンケート調査の意見

- ・ひとり親家庭への就労支援
- ・障がいのある子どもへの支援の充実

■意見を受けての方向性

ひとり親や、障がいのある子どもなど、特に支援が必要な事情があるご家庭から、支援の充実についての意見があります。



■基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする
に反映しました。

施策の方向性 (2) ひとり親家庭への支援

(3) 障がいや発達に課題のある子ども・若者への支援

ひとり親家庭について、就労支援をはじめ手当助成などを行い、生活の安定と自立の支援を図ります。

障がいや発達に課題のある子ども・若者と家族について、関連機関と連携して個々の特性による支援を強化します。

■アンケート調査の意見

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ・ 遊べる場所を増やしてほしい | ・ 店舗の近くに無料駐車場がほしい |
| ・ 学校以外の居場所の提供 | ・ 若者が楽しめる施設がほしい |
| ・ ニコリのような子どもや若者が集まれる場所の拡張 | |
| ・ ニコリの学習席が足りないので拡張してほしい | |
| ・ 子どもが遊ぶために公共施設を開放してほしい | ・ 放課後に安心して遊べる場所がほしい |
| ・ 小学生にも子育て支援センターのような施設があると良い | |
| ・ 子どもが遊べる公園を増やしてほしい | ・ 河川敷の公園の整備 |
| ・ EV 車などの充電ステーション等の整備 | ・ 魅力のある施設を誘致してほしい |
| ・ 消防団の活動を見直してほしい | ・ 野焼きを禁止してほしい |
| ・ コミュニティ活動、イベントの活性化 | ・ 市民が交流できるイベントの開催 |
| ・ 婚活イベントの活性化 | |
| ・ 若者世代の就労支援 | ・ 若者世代の定住支援 |
| ・ 子育て支援住宅のようなものがあると良い | ・ 住宅などに関する経済支援 |
| ・ 市の魅力を発信した方が良い | ・ 市役所の雰囲気をもっと良くする |
| ・ 職員の対応、連携等を見直してほしい | ・ アンケートが長い |

■意見を受けての方向性

放課後に遊べる場所・公園などの居場所を増やしてほしいとの希望があります。

若者が交流するイベント・就労・定住への支援について希望があります。

若者を増やすために市の魅力発信や、市や職員の対応への意見があります。



■基本目標 5 子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる に反映しました。

施策の方向性 (1) 子ども・若者の居場所づくり

(2) 若者の交流・移住定住の支援

子ども・若者が安心して過ごし、相互の交流ができる居場所づくりを進めるため、家庭や学校以外の施設の整備や、公共施設の利活用について検討を行います。

若者が将来に希望を持ち、自分のライフプランを描けるよう、出会い・就労・定住についての支援を進めるとともに、市の魅力発信についても取り組みます。

第5節 前計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）の評価

「第2期子ども・子育て支援事業計画」において行った施策・事業を、それぞれ5段階で評価し、各計画の基本方針、施策の方向性ごとに取りまとめました。

1. 全体評価

- 評価を行った全118項目のうち、「5達成」と評価された項目は72項目、「4だいたい達成」と評価された項目は33項目、「3あまり達成できていない」と評価された項目は9項目、「2達成できていない」と評価された項目は1項目、「1未実施」と評価された項目は3項目でした。
- 全体の大部分を「5達成」61%、「4だいたい達成」28%が占めています。

2. 施策の方向性ごとの評価

- **1 多様な子育て家庭への支援の推進** は、「(3)きめ細かな対応を必要とする子育て家庭への支援」のうち、外国につながる児童の教育・保育事業の利用への支援が「2達成できていない」と評価されました。
- **2 母子の健康維持** は、全項目が「5達成」と評価されました。
- **3 親の子育て環境の充実** は、「(3)地域で子育てを支援する体制の推進」のうち、県営穂坂団地の特定公共賃貸住宅（山梨県事業）の利用促進が「1未実施」と評価されました。
- **4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備** は、「(1)子どもの健全な成長のための環境整備」のうち、武田の里サマースクール事業（※事業廃止）が「1未実施」と評価されました。
- **5 安全対策の推進** は、全項目が「5達成」「4だいたい達成」と評価されました。
- **6 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会の実現** は、75%の項目が「5達成」「4だいたい達成」と評価されました。
- **7 子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）** は、「(3)子どもの貧困世帯に対する支援策の展開④教育の支援」のうち、武田の里サマースクール事業（※事業廃止：再掲）が「1未実施」と評価されました。

※1：未実施 2：達成できていない 3：あまり達成できていない 4：だいたい達成 5：達成

基本方針	1 ※	2	3	4	5	総計
1 多様な子育て家庭への支援の推進		1		2	12	15
(1) 教育・保育事業の推進					3	3
(2) 障がいのある子どもへの支援					4	4
(3) きめ細かな対応を必要とする子育て家庭への支援		1		2	1	4
(4) 児童虐待の防止策の充実					4	4
2 母子の健康維持					9	9
(1) 子どもと母親の健康推進					9	9
3 親の子育て環境の充実	1		2	5	7	15
(1) 家庭の教育力の向上と相談体制の整備及び利用促進				2	3	5
(2) 子育てに関する情報の充実					3	3
(3) 地域で子育てを支援する体制の推進	1		2	3	1	7
4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	1		4	8	7	20
(1) 子どもの健全な成長のための環境整備	1		3	3	4	11
(2) 次世代育成の推進			1	5	3	9
5 安全対策の推進				7	5	12
(1) 子どもを犯罪から守るための活動の推進				5	4	9
(2) 子どもの身の回りの安全を確保するための活動の推進				2	1	3
6 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会の実現			1	2	1	4
(1) 男女がともに子育てをするための体制の構築			1		1	2
(2) 仕事と家庭の両立の推進				2		2
7 子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）	1		2	9	31	43
(1) 子どもの貧困の状況把握				2	2	4
(2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」			1	1	2	4
(3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開						
①教育の支援	1			2	4	7
②生活の安定に資するための支援			1	4	13	18
③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援					3	3
④経済的支援					7	7
総計	3	1	9	33	72	118

第3章 計画の基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

韮崎市では、こども施策を推進するにあたり、子どもの権利を尊重し、全ての子どもが平等に自己を表現でき、参加する機会を保障することを目指して、家族・学校・地域などが連携し、子どもたちの意見や思いに耳を傾け、その意見が施策に反映される仕組みを構築するため、その拠り所となる「韮崎市子どもの権利に関する条例」を定めました。

地域全体がこの「韮崎市子どもの権利に関する条例」の精神に基づき、子どもを中心に考え、子どもたちが心身ともに健やかに、自分らしく生き、学び、遊び、地域の一員としてまちづくりに関わられるよう、健康や教育、福祉など多岐にわたる支援を通じて、その成長をみんなで支えることは、未来に向けて、誰もが子どもを生み育てることについて希望を持ち、子どもや若者が成長する喜びや生きがいを実感することができる社会づくりを進めることでもあり、地域の持続可能な発展につながる重要な取組みであります。

そこで、市民が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、令和5年9月に本市が行った「こどもまんなか応援サポーター」宣言の3つの柱「1 子どもの命と生活を守る取組みの強化」「2 子どもと社会の関わりを深める機会の創出」「3 子どもの成長を支える子育てサポートの充実」を基本的視点としながら、子ども・若者の最善の利益を実現する社会を目指し、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

チーム

地域で取り組む こどもまんなか にらさき

～すべての子ども・若者が輝く社会へ～

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けてこども施策を推進していくため、以下の5つの基本目標を掲げます。

1. 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える

子どもは、自立した個人として成長する過程においても、生まれながらに権利の主体であることから、多様な人格を持った個として尊重するとともに、その権利を保障し全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、最善の利益を図る必要があります。

子どもの権利について「蕪崎市子どもの権利に関する条例」の啓発により広く市民に周知し、地域社会全体で共有を図るとともに、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害から子どもたちを守るような施策を推進します。

2. 子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する

子ども・若者が地域社会や市の関連施策について必要な情報や知識を得られる機会を充実させ、それぞれの年齢等に応じて参画することができる力を育むとともに、生活の場や政策決定の場において、子ども・若者が安心して意見表明できる機会を保障することが重要です。

自分たちが表明した意見や考えが政策や社会に反映される好循環をつくることで、子ども・若者の社会参加と自立が後押しできるよう、声を上げにくい当事者にも丁寧に耳を傾け、一人ひとりが希望と意欲に応じて未来を切り拓ける社会を目指します。

3. 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する

子どもの成長の過程において、家庭などの置かれた環境に依存することなく、乳幼児期から学童期、思春期、青年期から大人になるそれぞれの段階で、教育・保育、保健、医療、療育、福祉など様々な支援を切れ目なく提供していく必要があります。

そのことから、子育て当事者が経済的不安や孤立を感じることなく、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるよう、出産前を含めたライフステージを通じて、関係機関・団体が連携し、社会全体で切れ目なく支える取組みを推進していきます。

4. 支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする

貧困・ヤングケアラー・ひとり親・発達に課題がある・障がい・外国にルーツを持つ家庭など、支援が必要な子ども・若者やその家族が抱える課題は複合的であることが多いため、関係機関が連携し当事者に寄り添いながら、重層的に支援することが重要です。

「こども家庭センター」を中心に、全ての子ども・若者を対象とした予防的支援から、特に困難な状況にある子ども・若者やその家族には、プッシュ型のアプローチによる情報提供や支援など、ニーズに応じたきめ細かい支援の提供を図ります。

5. 子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる

若い世代の生活と経済的基盤の安定が図れるよう、若者の視点に立って結婚・出産・子育てといったライフイベントと仕事の両立を支援し、男女ともに将来に希望を持って家事や子育てに参画できる環境を整備することが重要です。

また、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化する中で、個々の価値観や考え方を尊重しながら、これから結婚や妊娠を希望する方への支援も行い、社会全体で子ども・若者や子育ての問題に関心を持ち、家族が大切にされる社会意識を醸成していきます。

第3節 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
地域で取り組むこともまんなかに チーム すべて子ども・若者が輝く社会へ	1 子どもの権利を守り、 健やかな育ちを支える	(1) 子どもの権利の周知啓発 (2) 子どもの権利の保護
	2 子ども・若者の声に耳を傾け、 社会参加を支援する	(1) 意見表明と参加の促進 (2) 子育て当事者の意見反映
	3 子どもを安心して産み、 育てられる環境を整備する	(1) 妊娠期からの切れ目のない支援 (2) 教育・保育環境の充実 (3) 子育て世帯への経済的支援 (4) 仕事と子育ての両立支援
	4 支援が必要な子ども・若者や 家庭に、寄り添いサポートする	(1) 生活困窮世帯への支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 障がいや発達に課題のある子ども・若者への支援 (4) その他の特別な支援
	5 子ども・若者を地域で支え、 まちづくりを未来につなげる	(1) 子ども・若者の居場所づくり (2) 若者の交流・移住定住の支援 (3) 地域の子育てネットワーク

第4節 進捗を測る指標

1. 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える

子どもが権利の主体であることが、当事者や一般市民にも広く浸透するよう、「韮崎市子どもの権利に関する条例」の普及啓発に取り組むとともに、児童虐待やいじめなどの権利侵害に関し、子どもの立場に立った相談や支援が行われるよう環境整備を進めます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
子どもの権利を「知っている」と回答した子ども・若者の割合	小・中学生：31.5% 高校生・若者：39.1%	小・中学生：50.0% 高校生・若者：50.0%
子どもの悩みに関する支援窓口や相談先を「知っている」と回答した子ども・若者の割合	小・中学生：28.5% 高校生・若者：31.1%	小・中学生：50.0% 高校生・若者：50.0%

2. 子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する

こども施策を推進するにあたり、当事者である子ども・若者や子育て家庭の意見を聴き、その声を施策に反映させる取組みを進めるとともに、子ども・若者が意見表明できる機会についても拡充を図ります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
市に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思った割合 (「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合)	高校生・若者：44.0%	高校生・若者：55.0%

3. 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する

安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援と気軽に相談できる体制づくりを進め、経済的負担の軽減、子育て世帯における多様な働き方の推進、子育て関連施設の環境整備に取り組みます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
子育て環境や支援について満足度が低い と思った人の割合 (「低い」「やや低い」を合わせた割合)	20.1%	15.0%

4. 支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象として、一体的かつ包括的に相談支援等を行う「こども家庭センター」を設置し、特別な支援を要する一人ひとりの状況に応じて関係機関が連携を行い、継続的な支援に取り組めます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「困ったときに助けてくれる人がいる」と 思う子ども・若者の割合	高校生・若者：93.9%	現状維持
貧困の状態にある保護者のうち、子育てに 関する相談について「頼れる人がいる」と 回答した方の割合	84.0%	90.0%

5. 子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる

子どもが安心して過ごせる居場所の更なる充実を図るとともに、若者の交流や移住定住を支援し、地域の中で子育て家庭を支えていく団体の活動支援等を通じて、子育て支援のネットワーク強化を図ります。

【成果指標と目標値】

成果指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「自分の将来について明るい希望を持っ ている」と思う子ども・若者の割合 (「希望がある」「どちらかといえば希望がある」を合 わせた割合)	68.6%	75.0%

第5節 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画は、子ども・若者や子育て家庭を対象に、「荏崎市子どもの権利に関する条例」の理念及び基本的考え方に沿ったこども施策を展開するための指針となるものです。計画推進に当たっては、教育・保健・福祉関連の部門を中心に全庁的な連携を図り取り組む必要があります。

また、地域の保護者や学校、専門機関、民間企業・団体など多様なステークホルダーが連携を行い、地域全体で子ども・若者の幸福な成長を支える意識の醸成を図りながら、関連施策を進めていきます。

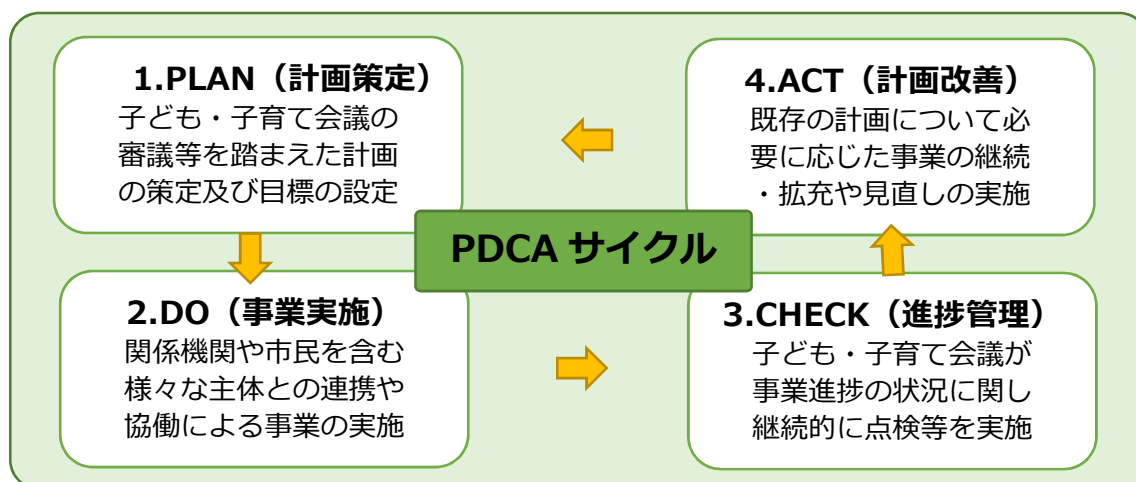
2. 意見聴取及び反映

本計画の推進に当たっては、「荏崎市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、当事者である子ども・若者や子育て家庭から意見を聴く中で、施策に反映されるよう努めます。

また、事務事業の実施に当たっては、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、市政への参加促進を図ります。

3. 評価・検証

本計画の推進を図るため、「荏崎市子ども・子育て会議」を本計画の進捗状況について継続的に検証する場と定め、PDCAサイクルに基づく点検・評価・分析・改善を行うものとします。また、社会経済情勢の変化によっては、計画期間中でも必要な見直しを行い、ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。



第4章 こども施策の展開

基本目標 1 子どもの権利を守り、健やかな育ちを支える

施策の方向性

(1) 子どもの権利の周知啓発

子どもの権利に関する市民の理解促進のため、当事者である子どもに「菰崎市子どもの権利に関する条例」の内容や関連する取組み等について普及啓発の機会を設けるとともに、広く市民や関係者への周知を行う中で学習会などの研修事業を行います。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	こどもまんなか TEENS カイギ	
	「菰崎市子どもの権利に関する条例」や「こども基本法」、「子どもの権利条約」の内容等について、当事者である子どもの意見交換会等を実施します。	こども子育て課
2	子どもの権利の普及啓発事業	
	「菰崎市子どもの権利に関する条例」や「こども基本法」、「子どもの権利条約」の内容等について、当事者である子どもに理解してもらうよう、パンフレットの作成や配布等による周知を図ります。 また、おとなについても子どもの権利に関する意識が高まるよう、一般の市民の方にも、様々な機会を捉えて周知、啓発を行います。	こども子育て課
3	子どもの権利に関する学習会	
	子どもの権利について、学校等の子どもに関わる施設の関係者や一般市民等を対象とした学習会などの啓発イベントを実施します。	こども子育て課

(2) 子どもの権利の保護

児童虐待やいじめの防止に向けた取組み、不登校、引きこもりへの支援について強化を行うとともに、子どもの権利侵害に関する相談窓口の設置や、救済方法の検討など、子どもの権利保障に関する施策をあわせて推進します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問、虐待予防等のフォロー訪問	
	全出生児・産婦への家庭訪問と継続支援の必要性をアセスメントし、フォロー訪問を実施します。育児不安や負担感の軽減を行い、継続的な支援が必要な家庭については、こども子育て課と連携しながら児童虐待の予防を図ります。	健康づくり課
2	児童虐待防止ネットワーク及び相談体制の強化・充実	
	韮崎市要保護児童対策地域協議会の開催や関係機関の実務者会議を行うなど、密な情報交換をしながら虐待防止や早期発見・対応につなげます。また、ネットワーク構成員の専門性の強化や関係機関の連携強化を図り、相談体制の整備を進めます。	こども子育て課
3	児童虐待対応マニュアルの周知・活用	
	韮崎市要保護児童対策地域協議会監修のもと作成した子どもへの虐待対応マニュアルを、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等の関係機関へ配付し、活用を呼びかけます。	こども子育て課
4	虐待被害児ケア体制の強化及び一時保護施設の確保	
	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、学校や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携したきめ細かな支援を強化します。また、DV等による被害者の一時保護先として、女性相談支援センター等と連携を図り、施設の確保に努めます。	こども子育て課

5	学校プラットフォーム化	
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図ります。	教育課
6	青少年育成カウンセラー・スクールカウンセラー	
	心に問題を抱える児童・生徒、不登校の生徒等の居場所をつくり、安心して学校生活を送ることができるよう、青少年育成カウンセラーやスクールカウンセラーを活用して、心に問題を抱える子ども及びその家族に対する相談事業を実施します。	教育課
7	教育支援センター（かがやき教室）による支援	
	悩みごとや心配ごとがあって学校に行きづらい小・中学生を対象とし、本人の状況に応じて学習や体験活動・教育相談などを行い、学校への復帰を支援します。	教育課
8	思春期保健対策事業	
	「命の授業」や総合学習、特別活動等を通して、命や健康を大切にする意識や性に関する正しい知識（プレコンセプションケア）の普及・啓発と、喫煙・飲酒・薬物等に関する健全な意識の醸成を図ります。	健康づくり課 教育課
9	受動喫煙対策	
	「健康増進計画」に基づき、たばこに関する知識の普及と禁煙・受動喫煙防止対策として、小・中学校における禁煙教育の実施や、「世界禁煙デー」「山梨禁煙週間」における啓発等を行います。	健康づくり課 教育課
10	家庭児童相談員設置事業	
	子どもや子どもを取り巻く環境における幅広い問題に対応するため、家庭児童相談員を配置して、子ども及びその家族に対する相談事業を推進します。また、支援が必要とみられる子どもに関しては関係機関と連携し、適切な対応に努めます。	こども子育て課

11	人権擁護委員による相談	
	いじめや虐待等に関する悩みについて、国（法務省）から委嘱された人権擁護委員が相談対応します。	財務政策課
12	子どもの相談・救済機関の設置検討	
	子ども自身から虐待、いじめ等、権利侵害に関する相談の窓口をつくり、子どもの立場に立って助言・支援を行う第三者機関の設置について、他の自治体の先進事例等を参考に検討を行います。	こども子育て課

基本目標 2 子ども・若者の声に耳を傾け、社会参加を支援する

施策の方向性

(1) 意見表明と参加の促進

以前より取り組みを行っている市政や議会活動への関心と理解を深める事業をはじめ、子どもの意見表明や社会参加の機会の拡充を図るとともに、ICT の活用など様々な形で子ども・若者が意見を表明できる仕組みづくりについて検討を進めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	こどもまんなか TEENS カイギ【再掲】	
	子どもの意見を聴き、施策への反映の検討、フィードバックを行うため、当事者である子どもの意見交換を行う機会を設けます。	こども子育て課
2	中学生議会・高校生議会	
	12名程度の子ども達が、市議会本会議と同様形式にて、市長に対し提案、要望を行います。	デジタル戦略課 教育課
3	子ども・若者との意見交換	
	市のまちづくりや市政に関するテーマについて、子ども達との意見交換を実施し、子ども達から意見やアイデアを出してもらい、市の政策に反映することを検討します。	デジタル戦略課 教育課 こども子育て課
4	子どもの権利に関する情報コンテンツの検討	
	子どもの権利に関する相談や意見表明に利用できる電子フォームの活用などについて検討します。	こども子育て課
5	ニーラがあなたの夢や願いを叶えます事業	
	子どもの意見を聴き、子どもの気持ちに寄り添えるよう観光協会と連携し、事業実施を図ります。	商工観光課

(2) 子育て当事者の意見反映

若者や子育て当事者からの意見を聞く取組みとして、それらの意見が施策に反映できるようにするとともに、意見聴取の方法としてアンケートの活用等について検討を行い、あわせて結果のフィードバックについても調査・研究を進めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	アンケート活用等の検討	
	子ども・若者や子育て世帯の意見反映のため、様々な機会を通じて、電子フォームによるアンケートの活用を図ります。	デジタル戦略課 こども子育て課
2	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	
	学校づくりについて、子ども達の成長に関わる地域や保護者の方と情報や課題を共有し、連携協働しながら取り組むよう、小・中学校に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において必要な支援に関する協議を行います。	教育課

基本目標 3 子どもを安心して産み、育てられる環境を整備する

施策の方向性

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

不安や孤立を感じることなく安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子どもや保護者への健康サポートや、子育て支援サービスの提供、家庭教育の支援、身近な相談や情報発信など、各種支援の充実を図ります。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	プレコンセプションケアの啓発	
	将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことができるようプレコンセプションケアについての啓発を行います。	健康づくり課
2	乳児家庭全戸訪問【再掲】	
	保健師・助産師による全出生児と産婦や支援の必要な妊婦への家庭訪問を実施し、子育てに関する相談や情報提供、養育環境の把握を行います。	健康づくり課
3	健康診査事業	
	医療機関における妊婦一般健康診査（基本検査・追加検査）、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児一般健康診査については公費負担をしているため、母子健康手帳交付時やパパママ学級、出生児家庭訪問時に健康診査の重要性について指導し、受診勧奨していきます。乳幼児健康診査・教室の際には、保護者に総合健診の周知と受診勧奨を行います。	健康づくり課

母子健康教育事業		
4	妊娠期からの知識の普及を継続的に行い、育児不安の解消、虐待等の予防や子育て支援の充実を図るため、各種健康教育事業を実施します。	健康づくり課
母子健康診査事業		
5	医療機関との連携を図り、妊産婦健診の受診状況を把握していきます。また、母子の健康状態を把握し、関係機関等との情報共有を行い、適切な支援につなげられるよう、乳幼児健診を行います。	健康づくり課
妊娠出産包括支援事業（産後ケア）		
6	育児の不安や負担感を有する産後4か月までの母親とその乳児の宿泊型支援の経済支援を行い、母体の休養及び体力の回復、母乳ケア、乳児ケアの実施を図ります。	健康づくり課
予防接種		
7	出生児には予防接種手帳を交付し、小児感染症の蔓延防止のための予防接種勧奨を行います。	健康づくり課
にこにこ子育て相談・各種相談		
8	子どもと両親を取り巻く各種機関が連携を図り、きめ細やかな母子支援を行い、妊娠・出産・子育ての不安解消に努めます。 保健師・助産師・管理栄養士による妊娠中の悩みや育児に関する相談、専門職による言語・心理・療育(発達)の相談を行い、それぞれの子どもにあった子育ての方法について両親とともに考えていきます。 子育て支援センターや関係機関等と連携し、子育てについての知識の提供や相談、親同士の交流を図っていきます。	健康づくり課

9	乳幼児健康診査・育児相談	
	乳幼児健康診査（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児）や毎月実施しているにこにこ子育て相談等において保健師等による個別保健指導・相談を行い、母子の健康維持に努めます。市広報・健康カレンダー・ホームページ・アプリ等を通じて周知します。乳幼児健康診査未受診者へは個別連絡や家庭訪問等により、受診勧奨を行います。また、医療機関における乳児一般健康診査は公費負担を行っているため、母子健康手帳交付時やパパママ学級、出生児家庭訪問時に受診勧奨を行います。	健康づくり課
10	パパママ学級・ママのためのととのう(整う)ルーム・乳幼児健康教室	
	両親が新生児の特徴やこれからの子育てについて学習できるよう、助産師や子育て支援センターと連携し、パパママ学級を開催します。また、産後うつ予防と子育て中の仲間づくりのため、ママのためととのう（整う）ルームを開催します。7 か月児を対象としたすくすく教室では、管理栄養士より離乳食のアドバイスや試食を行い、2 歳 3 か月児を対象としたのびのび教室では、歯科衛生士による個別歯科相談を実施します。	健康づくり課
11	多胎児保護者への支援	
	多胎児の保護者が同じ境遇で育児をする仲間と話をする「多胎ちゃんパパママの会」を不定期開催するほか、国民年金の第 1 号被保険者が出産した場合の保険料免除（出産月の 3 か月前から翌々月までの 6 か月間）や、保育所等の利用認定（産前 4 か月から入所が可能）などの支援を行います。	こども子育て課 市民生活課
12	利用者支援事業	
	子育て支援センター及び保健福祉センターにおいて、子育てに関する各種相談を実施します。	健康づくり課 こども子育て課
13	子育て世帯訪問支援事業	
	家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上に努めます。	こども子育て課

こども家庭センターの設置		
14	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置することにより、乳幼児期における「育ち」を切れ目なく保障します。	こども子育て課 健康づくり課
地域子育て相談機関		
15	相談の敷居が低い身近な相談機関として、子育て世帯との接点を増やし、子育て支援についての情報提供や、相談・支援へのつながりを行う「地域子育て相談機関」を整備します。	こども子育て課
小児救急医療体制及び急病時の対応の啓発等		
16	新生児訪問や乳幼児健康診査・各種教室等での情報提供や、子育てアプリでの案内、子育てガイドブックの配布を通して、急病時等の対応や「小児救急電話相談 #8000」等の小児救急医療体制について、普及啓発を行っていきます。	健康づくり課
母子栄養相談・食育指導		
17	「荏崎市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、パパママ学級や乳幼児健康診査、子育て相談等において、母子の栄養相談・食育指導を実施していきます。	健康づくり課
地域子育て支援センター管理運営事業（地域子育て支援拠点事業）		
18	地域子育ての中核として、子育て支援の拠点及び憩いの場を提供します。子育てに関する相談、各種イベント等を開催し、子育て世帯の支援を図ります。また、より良い環境の整備に向け、施設設備の新設・更新や備品の購入等を検討します。	こども子育て課
子育て講座の開催		
19	子育て講座などを開催し、子育てについての正しい知識の修得、子育て家庭の養育力の向上を図ります。子育て支援センターのイベントとして、管理栄養士・助産師等を講師とした学習会や、同じ境遇の方を対象とした交流の機会を設け、子育ての悩みや体験談などを話し合い、不安の解消につながるよう支援します。	健康づくり課 こども子育て課

ブックスタート事業、セカンドブック事業		
20	7か月児のすくすく教室及び3歳児健康診査において、図書館司書による読み聞かせや絵本の配布を行い、絵本の大切さや絵本を通じて親子で触れ合うきっかけづくりについて伝えていきます。	健康づくり課 教育課
絵本読み聞かせ教室		
21	子育て支援センターや保育所等において、図書館司書による絵本などの読み聞かせを定期的の実施し、親子のコミュニケーションの場を提供します。	こども子育て課
食育の推進		
22	「韮崎市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、乳幼児期・学童期・思春期等の各ライフステージにあわせて、バランスの取れた食事や共食の推進に取り組みます。	健康づくり課 教育課 こども子育て課
児童センターの運営		
23	児童の健全な育成が図れるよう、韮崎・北東・北西・甘利の各児童センターにおいて、学校の放課後等の適切な遊びと生活の場を提供します。また、より良い環境の整備に向け、施設設備の新設・更新や備品の購入等を検討します。	こども子育て課
放課後子どもプラン推進事業		
24	穂坂小学校児童の放課後等における安全及び居場所の確保を図るため、「放課後子ども教室」を開設します。	教育課
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携		
25	児童の健全な育成が図れるよう、韮崎・北東・北西・甘利の各児童センターにおいて、「放課後児童クラブ」を開設します。 穂坂小学校の「放課後子ども教室」と、必要に応じて連携を図り、適切な遊びと生活の場を提供します。	教育課 こども子育て課

26	父子健康手帳（父親の子育て意識の醸成）	
	母子健康手帳交付時にあわせ、父親に対し積極的な育児参加を促すため父子健康手帳を交付します。また、パパママ学級を通して、子育てに関する知識や情報の提供を行い、父親と母親が協力して育児や家事を行うための意識醸成に努めます。	健康づくり課
27	男女共同参画社会づくり事業	
	「韮崎市男女共同参画推進計画」に基づき、すべての人が家事・育児に参加できるよう男女共同参画の啓発及び推進活動を行っていきます。また、様々な分野での男女共同参画社会の実現に向けた推進施策について検討します。	財務政策課
28	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	
	「韮崎市男女共同参画推進計画」に基づき、互いを人生のパートナーまたはファミリーとして尊重し、日常生活において相互に支え合う「パートナーシップ関係」「ファミリーシップ関係」の方が、安心して自分らしく暮らしていけるよう、市ができる限りの応援をします。	財務政策課
29	相談体制の周知と充実	
	子育てに関する各種相談窓口や支援内容について、市広報やホームページ・SNS等で周知し、それぞれの相談者が必要な支援を受けられるよう連携を図ります。	健康づくり課 こども子育て課 福祉課 教育課
30	子育て応援アプリ	
	妊娠期から子育て期にある父親や母親が気軽に活用できる子育て情報やお知らせの掲載、予防接種スケジュールなどの配信を行います。	健康づくり課
31	子育てガイドブック	
	10～20代を中心とする若い世代が、市の子育て施策や各種手続きについて当事者目線で取材を行い、子育てのルーツであるミスいのつばや、地域ぐるみで子育て支援に取り組んでいる現状等を紹介する子育てガイドの冊子を配布します。	こども子育て課

ホームページ等による情報提供（にらさき子育てガイド、にら★ちび Instagram）		
32	市ホームページの子育て関連情報を「にらさき子育てガイド」としてまとめ、届出、健診、手当助成、教育・保育、イベント、施設、相談先、医療などの概要を紹介しています。 その他、子育て支援センターのホームページや Instagram などを通じて、常に最新の情報を提供します。また、移住・定住ポータルサイトを刷新する際に、「子育て施策」に特化したページをつくり、子育て情報の周知を図ります。	デジタル戦略課 こども子育て課 健康づくり課
子育て支援ネットワークづくり		
33	子育てサークルの育成や支援に加え、スマートフォンやタブレット等を情報共有のツールとして有効に活用した子育て支援のネットワークづくりを推進します。	こども子育て課
お口の健康フェスタ事業		
34	歯や口腔の健康づくりの啓発事業として、歯科医師会などの関連機関と連携し、歯科健診や相談、スタンプラリー等を行う「お口の健康フェスタ」を開催します。	健康づくり課

(2) 教育・保育環境の充実

子育て世帯の就労等の状況に応じて、子どもを安心して預けられるようにするため、就学前教育・保育の充実を図るとともに、教育・保育施設の環境整備や安全対策の推進、子どもの健全育成に資する事業など、教育・保育環境の充実に取り組みます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	(保育) 事業者等への支援	
	現行の子ども・子育て支援制度に沿って事業者が円滑に事業を提供できるよう、関係構築や体制整備を図るとともに、各施設・事業の類型に従った給付による財政支援を行います。	こども子育て課
2	主体的保育の推進	
	子ども達が遊びや行動についてやりたいことを自分で見つけ、方法を考えながら達成する「子ども主体の保育」について、研究と実践を進めます。	こども子育て課
3	就学前教育・保育施設の環境整備	
	子ども達のより良い学びや育ちを支援するため、施設設備の新設や更新、備品の購入を検討し環境の整備に努めます。	こども子育て課
4	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
	就労要件を問わずに月一定時間の枠内で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、制度の本格実施を見据え、受け皿となる環境づくりを行います。	こども子育て課
5	おむつのサブスク	
	保育施設における紙おむつについて、おむつのサブスクサービスを導入し、保護者の負担軽減とあわせて災害時の利活用も図ります。	こども子育て課

6	延長保育事業	
	保育認定を受けたお子さんについて、通常の利用日や利用時間以外の時間について保育を実施します。	こども子育て課
7	一時預かり事業	
	パート勤務、病気、冠婚葬祭、リフレッシュほか一時的にお子さんを家庭で保育できない場合に、どなたでもご利用いただける一時預かり事業を、保育所と子育て支援センターで実施します。	こども子育て課
8	病児・病後児保育事業	
	病気または回復期にある児童で、家庭での保育が困難な場合に、市立病院内にある病児・病後児保育所「スマイル」でお預かりします。	こども子育て課
9	ケース会議	
	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、教育委員会、保健福祉担当者等によって構成されるケース会議を開催し、関係機関との幼児教育・保育、学校教育に関する情報提供、交換を行い、子ども達が安心して過ごせる環境づくりに努めます。	こども子育て課 教育課 健康づくり課
10	学校給食による食育の推進	
	子どもの望ましい食習慣の定着に向け、学校給食を通じて「食」の重要性を知らせるとともに、教科と連携した食育を継続的に進めることで、栄養・食生活に関する意識や食行動の改善に取り組みます。	教育課
11	ファミリー・サポート・センター事業(子育ての相互援助活動)	
	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、互いに子育てをささえ合う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。	こども子育て課
12	ALT 配置・英語検定補助	
	ALT 配置を行い、生きた英語に数多く触れ、英語学習への意欲・関心を高め、聞く・話すといった基礎的なコミュニケーション能力を図ります。中学生の英語検定料補助を行い、生徒の学力の水準や学習に対する意欲向上と、保護者の経済的負担軽減を図ります。	教育課

心の教育推進事業		
13	昔話や伝記等の物語を通し、児童の心の安定、豊かさを目指して、乳児から小学校低学年の児童を対象に、絵本の読み聞かせをはじめとした「おはなし会」等を開催します。	教育課
学校における子ども読書活動の推進		
14	「荏崎市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、市内の小学校・中学校・高等学校において、ほぼすべての学校で朝の会（ホームルーム）の前後や、お昼の清掃後の時間を使い、10 分程度の読書の時間を設定して本にふれあう機会を設けます。また、学校図書館の整備、読書活動として、学校司書を中心に、サポート体制の充実に努めます。	教育課
体験活動の推進		
15	キャリア教育の一環として、中学生が仕事を通じて自分の新たな可能性に気付くきっかけとなることを目指し、市内の事業所と連携した職場体験学習を実施し、保育所や子育て支援センター等を職場体験の場として提供することで、幼児の世話等を通して子育ての重要性を学ぶ機会を設けます。また、各学校において、地域の人材を講師として活用するなど、体験的な学習の充実に努めます。	教育課 こども子育て課
有害図書等追放・撲滅運動（立ち入り調査の実施）		
16	有害図書等の販売に子どもが容易にふれることがないよう、商業施設等に協力を依頼するとともに、「全国青少年健全育成強調月間」にあわせてパトロール、立ち入り調査等を実施します。また、ライフガーデン敷地内でのチラシの配布等を通して、啓発を行います。	教育課
青少年育成推進員		
17	青少年の健全育成と非行防止を目的に、地域への青少年育成運動の普及や、望ましい環境づくりに取り組む青少年育成推進員の活動を支援します。また、定期的に育成会の会議を開催し、講師を招いての研修を実施します。	教育課

18	子ども体力元気アップ事業	
	子どもの運動不足解消を目的とした各種スポーツ大会等を開催し、スポーツをすることの楽しさ、重要性を啓発します。 また、市内のスポーツ少年団の活動を支援し、団体への参加を促進します。	教育課
19	部活動の地域連携・地域移行	
	学校部活動について、子ども達が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動等に親しめる機会を確保するため、「韮崎市立中学校部活動地域移行協議会」を設置し、休日の部活動を地域へ移行するための協議を行います。	教育課
20	安心して外出できる環境の整備	
	妊婦や子ども連れの家族が安心して外出できるよう、市内公共施設等改修計画時に、ベビーカーや車椅子が通れるスロープ、手すり、多目的トイレ等の設置を行い、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」に配慮します。	建設課 営繕住宅課
21	安全な道路交通環境整備	
	「韮崎市道路整備計画」に基づき、道路ネットワークの強化による幹線道路の渋滞解消を目指すとともに、通学路や主要生活道路の安全性確保に努めるほか、ベビーカーや車椅子が安全に通れるよう、道路の歩道部分の拡充整備や、段差の解消等の実施を検討します。	建設課
22	公共交通サービスの維持確保	
	「韮崎市地域公共交通計画」に基づき、市民バス路線便数等の見直しや運賃の割引を実施し、通学等で利用する子どもにとって利便性の高い公共交通の維持に努めます。	財務政策課
23	防犯ベル配付	
	児童の登下校の安全確保のため、小学校入学時に防犯ベルの配付を行います。	教育課

24	LED 防犯灯の更新と防犯設備の整備	
	設置後から数年が経過した LED 防犯灯の取り換えを計画的に行います。	教育課 総務課 こども子育て課
25	子育て施設における安全確保の強化	
	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等において、危機管理マニュアルに基づいた職員、学校警備員の迅速な対応と子どもたちへの指導を徹底します。 あわせて、スクールガードリーダー、スクールガードボランティアへの定期的な研修指導を実施します。	教育課 こども子育て課
26	重点的な見守りの継続	
	警察、学校、スクールガードボランティアと連携し、不審者出没箇所のパトロールを青色パトロールカーにより重点的に実施します。	教育課 総務課
27	緊急避難場所整備事業（子ども 110 番の家）	
	「子ども 110 番の家」の緊急避難場所について、地域の実情にあわせて、日中確実に在宅者のいる個人宅や商店へ協力を求め、避難場所の充実を図ります。	教育課
28	教師や P T A による街頭指導の実施	
	児童・生徒が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するために、放課後や休日等に学校・P T A・地域で連携して街頭指導を繁華街等で実施します。	教育課
29	学区内危険箇所の確認	
	児童・生徒が普段から利用する通学路や学区内にある危険箇所を把握し、日頃の安全に対する意識を高めていきます。また、学校からの、学区内危険箇所の改善要望を聞き、関係団体等と連携した対応を検討していきます。	教育課

30	関係団体との連携による防火・防犯パトロールの強化	
	消防・消防団と警察の連携による防火・防犯パトロール等の啓蒙活動や、スクールガードを同乗させた青色防犯パトロールカーによる登下校時を中心とした巡回を実施します。	総務課 教育課
31	不審者情報等の発信	
	不審者など、緊急性の高い事案が発生した際には、蕪崎市内に設置した防災行政無線により、情報提供を行い、注意喚起と呼びかけを行います。また、防災防犯メールマガジンやにらさき防災・行政ナビ（防災アプリ）を活用して周知を図ります。 また、児童・生徒の保護者向けにも登録制メールで周知します。	総務課 教育課
32	母子健康教育事業（事故予防啓発）	
	新生児訪問、乳幼児健康診査や教室において、事故予防の重要性と予防方法、緊急時の対応について啓発を行います。	健康づくり課
33	交通事故防止対策	
	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体、民間団体等との連携・協力体制の強化を図ることで、総合的な交通事故防止対策を推進します。 チャイルドシート・シートベルトの正しい使用や着用徹底に向けた啓発を行うとともに、街頭指導を通じてドライバーや歩行者の交通安全意識の向上を促進します。	総務課

(3) 子育て世帯への経済的支援

子育てにかかる様々な負担感について、安心して子どもを生み育てることができるよう、各種手当の支給や費用助成などの経済的な支援を図るとともに、奨学金の問題など、進学・就職にあたって心理的な負担軽減にもつながる事業を進めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	韮崎市不妊症対策支援事業	
	一般不妊治療、特定不妊治療に対して、1年度につき20万円を限度とし、通算5年の助成を行います。 男性不妊治療は、1年度につき5万円を限度とし、通算5年の助成を行います。	健康づくり課
2	妊婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付事業	
	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。 あわせて、計10万円の妊婦支援給付金を支給し、妊婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康づくり課
3	韮崎市多子世帯応援事業（利用料・給食費の無償化）	
	国の制度で対象とならない多子世帯等の子どもの利用者負担（利用料・給食費）を市独自で免除して、保護者負担の軽減を図ります。	こども子育て課
4	出生お祝い品	
	出生のお祝いとして記念品を配布します。	健康づくり課
5	児童手当	
	子育てにかかる費用の一部を軽減させるため、子どもが満18歳に達した最初の3月31日までの間、当該手当を支給します。	こども子育て課

6	子ども医療費助成事業	
	医療費に係る経済的負担を軽減するため、満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	こども子育て課
7	子育て短期支援事業	
	一時的に家庭において、養育困難となった子どもの生活を確保するため、児童福祉施設を利用する際の費用を助成します。	こども子育て課
8	チャイルドシートの貸出し	
	帰省等により臨時的に必要な場合に、乳幼児の安全確保のためチャイルドシートの貸し出しを行うほか、レンタル事業者の情報等を提供します。	総務課
9	ファミリー・サポート支援事業	
	保護者の個々のニーズに対応できる育児支援サービスを提供する「ファミリー・サポート・センター」の利用促進のため、利用料を助成します。	こども子育て課
10	病児・病後児保育の利用料軽減	
	病児・病後児保育所の利用料について助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども子育て課
11	新入学児童祝品等支給事業	
	新入学児童の保護者に入学祝品（通学カバン）もしくは入学祝金を支給します。	教育課
12	小・中学校給食費無償化（第 2 子以降）	
	多子世帯における保護者の経済的負担軽減のため、韮崎市立学校に在籍する第 2 子以降の学校給食費を無償化します。	教育課
13	小学校バス通学補助事業・中学校遠距離通学費補助事業	
	通学に係る経済的負担を軽減するため通学費の一部を助成します。	教育課

14	中学校自転車通学用ヘルメット購入助成	
	通学に係る経済的負担を軽減するため、中学生の自転車通学用のヘルメット購入費を助成します。	教育課
15	市民バスこども割引	
	小・中・高校生の通学利用の利便性向上と利用促進を図るため、小児・中学生・高校生割引を実施します。	財務政策課
16	高校進学者への支援（山梨県）	
	県では、修学の意思のある私立高校生等が安心して勉学に打ち込めるように、各種の支援制度を設けています。 (1) 高等学校等入学準備サポート事業給付金（私立） (2) 奨学給付金（私立） (3) 高等学校等就学支援金（私立） (4) 山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金（第3子以降） (5) 学び直し支援金（私立）	山梨県
17	育英奨学金	
	経済的理由により大学等への修学困難な学生を支援するため、奨学金を無利子で貸付をする。	教育課
18	奨学金返還支援	
	市内に住み、働きながら奨学金を返還する就労初期の方を対象に奨学金の返還を支援します。（※要件あり）	デジタル戦略課
19	地方就職学生支援	
	東京23区内の大学を卒業後、本市に住み、県内の企業に就職予定の方を対象に、就職活動にかかった経費1回分の半額を補助します。（※要件あり）	デジタル戦略課
20	鉄道利用通学者支援補助金	
	市内に居住し電車を利用して県外大学などへ通学する学生に対し、定期券購入費用の一部を補助します。	デジタル戦略課

(4) 仕事と子育ての両立支援

共働き世帯が子育てと仕事を両立しやすくするため、育児休業等の促進など共働き・子育ての啓発を行うとともに、市の各種申請をオンラインで行うことで手間を減らすことができるよう DX 化を進めるなど、働く子育て世帯の負担軽減に取り組みます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	女性活躍企業応援事業	
	女性の活躍推進や職場環境改善実現に向け、女性活躍企業認定（えるぼし、くるみん、えるみん）の取得を目指す企業を支援します。	商工観光課
2	男性の育児休業取得促進事業	
	男性の育児参加を促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立を支援するため、育児休業制度を利用する男性労働者及び企業を支援します。	商工観光課
3	子育て応援アプリ【再掲】	
	妊娠期から子育て期にある父親や母親が気軽に活用できる子育て情報やお知らせの掲載、予防接種スケジュールなどの配信を行います。	健康づくり課
4	公立保育所・児童クラブへの保護者アプリ導入	
	保育 ICT システムを導入し、施設と保護者の連絡ツールや出欠状況の確認に保護者用アプリを活用しています。	こども子育て課
5	公立小・中学校への保護者アプリ等の導入	
	メールシステムを導入し、保護者への連絡ツールとして活用するほか、Microsoft フォームズによるアンケート調査など ICT による保護者の負担軽減を図ります。	教育課
6	病児・病後児保育【再掲】	

	病気の子どもを安心して預けることができるよう病児・病後児保育所を市立病院内に設置し、仕事と子育ての両立を支援します。	こども子育て課
7	病児・病後児保育のアプリ予約	
	病児・病後児保育所の利用について、スマホからいつでも利用登録・空き状況の確認、予約申請ができるよう、病児保育ネット予約サービスを導入し、保護者の利便性の向上と負担軽減を図ります。	こども子育て課
8	電子申請の推進	
	いつでもどこでも申請できるように、行政手続きのオンライン化を推進します。	デジタル戦略課

基本目標 4 支援が必要な子ども・若者や家庭に、寄り添いサポートする

施策の方向性

(1) 生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯について、家庭の貧困やヤングケアラー等の状況を把握する中で、経済的支援や相談体制の強化等に加え、こども食堂に対する支援や NPO 法人と連携したフードドライブ・学習支援・食糧支援等、関係機関が連携した支援の取組みを進めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	相談時における生活状況の把握	
	市で行っている各種の相談事業を活用し、養育環境や世帯の状況、経済的状況の把握に努めます。 また、各課において貧困を背景とした相談を受けた場合は、福祉課に情報の集約を行い、関係機関と連携し必要な支援につなげます。	福祉課 こども子育て課 健康づくり課
2	学齢期における状況の把握	
	全ての子どもが通う学校において、家庭状況をはじめとした、さまざまな情報把握を行い、必要な支援につなげます。	教育課 こども子育て課 福祉課
3	地域での相談の一元化	
	地域において気になる状況を把握した場合には、必ず情報の一元化の元となる福祉課への連絡を行うよう要請し、情報が不用意に周囲に漏れない体制づくりを行います。	福祉課 こども子育て課
4	相談情報の一元化と相談体制の確立	
	相談等で集められた情報は、一元的に管理し相談内容の蓄積を行い、「個人情報保護法」に基づき適切に取り扱うとともに、相談を受ける担当者についても、子どもの貧困に対する理解のための研修に参加し、適切な対応と質の向上に努めます。	福祉課 こども子育て課

情報の共有と各機関へのつなぎ		
5	学校を軸として、子どもや子育て世帯の状況の把握に努め、様々な資源を活用できるよう「学校プラットフォーム化」に向けて、韮崎市の子どもにおける学校の位置付けについて検討します。 地域で活動する団体やサービスに関する情報を把握し、子どもの貧困対策に有効となる情報の共有化を図ります。また、山梨県が実施する地域コーディネーターの養成研修を活用し、地域ネットワークの構築に努めます。	教育課 こども子育て課
支援情報の見える化		
6	市内にある様々な公共施設、地域で活動する各団体や各団体で実施するサービス内容の情報については把握に努め団体との連携を図ります。また、貧困対策にかかわる新しい事業の立ち上げや規模拡大の動向に注視し、子どもの貧困対策として有益な活動に対して支援を検討する等地域資源との結びつきを図ります。	福祉課
支援情報の発信		
7	公的支援や地域資源の情報について、既存の媒体の活用はもとより、保護者からのニーズが高かった電子媒体やSNSの活用を検討します。	こども子育て課
子ども・子育て支援事業		
8	子ども・子育て支援法に基づき、子育て施設に対する支援の仕組みを共有化し、利用料や副食費について保護者の負担軽減を図り、施設への財政支援を行います。	こども子育て課
就学援助事業		
9	経済的に余裕のない世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の全部または一部を支給します。	教育課
学習支援事業		
10	既存の「学習支援事業」について、利用者の意見や課題把握に努め、利用しやすい環境を整備します。また、子どもの学習支援の継続に努めます。	福祉課

生活困窮者自立相談支援事業		
11	生活困窮世帯に対し、相談兼就労支援員を配置し、相談及び必要なサービスの提供を実施します。また、支援が必要な子どもや世帯の情報を一元管理し、必要な公的機関や地域資源へのつなぎを行います。	福祉課
食糧支援事業		
12	子どものいる経済的支援が必要な世帯で、食糧が必要とされる世帯に対して、学校が長期休暇となる期間にあわせて無償で食糧を提供し、世帯把握や相談につなげます。	福祉課 こども子育て課
フードドライブ事業		
13	家庭で余っている食品を提供していただき、食品を必要としている生活困窮者やこども食堂に寄付する「フードドライブ事業」を通年で実施します。	福祉課 こども子育て課
生活困窮者住居確保給付事業		
14	離職または自営業の廃業により、経済的に困窮し住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し就労機会の確保に向けた支援を行います。	福祉課
生活困窮者向け就労支援		
15	最低限の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、ハローワーク等と連携し就労に関する支援を行います。	福祉課 こども子育て課
生活保護		
16	病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を受けられます。	福祉課
ヤングケアラーに関する周知啓発		
17	ヤングケアラー認知度向上のため市内関係機関に普及啓発のためのポスター・リーフレットを配布します。また小・中学校の生徒を対象に啓発パンフレットとカードを作成して配布します。	教育課 こども子育て課

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに向け、ひとり親家庭の生活安定と自立を促進するよう、各種手当や助成などの経済的支援をはじめ、生活改善のための相談、就労支援等を行います。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	児童扶養手当施行事業	
	ひとり親家庭の生活を支援するため、子どもが満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの間（障がい有する場合は 20 歳未満）、当該手当を支給します。	こども子育て課
2	ひとり親家庭医療費助成事業	
	ひとり親家庭の医療にかかる経済的負担を軽減するため、満 18 歳未満の子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	こども子育て課
3	ひとり親家庭等の自立支援の推進	
	母子・寡婦に加え父子家庭が安心して自立した生活を送れるよう、ひとり親家庭の実態を把握するとともに、相談体制の充実と経済的支援等を総合的に行います。また、母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭を対象とした総合的な相談事業を実施します。	こども子育て課
4	ひとり親世帯向け就労支援（母子家庭等自立支援事業）	
	ひとり親家庭の母または父に対し、資格取得の受講にかかる費用等の一部支給により資格の取得を容易にし、就業を支援することで生活の安定を図ります。	こども子育て課
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	
	ひとり親家庭や寡婦の方が、急な病気等による介護や就職活動等による保育サービスを一時的に必要とされる場合、家庭生活支援員によるサポートを受けられます。	こども子育て課

(3) 障がいや発達に課題のある子ども・若者への支援

障がいや発達に課題のある子ども・若者やその家族が安心して生活できるよう、特性や状況に応じて関連機関が連携し、乳幼児期から成人に達するまでの支援体制を強化する中で、それぞれの悩みや不安に寄り添った支援を行います。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	こねくと発達相談・言語相談・心理相談	
	乳幼児期における心身障がいの早期発見及び発達に課題のある子どもの就学前の相談や支援方法の検討を目的として、保護者等に対して助言・指導を行う相談体制の充実を図ります。	健康づくり課
2	保育所等巡回相談・公認心理師巡回・発達障がい児支援連携会議	
	健康づくり課・教育課・福祉課・こども子育て課の各担当で、幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園での生活状況や就学に関する情報を集め、相談体制を整えます（巡回相談）。 また発達障がい児等に関する知識を有する専門職（公認心理師）が、保育所、児童センター等への巡回等支援を実施し、支援を担当する職員等に対し、障がいの早期発見及び適切な対応のための助言及び職員向け研修等の支援を行います（公認心理師巡回）。 また発達障がい等のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援ができるよう、保健・医療・教育・福祉の関係者による会議を実施し、適切な支援を行うための体制強化を図ります（発達障がい児支援連携会議）。	健康づくり課 教育課 福祉課 こども子育て課
3	障がい児施策（児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス）	
	療育指導が必要な子どもに対し、専門的な個別支援を受けるため、障がい児通所支援サービスの利用の提供を行います（児童発達支援・保育所等訪問支援・放課後等デイサービス）。	福祉課

4	特別支援教育振興事業	
	特別支援学級に在籍する世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の必要額を支給します。	教育課
5	長期的な取組みが必要な方への支援（社会復帰と就労支援）	
	引きこもりや精神疾患等により、社会との接点が少ない時期を長く過ごした方が就労への意欲がある場合に、社会復帰と就労につながるよう、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った支援を計画的に行います。	福祉課
6	養育医療費助成事業	
	医師が入院を必要と認め、養育が必要とされる 2,000 g 以下の未熟児等に対する医療費の助成を行います。	健康づくり課
7	自立支援医療（育成医療）	
	現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる 18 歳未満の児童で、手術などの治療により、障がいの除去、軽減ができると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を助成しています。	福祉課
8	障害児福祉手当	
	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満のお子さんに対して、福祉の向上を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課
9	重度心身障害児福祉手当	
	心身に障がいのある在宅の児童（18 歳未満）に対して、福祉の向上を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課
10	特別児童扶養手当	
	精神または身体に重・中程度の障がいのある 20 歳未満のお子さんを養育している父母または養育者に、お子さんの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	福祉課

(4) その他の特別な支援

外国にルーツを持つ子どもに対する個別の支援を充実させるとともに、日本語の不自由な保護者への翻訳などの支援を行うほか、市が発信する情報の多言語化対応についても調査研究を進めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	外国籍の家庭への保育所等の円滑な利用に向けた支援	
	乳幼児期から国籍や民族の違いに触れ、互いに尊重する心を育てる国際保育推進のため、通訳等を保育所等に派遣することにより、外国籍の保護者が安心して子育てができ、かつ保育士も安心して保育に携われる環境を整えます。 身近な地域において日本語を学ぶことができる場を提供し、外国籍の住民が安心して生活することができる環境を整備します。	財務政策課 こども子育て課
2	情報の多言語化	
	外国にルーツを持つ子どもと子育て世帯に対する支援のため、情報発信時のルビの活用や、母国語に変換しやすいよう電子による伝達について調査研究します。	教育課 こども子育て課 デジタル戦略課

基本目標 5 子ども・若者を地域で支え、まちづくりを未来につなげる

施策の方向性

(1) 子ども・若者の居場所づくり

家庭や学校以外の第三の居場所づくりとして、子どもや若者が同世代・異世代と関わり、地域社会への参画のきっかけとなる交流の場を提供するとともに、遊びや体験の場として施設の整備や、学習・体験メニューの充実を図ります。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	児童の居場所づくり事業	
	学校等と連携して、児童センターや余裕教室等を活用した、児童の居場所の確保について方策を検討します。	教育課 こども子育て課
2	こども食堂の支援	
	子どもの居場所づくりを目的としてこども食堂を開設・運営する団体と連携し、利用者が抱える課題に対し団体と市が連携し支援を実施します。	こども子育て課
3	C o m e b a c k 支援事業	
	中高生の交流拠点である青少年育成プラザ Miacis で、子ども達の自主的な活動を応援するとともに、新たな事に挑戦する前向きな想いを受け止める支援事業を行います。	デジタル戦略課 教育課
4	市民交流センター図書館・学習室	
	市民交流センター内にある学習室と同じフロアにある図書館の利用とあわせて、子ども達の学習をサポートします。	教育課 財務政策課

5	地域のコミュニティ活動への支援	
	身近な場所で子どもの居場所が確保できるよう、地区公民館等を活用した地域のコミュニティ事業への助成を行います。	教育課 こども子育て課
6	公共施設開放の検討	
	身近な場所で子どもの居場所が確保できるよう、地区公民館等をはじめとする公共施設の子ども等への開放について調査検討を行います。	教育課 こども子育て課
7	韮崎スポーツクラブ	
	子どもから高齢者まで幅広い年齢層がスポーツに参加でき、地域住民の健康・体力づくりの向上に役立つだけでなく、地域住民との交流を深める場としての活用も可能な総合型地域スポーツクラブの利用を促進します。	教育課
8	安全な公園整備	
	「身近な場所で安心して遊べる公園・遊具がない」という意見が多く、今後も高いニーズがあることが想定されます。当面は既設の公園のバリアフリー化や遊具の安全性の確保を図りながら、安心して遊べる公園の設置について配慮していきます。また、施設設備の新設・更新、備品の購入を検討し、より良い環境の整備に努めます。	建設課
9	韮崎中央公園ちびっこ広場の整備	
	ちびっこ広場の複合遊具入れ替えや、おむつの交換台、幼児用便器などを備えたユニバーサルデザインのトイレを新設し、誰もが育児しやすい環境と親子が楽しく触れ合える場所へとリニューアルしました。引き続き、笑顔で利用できる居場所・環境づくりに努めます。	建設課
10	市営新体育館整備・運営	
	老朽化への懸念及び災害対策として市営体育館を移転整備します。指定管理者による運営を開始することで、キッズスペースでの託児サービス等を実施し多様な利用者の交流と子育て支援策を促進します。	教育課

11	市営総合運動場整備・運営	
	市営体育館跡地に芝生広場や遊具、あずまや等を整備します。新体育館と同じ指定管理者による運営を開始することで、多くの子どもたちが安全・安心に過ごせる空間づくりや、小・中学生に人気のバスケットボールによる公園利用を促進します。	教育課
12	地域の高齢者が参画した世代間交流促進事業	
	昔の遊びを通しての交流や、小学校等への祖父母の招待、地域まると介護予防推進事業での高齢者とのふれあいを通し、子どもに思いやりや、いたわりの心を育みます。	教育課 長寿介護課
13	親子ふれあい事業	
	「武田の里親子ふれあい事業」による自然や文化に触れる体験教室を開催し、大人と子どものふれあいの場を提供します。	教育課
14	葦崎大村美術館での美術鑑賞	
	美術品を鑑賞する喜びを多くの人々とともに分かち合いたいとの大村智館長の思いから、葦崎市内に在住・在学の小学生・中学生・高校生については、葦崎大村美術館の観覧が無料でできます。	教育課
15	公民館学級講座事業	
	地域の親子を対象にふれあいの場を設け子どもたちの社会参加と人間形成を支援するため、地区公民館の解放を促進します。	教育課
16	中高生のボランティア活動とキャリア教育支援	
	子育て支援センターと葦崎市社会福祉協議会により、中高生にボランティア活動の場や職場体験のキャリア教育の場を、夏休み期間を中心に提供していきます。	こども子育て課

17	姉妹都市中学・高校生派遣事業	
	姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市に本市の代表として中高生を派遣し、現地の一般家庭にホームステイをしながら異なる文化や習慣に触れ、相互理解を深めるとともに、学校などの施設訪問を通して現地の学生等と交流を深める国際交流事業を行います。	財務政策課
18	姉妹都市高校生ホームステイ事業	
	姉妹都市であるアメリカ合衆国フェアフィールド市から来菲する学生に市内の一般家庭にホームステイをしてもらい、市内の小学校・中学校・高校を訪問するなど、児童生徒と交流を深める国際交流事業を行います。	財務政策課
19	多様な体験活動の促進（環境美化運動・ごみ収集作業）	
	毎年、「全国青少年健全育成強調月間」にあわせ、市内の各地区住民と育成会を中心に、ごみ・空き缶拾いを実施します。環境美化運動等の体験活動を通して、公共心を育て、地域や環境への関心を高めま	教育課

(2) 若者の交流・移住定住の支援

若者が結婚や子育てをすることを望んだ場合に、地域の活性化につながるその選択をサポートするため、出会いの機会の創出や結婚生活の費用について支援を行うほか、住まいなどにかかる経費の一部を助成し、若者や子育て世帯の移住・定住を促進します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	C o m e b a c k 支援事業【再掲】	
	中高生の交流拠点である青少年育成プラザ Miacis で、子ども達の自主的な活動を応援するとともに、新たな事に挑戦する前向きな想いを受け止める支援事業を行います。	デジタル戦略課 教育課
2	婚活支援事業	
	他自治体との連携による独身男女の出会いの場として、蕨崎市と近隣地域それぞれの特色・魅力を活かした体験をテーマにした対面イベントを行います。	デジタル戦略課
3	友活イベント事業	
	商工会と連携し、市内事業所に勤務している若手社員の交流イベントを実施し、若者のリアルな出会いの機会づくりを行います。	デジタル戦略課
4	結婚生活支援事業	
	新婚世帯の新生活のスタート費用（家賃等）を補助します。（※要件あり）	デジタル戦略課
5	就労支援・雇用の確保	
	若者の就労支援として、近隣市町など関係機関と連携した合同企業説明会を行うほか、企業誘致・事業承継・新事業展開などに対する支援により、安定した雇用の維持確保を行います。	商工観光課

6	起業・出店等への支援	
	商工会と連携し、空き事業所（店舗）など既存の施設を活用するための支援や新規起業者の支援等を行います。	商工観光課
7	市の魅力の発信	
	移住・定住に関するサイト、各種イベント・セミナーの開催、ふるさと納税による特産品のプロモーションを行い、関係人口の増加と移住・定住の促進につなげます。	デジタル戦略課
8	地域おこし協力隊事業	
	都市地域から移住しまちづくりへの支援や地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」を募集し、地域への定住・定着を図ります。	デジタル戦略課
9	移住・定住相談窓口	
	韮崎市の「住まい」「仕事」「地域のこと」など移住に関する相談、必要な情報のサポートを行う「移住・定住相談窓口」を設置し、移住・定住の促進を図ります。	デジタル戦略課
10	移住イベント	
	韮崎市内で起業する先輩移住者などから直接現地の情報を聞くことができるオンラインイベントや、バスツアーなどを企画し、移住の促進を図ります。	デジタル戦略課
11	移住支援金	
	東京23区内から移住した方で、各要件を満たしている方に支援金を交付します。（※要件あり）	デジタル戦略課
12	住まいるマイホーム助成	
	市内に新たに住宅を取得し、定住する方に助成金を支給します。（※要件あり）	デジタル戦略課
13	定住促進住宅家賃助成	
	定住促進住宅へ市外から入居する方または新婚夫婦で新たに入居される方を対象に、入居日から2年間、家賃助成を行います。	営繕住宅課

(3) 地域の子育てネットワーク

地域で子育てを支援する体制の推進として、様々な子育て世帯のニーズに寄り添うことができるよう、行政だけでなく地域における子育て支援の取組みについても連携を図り、子育てネットワークの強化に取り組みます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	愛育会活動	
	愛育班活動（声かけ・見守り）を通じて、子どもたちが健やかに産まれ育ち、病気や障がいがあっても一生を通して住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを見守る活動を推進します。	健康づくり課
2	子育てイベントの実施	
	子育て支援にかかわる機関や団体などと協力して行う「にらちびフェスティバル」など、子育て世代を対象とした各種イベントを開催して、子育てに関する様々な情報提供・交換や仲間づくりを支援します。	こども子育て課
3	親子料理教室の開催	
	食生活改善推進員や子育て支援センター等の協力のもと、親子を対象とした料理教室を開催し、自分で料理をする体験を通して心と身体の健康を維持することや共食の大切さ等を普及していきます。	健康づくり課
4	地域人材活用の推進	
	地域で幅広い経験や知識を有する人材を講師として招き、農業や音楽（合唱・琴等）、踊り等の指導を受けることで、児童・生徒がいいきと学ぶ機会をつくれます。	教育課

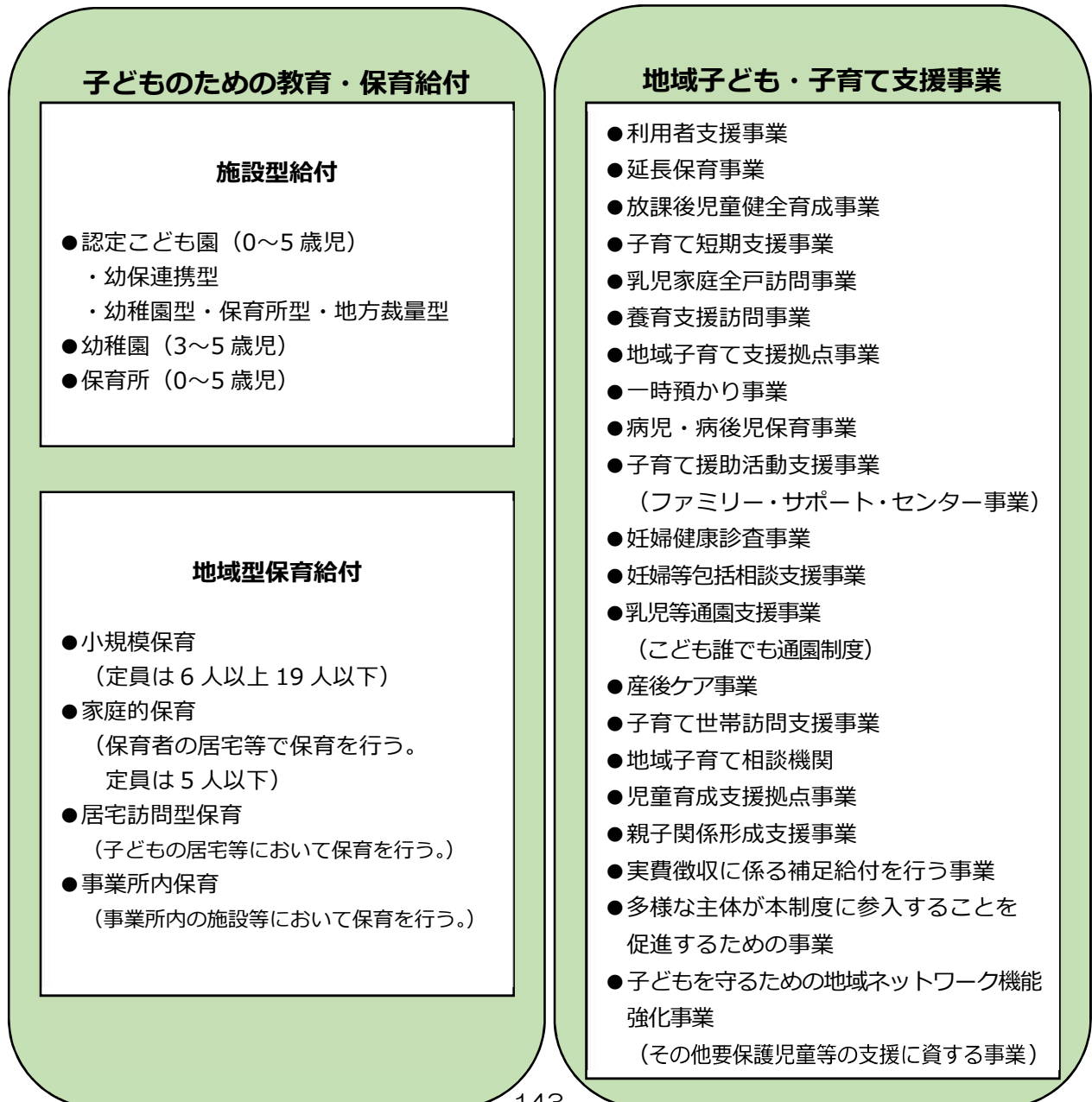
第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 量の見込の算出にあたって

子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して市が定める計画とされており、「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」に関して、5年間の量の見込み、またそれに対する提供体制の確保方策、実施時期を定めるものです。

量の見込みは、蕪崎市第2期子ども・子育て支援事業計画の実績や児童人口の将来推計、教育・保育の現状分析、計画策定に先がけて実施したニーズ調査の結果などを基に、国の示す考え方に沿って算出しました。

(1) 子ども・子育て支援事業計画に係る事業の体系



(2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法の基本指針では、量の見込や確保方策を設定する単位として、市町村が地域の実情を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる区域(提供区域)を定めることが求められています。

本市では、地域性や現在のサービスの利用状況などから、市全体でのバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、第1期及び第2期計画と同様に、市全域を一つの提供区域と設定することとします。

(3) 本市児童の人口推計

計画期間における0～11歳の児童人口は、国の手引きで示されている方法を用い、令和3年度から令和6年度の人口及び令和2年から令和5年10月1日現在の15歳～49歳女性人口により推計しました。

推計結果を見ると、計画開始年度である令和7年度の2,006人から最終年度の令和11年度には1,802人になると予測され、5年間で約10.2%の減少が見込まれています。

単位：人

単位：人	実績		推計					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	163	121	137	137	137	137	135	135
1歳	132	167	122	138	138	138	137	136
2歳	157	132	170	123	140	140	140	139
3歳	165	161	134	173	126	143	143	143
4歳	177	159	159	133	171	125	141	141
5歳	183	177	160	161	134	171	126	142
6歳	197	185	175	158	159	133	170	124
7歳	191	204	187	176	159	160	134	172
8歳	187	191	203	186	175	158	160	132
9歳	178	193	191	202	185	175	159	159
10歳	205	176	191	189	200	183	173	157
11歳	226	210	177	192	190	201	184	174
合計	2,161	2,076	2,006	1,968	1,914	1,864	1,802	1,754

第 2 節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込と確保方策を設定することとなっています。

(教育・保育給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性和利用できる保育サービス	
1 号	満 3 歳以上	必要性なし	● 幼稚園・認定こども園（教育部分）など
2 号		必要性あり	● 保育所・認定こども園（保育部分）など
3 号	0～2 歳		

(施設等利用給付認定)

認定区分	対象	保育の必要性和利用できる保育サービス	
新 1 号	満 3 歳以上	必要性なし	● 幼稚園（※新制度未移行）など
新 2 号	3 歳以上	必要性あり	● 幼稚園・認定こども園（教育部分）など + 預かり保育 ● 認可外保育施設等 + 一時預かり事業、 病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など
新 3 号	0～2 歳かつ 住民税非課税の世帯		● 認可外保育施設等 + 一時預かり事業、 病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など

(1) 教育事業（1号認定・新2号認定）

（単位：人）

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	148	140	132	124	116
1号認定	86	81	77	72	67
新2号認定	62	59	55	52	49
②確保の内容 特定教育・保育施設	214	214	214	214	214
幼稚園	180	180	180	180	180
認定こども園	34	34	34	34	34
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①	66	74	82	90	98

【提供体制・量の確保方策の考え方】

私立幼稚園1園、認定こども園2園で受け入れを実施します。量の見込みのピークである令和7年度の必要利用定員総数148人に対し、受け入れ可能人数が上回っています。

(2) 保育事業（2号認定（保育））

（単位：人）

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	357	358	355	359	359
②確保の内容 特定教育・保育施設	440	440	440	440	440
保育所	325	325	325	325	325
認定こども園	115	115	115	115	115
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	83	82	85	81	81

【提供体制・量の確保方策の考え方】

市立保育所2園、私立保育所1園、認定こども園2園で受け入れを実施します。現在、量の見込みのピークである令和7年度の必要利用定員総数357人に対し、提供体制は十分に確保されています。

(3) 保育事業（3号認定）

（単位：人）

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	232	243	242	242	242
0歳児	43	43	43	43	44
1歳児	84	95	94	94	93
2歳児	105	105	105	105	105
②確保の内容 特定教育・保育施設	255	255	255	255	255
保育所	164	164	164	164	164
認定こども園	79	79	79	79	79
認可外保育施設	12	12	12	12	12
②－①	23	12	13	13	13

【提供体制・量の確保方策の考え方】

市立保育所2園、私立保育所1園、認定こども園2園で受け入れを行います。現在、量の見込みのピークである令和7年度の必要利用定員総数に対し、0歳児、1歳児、2歳児ともにそれぞれの提供体制は十分に確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、各保育施設や事業の連携を図る中で、適切な提供体制の確保に努めます。

■参考：計画期間中の保育利用率

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
54.1%	61.1%	58.3%	58.3%	58.7%

※保育利用率…3歳未満の子どもの人口に占める、利用定員の割合

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）

【事業の内容】

子育て世帯の困りごとやニーズにあった支援ができるよう、利用者からの相談に応じて利用者支援専門員や保健師が必要な情報の提供やアドバイス、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業です。

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・量の確保方策の考え方】

現在、市内2箇所（子育て支援センター・保健福祉センター）にて事業を実施しています。それぞれの子育て世帯が個々の状況にあった地域の施設や事業を円滑に利用できるよう、今後も現在の体制を維持して支援を行います。

(2) 延長保育事業

【事業の内容】

保育事業を利用している保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）を超える保育を必要とする場合に、保育所・認定こども園等の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業です。

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	131	128	126	124	122
②確保の内容	140	140	140	140	140
②－①	9	12	14	16	18
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

保育所及び認定こども園で延長保育を実施します。現在、量の見込み（保育標準時間利用者の延長保育へのニーズ）のピークである令和7年度の必要利用人数131人に対し、提供体制は確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の内容】

保護者が共働きである世帯や、昼間留守が多い世帯の小学生児童を対象に、児童センターや学校の余裕教室、専用の施設等で、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

全市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	321	316	311	305
1年生	101	99	98	97	95
2年生	98	96	95	94	92
3年生	61	60	59	58	57
4年生	39	39	38	37	36
5年生	15	14	14	13	13
6年生	13	13	12	12	12
②確保の内容	350	350	350	350	350
②－①	23	29	34	39	45
実施箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

放課後児童健全育成事業は、市内の4施設7クラブで実施しています。現在、量の見込みのピークである令和7年度の必要利用人数327人に対し、提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、教育委員会と連携し、小学校の余裕教室や特別教室、図書館等の施設を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に実施場所として利活用するなど、一時的な利用を促進することで適切な提供体制の確保に努めます。

また、きめ細かな支援を必要とする子どもや虐待への対応等、配慮を要する児童についても、可能な限り受け入れに努めていきます。

■放課後子どもプラン推進事業（放課後子ども教室）

【事業の内容】

地域住民の協力を得て、子どもたちの放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことにより、地域との交流及び児童の心身の健全な育成を図る事業です。

（単位：人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	43	40	38	38	37
1 年生	9	8	8	7	7
2 年生	8	8	7	7	6
3 年生	5	8	7	7	6
4 年生	4	5	7	7	6
5 年生	7	4	5	6	6
6 年生	10	7	4	4	6
②確保の内容	43	40	38	38	37
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

本市では、穂坂小学校放課後子どもプラン推進事業として、1 施設 1 箇所で放課後子ども教室を実施しています。現在、量の見込みのピークである令和 7 年度の必要利用人数 43 人に対し、提供体制は確保されています。

（4）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の内容】

18 歳未満の子どもを対象に実施します。児童を養育している保護者が、病気その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により一時的に母子等を保護することが必要となった場合に、7 日以内を原則とし、実施施設において当該児童等に一時的に必要な養育、または保護を行う事業です。

(単位：日／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	65	65	65	65	65
②－①	65	65	65	65	65
実施箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

ショートステイ事業については、利用実績に基づくニーズ量の補正を行いました。量の見込みに対し提供体制は確保されています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の内容】

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師・助産師等が訪問し、健康状態や生活の様子を把握するとともに、子育て支援に関する相談・助言・情報提供等を行う事業です。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	137	137	137	137	137
②確保の内容	137	137	137	137	137
②－①	0	0	0	0	0
実施体制	保健師等 9 名	保健師等 9 名	保健師等 9 名	保健師等 9 名	保健師等 9 名
担当課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課

【提供体制・量の確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業については、確保の内容にある数値に限らず、対象となる乳児のいる全ての家庭に実施します。また、母親支援・乳児ケアとして、にこにこ子育て相談やフォロー訪問の実施、産前産後ケアセンターとの連携を推進します。

(6) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要とされる家庭を対象に保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談を行う事業です。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	87	85	84	82	80
②確保の内容	87	85	84	82	80
②－①	0	0	0	0	0
実施体制	保健師 7 名	保健師 7 名	保健師 7 名	保健師 7 名	保健師 7 名
担当課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課

【提供体制・量の確保方策の考え方】

養育支援訪問事業については、確保の内容にある数値に限らず、必要となる全ての家庭に実施します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

保護者同士が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談・情報提供・助言その他の援助を行い、子育てを支援する事業です。

(単位：人／月)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3,567	3,496	3,425	3,354	3,283
②確保の内容	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②－①	33	104	175	246	317
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

子育て支援センターにて実施しています。現在、量の見込みに対し、提供体制は適正に確保されています。また、市ホームページ等で事業の周知を図り、利用の促進を行います。

(8) 一時預かり事業

【事業の内容】

幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児について、教育標準時間の前後や長期休業日等に一時的な預かりを行う事業と、保護者が仕事、病気、用事等の理由により、家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園・認定こども園・保育所・子育て支援センターで一時的な預かりを行う事業があります。

■幼稚園型

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,485	6,851	6,837	6,839	6,562
預かり保育	162	168	154	156	148
定期的利用	6,683	6,683	6,683	6,683	6,414
②確保の内容	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②－①	155	149	163	161	438
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

■その他（保育所・子育て支援センター）

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,717	3,629	3,545	3,575	3,442
②確保の内容	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
②－①	123	211	295	265	398
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

一時預かり事業は、市内7箇所にて実施しています。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病気（病児）や病気回復期（病後児）などの集団保育が困難な児童が、保護者による保育を受けられない場合に、病院や保育所に付設された専用スペース等において保育士・看護師等が一時的な保育を行う事業と、体調不良となった在園児へ緊急的な対応を行う事業があります。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,325	1,297	1,269	1,252	1,231
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
②－①	25	53	81	98	119
実施箇所数 (病児・病後児型)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実施箇所数 (体調不良児型)	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

病児・病後児保育事業は、市内 4 箇所に実施しています。現在、量の見込みのピークである令和 7 年度の必要利用人数 1,325 人に対し、提供体制は適正に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。利用するには会員登録が必要で、利用料金がかかります。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	930	940	950	960	970
②確保の内容	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②－①	70	60	50	40	30

【提供体制・量の確保方策の考え方】

今後の量の見込みのピークである令和 11 年度の必要利用人数 970 人に対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、必要に応じて公費負担による医学的検査を行う事業です。

(単位：延べ回数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,076	2,046	2,016	1,987	1,958
②確保の内容	2,076	2,046	2,016	1,987	1,958
②－①	0	0	0	0	0
実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、B 群溶血性連鎖球菌（G B S）、ヒト白血病ウイルス-1 型（H T L V-1）抗体検査、クラミジア抗原検査、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査、子宮がん検診、血糖検査				

【提供体制・量の確保方策の考え方】

国が示す妊婦健康診査の実施基準に基づき、基本検査（14 回）＋追加検査（6 回）の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

【事業の内容】

妊婦等に対して、面談等により妊産婦の心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(単位：延べ回数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	420	420	420	417	417
②確保の内容	420	420	420	417	417
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数 (保健福祉センター)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

保健福祉センターにて保健師による面談等を実施します。現在、量の見込み（妊婦等への相談支援へのニーズ）について提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、適切な提供体制の確保に努めます。

（13）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業の内容】

生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、子どもの育ちを応援するとともに多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わずに通園できる事業です。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	－	5	5	5	5
0歳児	－	2	2	2	2
1歳児	－	2	2	2	2
2歳児	－	1	1	1	1
② 確保の内容	－	5	5	5	5
0歳児	－	2	2	2	2
1歳児	－	2	2	2	2
2歳児	－	1	1	1	1
②－①	－	0	0	0	0

【提供体制・量の確保方策の考え方】

他の自治体の事例等を参考にすることで、令和8年度からの本格実施に向けた提供体制の確保に努めます。

(14) 産後ケア事業

【事業の内容】

育児への不安や負担感を有する産後 4 か月までの母親と乳児が宿泊し、母体の休養と体力の回復、母体ケア・育児ケアを行う事業です。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
②確保の内容	66	66	66	66	66
②－①	39	39	39	39	39
実施箇所数 (山梨県産後ケアセンター)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

山梨県産前産後ケアセンターで宿泊型産後ケアを実施します。現在、量の見込み（利用のニーズ）について提供体制は確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

【事業の内容】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(単位：人／年)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	47	45	44	42	41
②確保の内容	47	45	44	42	41
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・量の確保方策の考え方】

子育て支援センター・保健福祉センターで実施する「利用者支援事業」や「妊婦等包括相談支援事業」等を通じて、支援が必要と認められる子育て家庭についてアセスメントを行い、研修を受けた者による訪問支援を実施しています。

（16）地域子育て相談機関

【事業の内容】

相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある身近な相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加させることを目的に、子育て支援に関する情報提供や、相談及び必要な支援へのつなぎを行う事業です。

（単位：箇所）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・量の確保方策の考え方】

子育て支援センターで実施します。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

（17）児童育成支援拠点事業

【事業の内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【提供体制】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(18) 親子関係形成支援事業

【事業の内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【提供体制】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

世帯の所得状況や子どもの人数等により、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき副食費に要する費用等の実費負担を助成する事業です。

【提供体制】

引き続き、国の地域子ども・子育て支援事業の補足給付事業に即し、1号認定の子どもの副食費等に対し、助成を行います。(市独自での制度拡充部分あり)

(20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への多様な主体の参入促進に関する調査研究、その他多様な主体の能力を活用した幼稚園等の設置や運営等を促進するための事業です。

【提供体制】

子ども・子育て支援事業計画による量の見込みや地域の状況等を勘案する中で、多様化する子育て支援ニーズや新規事業等の対応について、多様な主体の持つ柔軟な考え方や提案に対する相談や支援を行ってまいります。

（21）子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業の内容】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化を図る事業です。

【提供体制】

年1回の代表者会議及び年4回の実務者会議を通じて、関係機関との連携の強化と顔の見える体制の構築により虐待の早期発見に努めるとともに、支援する職員の専門性向上のための研修を受講する中で相談支援体制を充実させるなど、地域全体で子どもたちを守るための取り組みを引き続き実施していきます。

第4節 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

子育て世帯を取り巻く情勢の変化により、教育・保育及び子育て支援事業に対するニーズはさらに多様化と高まりを見せていくと予想されます。施設や事業の規模、内容などを随時検討する中で、本市の実情に合った提供体制の整備を行っていくものとします。

また、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、教育・保育の質の確保、向上を図るため、市内幼稚園等の施設長による会議での継続的な情報共有や施設職員による意見交換の場の設定、研修の機会の確保などに努めるとともに、全ての子どもたちの連続した学びの機会や生活と学びの基盤づくりを保障するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、また小学校等との連携を促進していきます。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された「子育てのための施設等利用給付」について、保護者の負担軽減や手続きの利便性などを考慮しながらわかりやすい周知に努めるとともに、円滑かつ適正に支給していきます。また、特定教育・保育施設等の確認や認可外保育施設に対する指導監査等の事務の執行について、県との連携を密に図る中で実施します。

資料編

① 計画策定までの経過

年 月 日	項 目 名	内 容 等
令和 6 年 6 月 7 日	第 1 回 子ども・子育て会議	・「(仮称) 荏崎市こども計画」策定にかかるアンケート調査について ・「(仮称) 荏崎市子どもの権利条例」制定に向けた取組みについて 等
令和 6 年 6 月 14 日～ 6 月 28 日	ニーズ調査、アンケート調査の実施	
令和 6 年 11 月 5 日	第 2 回 子ども・子育て会議	・子どもの権利条例に関する意見聴取について ・(仮称) 荏崎市子どもの権利に関する条例(素案)について ・こども計画アンケート調査報告書について ・(仮称) 荏崎市こども計画の骨子(案)について 等
令和 6 年 12 月 6 日	第 3 回 子ども・子育て会議	・荏崎市子どもの権利に関する条例(素案)について ・荏崎市こども計画(素案)について 等
令和 6 年 12 月 20 日～ 令和 7 年 1 月 17 日	パブリックコメントの実施	
令和 7 年 2 月 日	第 4 回 子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・荏崎市子どもの権利に関する条例の承認 ・荏崎市こども計画の承認 等

② 韮崎市子どもの権利に関する条例

韮崎市条例第 号

韮崎市子どもの権利に関する条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利の保障（第3条—第7条）

第3章 子どもの居場所づくり（第8条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第9条—第14条）

第5章 子どもの権利の普及（第15条・第16条）

第6章 相談体制（第17条）

第7章 施策の推進（第18条）

第8章 雑則（第19条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、可能性に満ちた未来への希望です。

全ての子どもは、生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。個別の人格と尊厳を持ち、人種、性別又は障がいの有無などによって差別されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、社会の一員として一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもの権利を保障するためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。子どもの意見を聴き、それを尊重することは、子どもの成長と自己肯定感の促進につながります。子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイデアを提案することもあります。

大人は、常に子どもの心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の理念に基づき、子ど

もたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していけるよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 子ども 市内に居住し、在学し、又は在勤する等市内において生活し、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認める者をいいます。

(2) 保護者 子どもの親及び里親その他子どもの親に代わり養育する者をいいます。

(3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校

エ アからウまでに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として在学し、通所し、又は入所する施設

(4) 市民等 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に居住し、在学し、又は在勤する者

イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第3条 保護者は、子どもの権利を理解し、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを

認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

- 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。
- 4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。
- 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第4条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するものとします。
- 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

（地域における権利の保障）

第5条 市民等は、地域のさまざまな人、自然、文化及び歴史との関わりの中で、地域が子どもにとって大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

- 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。
- 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
- 4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことについて、いつでも市に提案することができます。
- 5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（市による権利の保障）

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもの最善の利益を考えて、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関する施策を推進しなければなりません。

- 2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な

支援及び総合調整を図らなければなりません。

- 3 市は、子どもの権利の保障について、国、県その他子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

(他者の権利の尊重)

第7条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとしてします。

第3章 子どもの居場所づくり

(居場所づくり)

第8条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが安心して過ごすことができるよう、遊び、学び、休息等のための居場所づくりに努めるものとしてします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、前項に規定する居場所づくりに関し、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとしてします。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見等の表明及び参加)

第9条 市は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもの意見等を反映させるために、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるものとしてします。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとしてします。

(虐待及び体罰の防止)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってははいけません。

- 2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。
- 3 市及び施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。
- 4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援を行うものとしてします。

(差別、いじめその他の権利の侵害の防止)

第 1 1 条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが人種、性別、障がいその他の子ども若しくはその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益又はいじめその他の権利の侵害（以下これらを総称して「いじめその他の権利の侵害」といいます。）を受けることがないようにしなければなりません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の防止及び早期発見に努めなければなりません。

3 市、施設関係者及び市民等は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するため、関係機関と連携し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(貧困の防止)

第 1 2 条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困の防止に取り組むものとします。

(有害・危険な環境からの保護)

第 1 3 条 市、施設関係者及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害又は危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとします。

2 市は、前項に規定する取組に関し、子ども、保護者、施設関係者及び市民等に必要な情報を提供するものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第 1 4 条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自らの意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第 5 章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第 1 5 条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及を行うものとします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第 1 6 条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援を行うものとします。

- 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、理解を深めることができるよう、必要な支援を行うものとします。

第6章 相談体制

(相談窓口の設置)

- 第17条 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

第7章 施策の推進

(推進計画)

- 第18条 市は、第6条第1項に規定する子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画（こども基本法第10条に規定する市町村こども計画のことをいいます。以下この条において同じ。）を策定します。
- 2 市は、推進計画を策定し、又は変更しようとする場合は、韮崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月韮崎市条例第33号）に規定する韮崎市子ども・子育て会議（第4項において「子ども・子育て会議」といいます。）の意見を聴きます。
 - 3 市は、推進計画を策定するに当たり、子ども、保護者及び市民等の意見等を反映させるよう努めるものとします。
 - 4 市長は、推進計画の実施状況について検証するため、子ども・子育て会議に諮るものとします。

第8章 雑則

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

③ 韮崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日条例第33号

韮崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、韮崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 法第6条第2項に規定する保護者

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、

市長が会議を招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 子育て会議の事務は、こども子育て課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(韮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 韮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和5年1月11日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

④ 子ども・子育て会議委員名簿

No	氏 名	所属（団体名）：役職等	備考
1	石山 あづ美	常葉大学保育学部 教授	1号委員
2	中山 友江	元 山梨学院短期大学 特任講師	〃
3	野村 武司	東京経済大学現代法学部 教授	〃
4	一木 芳恵	民生委員・児童委員協議会 会長	2号委員
5	内藤 香織	NPO 法人子育て支援センターちびっこはうす 理事長	3号委員
6	内藤 慶子	NPO 法人にららん 理事長	〃
7	今福 千恵子	韮崎カトリック白百合幼稚園 園長	〃
8	石川 健	山梨英和ダグラスこども園 園長	〃
9	矢崎 夏実	すみれ韮崎保育園 園長	〃
10	中山 英里	公立保育園 保護者代表（すずらん保育園）	4号委員
11	小野 貴史	韮崎カトリック白百合幼稚園 保護者代表	〃
12	佐藤 すみれ	山梨英和ダグラスこども園 保護者代表	〃
13	鈴木 保仁	すみれ韮崎保育園 保護者代表	〃
14	佐藤 安雄	韮崎市小中学校校長会 会長（韮崎東中学校 校長）	5号委員
15	西田 遙	NPO 法人河原部社 理事長	〃
	横田 あゆみ	市立たんぽぽ保育園 園長	事務局扱い
	猪又 しげ美	市立すずらん保育園 園長	〃
	清水 淳子	教育課 学校教育担当	〃
	福田 望	健康づくり課 保健指導担当	〃
	立花 重人	福祉課 生活支援担当	〃
	小倉 利仁	福祉課 障がい福祉担当	〃
	小林 和記	デジタル戦略課 地域戦略担当	〃
	稀代 邦哲	こども子育て課長	事務局
	小屋 理恵	こども相談担当リーダー	事務局
	清水 ひとみ	保育担当リーダー	事務局
	望月 佐知恵	子育て支援担当リーダー	事務局
	飯塚 慎一	子育て支援担当	事務局

⑤ 用語集

あ 行

愛育会

地域の人たちの健康を見守る自主組織です。

育児休業制度

「育児・介護休業法」で規定されている、労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することのできる制度です。満 1 歳（両親ともに育児休業を取得した場合は 1 歳 2 か月。保育所に預けられないなどの事情がある場合は最長 2 歳）に満たない子どもを養育する保護者が、事業主に申請することによって、育児休業を取得することができます。

N P O

Non-Profit Organizationの略であり、「民間非営利団体」と略される、営利を目的とせず自主的・継続的に社会貢献活動を行う団体のことです。

か 行

核家族化

「核家族」とは、『夫婦のみ』『夫婦とその未婚の子ども』『父親または母親とその子ども（父子世帯及び母子世帯）』のいずれかの形態である家族のことであり、我が国における都市化や高度経済成長に伴って、3 世代以上が同居している「大家族」世帯等が減少し、この「核家族」世帯が増加した現象のことをいいます。

学校プラットフォーム

「子どもの貧困対策に関する大綱」（2014 年 8 月 29 日閣議決定）において、「教育の支援では、『学校』を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る」ものとして使用された言葉です。

家庭児童相談員

児童やその家庭に生じた問題、虐待、配偶者暴力などに関する相談・カウンセリングを行う専門職です。

子育て支援センター

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域全体で子育て支援を行う施設です。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置している、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じた支援や保健・医療・福祉などの関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。

こども家庭庁

「こどもまんなか」の社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るための中心機関としてつくられた国の組織のことです。

こども家庭センター

令和4年（2022年）の改正児童福祉法等にて、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を維持し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として、市町村に設置が努力義務化されました。

全ての妊産婦・こども・子育て世帯を対象に、「母子保健」と「児童福祉」が一体的な相談や支援を行います。相談には、保健師や社会福祉士、家庭相談員などの専門職が対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援につなぎます。

こども基本法

日本国憲法・こどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸

福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する政策を総合的に推進するためにつくられた法律のことです。

子ども・子育て支援法

幼児教育・保育や待機児童の解消、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の支援や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律のことです。

こども食堂

子どもやその保護者及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんの機会を提供することを目的に行われている社会活動です。

こども大綱

こども基本法に基づき、「こども・若者や子育て当事者のため」、「こども施策を総合的に推進するため」の「こどもまんなか社会」実現に向けて定められたものです。

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

子ども 110 番の家

危険を感じた子どもが助けを求めてきた時に、子どもを保護する役割を担っている家や施設です。

施設型給付

子ども・子育て支援新制度にて創設された、幼稚園・保育所・認定こども園に対する財政支援のための共通の給付のことです。

児童センター

児童館の一つで、地域の子どもの心身の健全な育成を目的に、主に運動などの遊びを通じた子どもの運動能力や体力の向上が図られる事業や設備が整備されている施設です。

児童相談所

児童の福祉に関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、ニーズに応じた支援を行うことで子どもの福祉と権利擁護を行うことを目的とする児童福祉行政機関のことです。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るために、全ての市区町村に設置されている民間の福祉団体です。
また、地域住民ボランティアや保健・福祉等の関係者、行政機関等の参加・協力を得ながら活動しています。

スクールカウンセラー

学校において、子どもの生活上での悩みや問題等についての相談対応や助言を行う、臨床心理の専門職です。

スクールガード

子どもを事件等から守るため、下校時を中心に付き添い等の見守り活動を行い、犯罪の未然防止を図っている地域のボランティアの方々のことです。

スクールソーシャルワーカー

学校において、子どもが抱える悩みや問題を取り巻く環境要因の調整や直接的な介入等を通して、保護者や教員と連携・協力しながら支援を行う社会福祉の専門職です。

た 行

地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度にて創設された、0～2歳児を対象とする小規模保育等の事業に対する財政支援のための給付のことです。

DX（ディーエックス）

デジタル技術を駆使して、業務や作業のプロセスを変革することを指します。クラウド技術を活用し紙媒体を削減する等、さまざまな分野で業務効率化を促進します。

特別支援学級

平成19年より始まった従来の盲・聾・養護学校などの障がいの種類を超えた学校制度です。障がいの程度が比較的重い視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象としています。

は 行

パブリックコメント

市が重要な計画や条例等を策定するときに、その趣旨や内容を市民の方々に公表し、提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きです。

バリアフリー

社会生活を送る上で妨げとなる障壁（＝バリア）となるものを除去（フリー）するという

意味で、建物や道路の段差解消など、生活環境上の物理的障壁を除去する考え方のことです。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

ひきこもり

就学や就労、交遊等の社会的参加を避け、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が、6か月以上続いていることです（重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除きます）。

P D C A サイクル

点検・評価を一連のシステムとして進める手法で、計画をたて（P l a n）、実行し（D o）、実行した結果を評価し（C h e c k）、計画のさらなる見直し（A c t i o n）を行うことをいいます。

プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことです。

フードドライブ

未開封で賞味期限前の食品を提供してもらい、家庭で発生した未利用食品の有効活用の一環です。

母子・父子自立支援員

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて各自治体の福祉事務所に配属されている、ひとり親となったことで生じた様々な悩みに対する相談対応や、経済的支援に関する指導等を行う専門職です。

や 行

ヤングケアラー

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている、障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている方のことです。

要保護児童対策地域協議会

全ての子どもが心身ともに健やかに安心して育つことができるよう、児童福祉、教育、警察などの関係機関が連携し、児童虐待等を早期発見・対応できるよう活動している協議会です。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、施設や遊具、仕組みなどが全ての人にとって、利用・享受できる仕様・デザインに工夫する考え方のことです。

ら 行

ライフステージ

人生の変化を節目で区切り、それぞれの段階ごとに区分し個人の成長や発展を反映します。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされます。

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として、早期に行われる適切な医療と保育のことです。